

第1部 厚生行政の背景

第1章 人口構造の変動とその諸問題

経済の高度成長は、出生・死亡・移動など人口のさまざまな側面に少なからぬ影響を与えつつある。本来、人口の動きには国民の生活態度や生活環境などが端的に反映するものであるから、人口の動きを見ることによって、そこに経済や社会の動向と問題の所在を知ることができる。しかし、反面人口は、経済および社会の今後の動きを決定する基礎的条件でもある。たとえば、出生率・死亡率の急速な低下は、年齢構造の変化、特に幼少人口の減少と高齢人口の増加を伴い、人口資質の問題や老人問題など多くの問題を発生させている。

第1部 厚生行政の背景

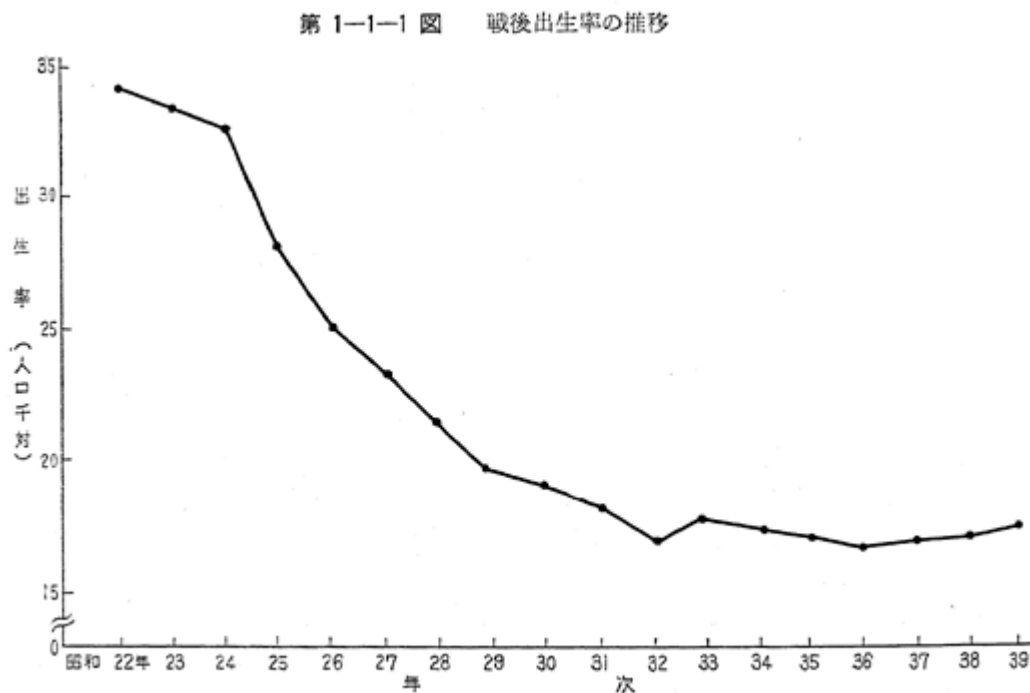
第1章 人口構造の変動とその諸問題

第1節 出生率の動向

わが国の出生率は、大正末期から徐々に低下しつつあったが、急速な低下を始めたのは今次大戦後のことである。

昭和22年から24年までの3年間は、戦争中から繰り延べられた出生が集中したためベビー・ブームの年となり、出生数は年間260万以上、出生率も33(人口千対)以上という高さであった。しかし、第1-1-1図に見られるように、その後の出生率の低下は急速であって、32年には17.2と、戦後10年のうちに半減した。このような急速な出生率の低下は、諸外国にもその例を見ないところであって、しばしば注目の的になっている。

第1-1-1図 戦後出生率の推移



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

このような出生率の急速な低下は、多産から少産へという人口の近代化の過程に即した動きであったが、また、いくつかの重要な問題を提起する過程でもあった。なかでも、第3節で取り扱われる人口の年齢構造の急激な変化は、そのもたらす社会経済的影響から最も留意すべき問題であろう。現在すでに問題化しつつある若年労働力の不足、および今後において大きな社会問題となるであろう高齢人口の増加といった現象は、いずれも出生率の急速な低下が死亡率の低下とあいまって引き起こした問題である。

出生率の低下は32年の17.2を底として、その後は若干の変動を伴いながらもおおむね停滞の様相を呈してきたが、36年の16.9を底に、その後は緩慢であるが上昇傾向をとりはじめ、39年には17.6に達した。このように出生率は最近上昇気みではあるが、第1-1-1表の出産順位別出生率を見ると、出生率が高まっているのは第1児と第2児であって、第3児以上の出生率はいぜんとして低下を続けている。出生率の長期的、本格的な

昇は、本来第3児以上の出生率の上昇がなければ実現しえないものである。この意味からすれば、最近の出生率の上昇は、夫婦あたりの出生児数の拡大という本格的なものとみることができず、むしろ一定の限界のある一時的なものとみてよいであろう。

第1-1-1表 出産順位別出生率

第 1—1—1 表 出産順位別出生率
(10~49歳女子千対)

	総 数	第 1 児・第 2 児			第 3 児 以 上
		総 数	第 1 児	第 2 児	
22年	109.1	53.3	31.2	22.1	55.8
23	107.2	55.3	34.5	20.8	51.9
24	106.9	55.7	29.6	26.1	51.2
25	91.4	50.4	24.8	25.6	41.0
26	81.9	43.2	20.4	22.8	38.7
27	75.4	39.9	19.8	20.1	35.5
28	69.0	37.0	19.4	17.6	32.0
29	63.9	35.6	19.4	16.2	28.3
30	61.9	36.3	20.1	16.2	25.6
31	58.9	36.8	20.7	16.1	22.1
32	54.2	35.8	19.9	15.9	18.4
33	55.8	39.0	22.1	16.9	16.8
34	53.6	39.2	22.5	16.7	14.4
35	52.5	40.0	22.9	17.1	12.5
36	51.1	40.1	22.7	17.4	11.0
37	51.5	41.8	23.8	17.9	9.7
38	52.1	42.8	24.2	18.6	9.3

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

なお、わが国の出生率の今後の動きについては、都市化の度合、職業、教育水準なども影響するものであり、現時点で判断を下すことは困難であるが、現在の出生率がすでに非常に低いものであるという点からみて、これ以上の低下は起こらないであろうと思われる。

わが国の出生率を諸外国のそれと比較すると第1-1-2表のとおりであって、ハンガリーやスウェーデンに次いで世界でも低い方に属する。少産少死は人口の近代的な姿であるといわれているが、死亡率と違って、出生率は低ければ低いほどよいというわけではない。出生は人口を再生産する原動力であるから、ある程度以上の出生力がなければ、一国の人口を維持することができないという問題が生じる。

第1-1-2表 主要国の出生率

第 1-1-2 表 主要国の出生率

(1963年) (単位:人口千対)

			出生率
カ	ナ	ダ	24.8
ア	メ	リ	21.6
日		本	17.3
フ	ラ	ン	18.2
西	ド	イ	18.6
ハ	ン	ガ	13.1
イ	タ	リ	19.1
オ	ラ	ン	20.9
ノ	ル	ウ	17.5
ス	ウ	エ	14.8
ス		イ	18.9
イングランド・ウエールズ			18.2
オーストラリア			21.6
ソビエト連邦			22.4

資料: UN「Demographic Yearbook(1963)」

(注) ソビエト連邦は1962年

出生力が人口を再生産するに足りるか否かを見るために「純再生産率」を示したのが第1-1-3表である。わが国の純再生産率は昭和31年以来ずっと1を割っており、人口の基調は縮小再生産であることを示している。他方、この表に掲げられている欧米の主要諸国では、いずれも、現在純再生産率は1以上である。これらの国々でも1930年代の不況期には純再生産率は1以下であった。また、西ドイツでは戦後しばらくの間1以下であったが、1957年以降は回復している。わが国の場合は31年以降において純再生産率が低下している。これにはいろいろの原因があるであろうが、家族計画が普及して出産の調節が行なわれていること、子供の数を減らしてできるだけ高い教育を受けさせようとする傾向が見られること、所得水準が高まってきたが、それにもましていろいろの耐久消費財などに対する需要が増大して家計を圧迫していることなどが影響していると考えられる。

第1-1-3表 主要国の純再生産率の推移

第 1-1-3 表 主要国の純再生産率の推移

	日 本	イングラ ンド・ウ ェールズ	西ドイツ	フランス	アメリカ 合衆国
1925年	1.56	—	—	—	—
1930	1.52	—	—	—	—
1930~32	—	0.81	—	0.92	—
1935	—	—	—	0.87	—
1935~40	—	—	—	—	0.98
1937	1.49	—	—	—	—
40	—	—	—	0.82	1.02
45	—	—	—	0.93	1.14
50	1.53	1.01	0.93	1.33	1.44
51	1.38	1.00	0.92	1.27	1.52
52	1.28	1.01	0.93	1.27	1.56
53	1.17	1.03	0.93	1.24	1.59
54	1.09	1.03	0.95	1.25	1.65
55	1.05	1.04	0.95	1.24	1.67
56	0.99	1.11	0.99	1.25	1.72
57	0.91	1.15	1.07	1.26	1.76
58	0.96	1.18	1.06	1.26	1.73
59	0.92	1.19	1.10	1.28	1.74
60	0.91	1.25	1.11	1.28	1.72
61	0.89	1.30	—	1.32	1.70
62	0.90	—	—	—	—

資料：Office of Population Research, Princeton University and Population Association of America 「Population Index (1964年4月)」

(注) 純再生産率は、1人の女子が一生の間に生む女の子の数である。

出生率は年齢別に大きな差があるので、次にわが国の年齢別出生率がどの程度の水準であるかを検討することにしよう。最近の年齢別出生率を昭和25年のそれと比較した第1-1-4表によると、出生率はどの年齢においても低下しているが、出生率の最も高い25~29歳での低下率は比較的小さいのに対して、その他の年齢特に15~19歳および30歳以上の年齢での低下はきわめて大きい。

第1-1-4表 女子の年齢階級別出生率

第 1-1-4 表 女子の年齢階級別出生率

(単位：人口千対)

	25 年 (1)	38 年 (2)	低下率 $\frac{(1)-(2)}{(1)}$
15~19歳	13.3	3.8	63.9%
20~24	160.7	98.1	39.0
25~29	236.2	191.0	19.1
30~34	174.7	80.8	53.7
35~39	104.4	18.7	82.1
40~44	35.9	3.5	90.3
45~49	2.1	0.2	90.5

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

年齢別出生率の低下を有配偶率(女子のうち配偶者を有している者の割合)の低下と有配偶出生率(配偶者を有している女子による出生率)の低下に分けてみると、第1-1-5表のとおりで、有配偶率の低下は15~19歳および20~24歳の若い年齢層において大きく、高年齢における有配偶率にはほとんど変わりがない。これに対して、有配偶出生率は30歳未満の若年齢層においてそれほど変わりがないのに対し、30歳以上の年齢層において低下が大きい。これらの事実から見て、戦後の出生率低下は、若年齢層の有配偶率の低下と中高年齢層の有配偶出生率の低下によってもたらされたものであるということが出来る。

第1-1-5表 女子の有配偶率と有配偶女子の出生率

第 1-1-5 表 女子の有配偶率と有配偶女子の出生率

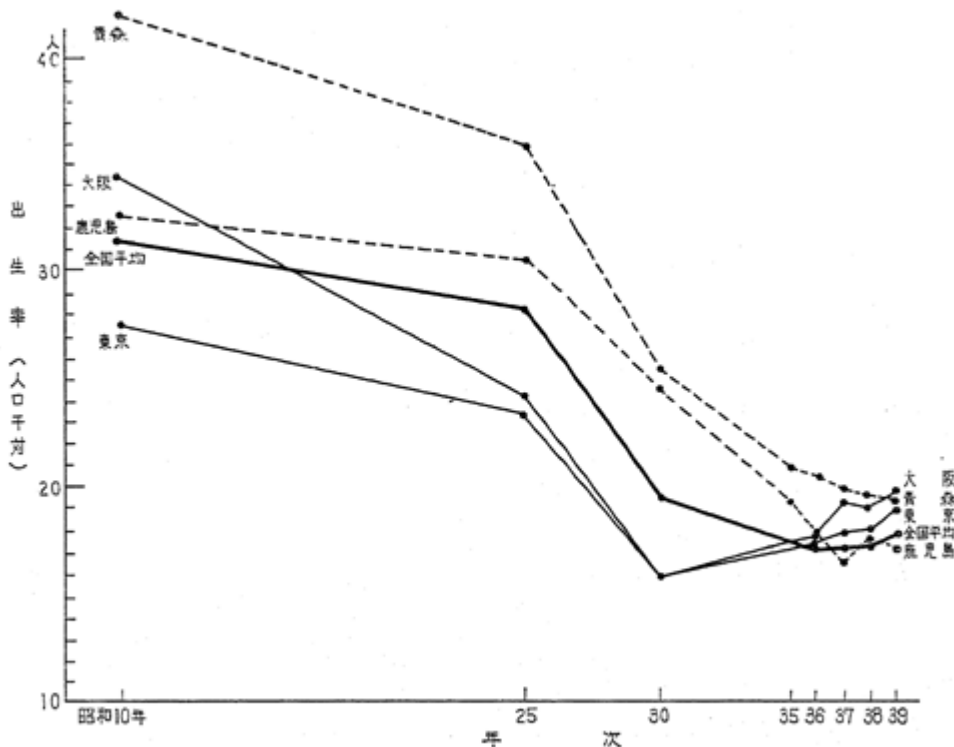
	女子の有配偶率			有配偶女子の出生率		
	25年	35年	低下率	25年	35年	低下率
	(1)	(2)	(1)-(2)	(3)	(4)	(3)-(4)
	%	%	%	人	人	%
15~19	3.3	1.3	60.6	0.4077	0.3218	21.1
20~24	42.7	31.2	26.9	0.3764	0.3417	9.2
25~29	79.1	76.3	3.5	0.2986	0.2372	20.6
30~34	83.3	86.0 [△]	3.2	0.2096	0.0927	55.8
35~39	82.6	85.9 [△]	4.0	0.1263	0.0278	78.0
40~44	82.1	81.5	0.7	0.0437	0.0064	85.4
45~49	78.5	76.9	2.0	0.0027	0.0004	85.2

資料：総理府統計局「国勢調査」および厚生省統計調査部「人口動態統計」

都市と農村の出生率の差は、戦前たとえば昭和10年には市部の出生率26.6に対して郡部の出生率34.1でかなりの開きがあったが、35年には市部17.1、郡部17.4で、差はほとんどなくなっている。特に最近では第1-1-2図に見られるように東京・大阪など大都市を含む都府県で出生率の上昇傾向が見られ、青森・鹿児島などのいわゆる農業県で低下傾向が著しく、その結果、出生率の地域差は急速に縮まりつつある。これは、子供を産む若い女子人口が農業県から大都市を含む都府県へ大量に移動していることなどのために起こっている現象であって、著しい人口移動が今後も続くものとすれば、都市地域の自然増加率が農村地域のそれより高くなり、人口の地域分布および地域人口の再生産構造が移動のみならず自然増加によっても大きな変ぼうをこうむることになるであろう。このことは、今後、地域開発などの諸施策を考えるにあたって一つの重要なポイントになるであろう。

第1-1-2図 大都市県と農村県の出生率の推移

第 1-1-2 図 大都市県と農村県の出生率の推移



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第1章 人口構造の変動とその諸問題

第2節 死亡率の動向

戦後死亡率の低下もまた顕著であった。第1-1-6表に見るとおり、昭和22年には14.6(人口千対)という高さであったが、その後急速に低下して、39年には6.9というこれまでの最低を記録した。

第1-1-6表 死亡率の推移

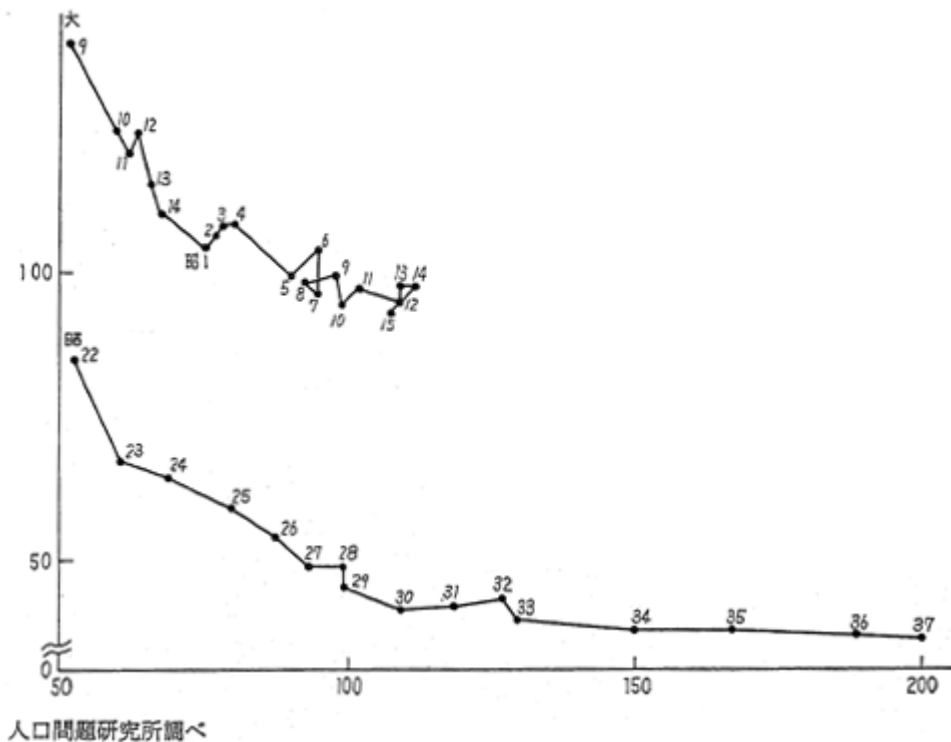
	死 亡 率
昭和22年	14.6
25	10.9
28	8.9
31	8.0
34	7.4
35	7.6
36	7.4
37	7.5
38	7.0
39	6.9

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第1-1-3図は、年齢構成を一定にした訂正死亡率と所得水準の推移の相関関係を描いたものであるが、そこには、第1に、所得水準の上昇とともに死亡率が低下してきた様子を読みとることができる。ただ、所得水準の上昇とともに死亡率低下の弾力性が減少していることは注目すべきことである。第2に、大正9年から昭和15年までの戦前の経過と昭和22年以降の戦後の経過との間には、大きな断層が認められる。この断層は、戦後死亡率が画期的に低下したことを示すもので、戦後に普及した化学療法の開発等による医療技術の向上や、公衆衛生その他医療保障制度の充実などの影響をあらわしているとみてよいであろう。さきに指摘したように、所得水準の上昇に伴って生ずる死亡率の低下にはある程度の限界があるから、今後は疾病および死亡に対する施策に多くを期待すべきであろう。

第1-1-3図 所得水準と死亡率の関連

第1-1-3 図 所得水準と死亡率の関連



現在わが国の死亡率は国際的に見ても低い水準にあるが、なお改善の余地が残されている。国際比較については、第2部第1章第2節において詳述することにし、本章ではわが国の実態を指摘することにしよう。

死亡率には年齢別に大きな差があり、その低下率にも年齢別の差がある。いま、35年を基準100にして39年の死亡率を計算してみると、乳児死亡率の指数では66.4、15～19歳では68.4とかなり大幅な低下を示しているのに対して、55～59歳では86.9、70～74歳では90.8というように低下の速度は鈍い。

死亡率の低下についてこのような年齢別の差が生まれるのは、年齢によっておもな死因が異なること、および対策の効果が死因によって異なるためである。すなわち死因群別に見た死亡率は、A群(細菌感染によるもの)では、30年の158.1(人口10万対)から39年の78.8へと著減しているのに対して、B群(成人病によるもの)では367.0から420.6へと逆に上昇しているし、C群(妊産婦および乳児期の疾患)では42.8から23.0へ、D群(外因死)では64.8から57.7へ、E群(その他の死因)では144.0から112.2へ、それぞれ特徴ある変化をみせている。

最近における主要死因を第1-1-7表に見ると、いわゆる成人病のしめる比重が重く、かつて死因の首位をしめていた細菌性疾患の比重はずっと小さくなっている。なお、死因を年齢別に見ると、男子では1～44歳まで不慮の事故死が第1位であり、女子でも1～14歳まで不慮の事故死が第1位である。また、男子では15～29歳まで自殺が第2位であり、女子では15～29歳まで自殺が第1位である。したがって、今後、疾病に対する対策を一段と強めるとともに、交通事故や自殺などの社会的なゆがみを反映した死亡原因に対しても、十分な配慮を加える必要がある。

第1-1-7表 死因別死亡数と割合

第 1-1-7 表 死因別死亡数と割合
(39年)

		死 因	死亡数	総死亡 に対する割合 %
順 位	1	中枢神経系の血管損傷	166,545	24.8
	2	悪性新生物	104,149	15.5
	3	心臓の疾患	67,592	10.0
	4	老 衰	46,995	7.0
	5	不慮の事故	40,121	6.0
	6	肺炎および気管支炎	31,066	4.6
	7	全 結 核	22,858	3.4
	8	高 血 圧 症	18,167	2.7
	9	自 殺	14,458	2.1
	10	胃炎・十二指腸炎・腸炎 および大腸炎	14,164	2.1

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

39年における粗死亡率(人口千対)を都道府県別に見ると、全国平均の6.9を中心として東京4.9、大阪5.7、他方、山形8.0、鹿児島8.2まで大きな差があるが、概して大都市地域で低く、農村地域で高いという傾向が見られる。死亡の地域差を主要死因別に見ると、第1-1-8表に見るとおり、死因によっては必ずしも市部が郡部より低いとはいえない。すなわち、結核・悪性新生物・高血圧症・老衰においては、市部の方が郡部より高い死亡率を示している。これに対して、中枢神経系の血管損傷・心臓の疾患・肺炎・気管支炎・胃および十二指腸の潰瘍・胃腸炎・じん炎およびネフローゼ・不慮の事故・自殺においては、郡部の死亡率が高い。わが国の死亡率は、すでにかなり低い水準に達しているが、今後は地域的な死亡率および死因の違いに着目した対策をたてる必要があるであろう。

第1-1-8表 主要死因の市部・郡部別死亡率

第 1-1-8 表 主要死因の市部・郡部別死亡率
(35年) (単位：人口10万対)

	市部	郡部	市部を 100 とする郡部 の割合
死 亡 総 数	735.9	767.5	104
全 結 核	36.1	31.0	86
悪 性 新 生 物	103.7	94.8	91
糖 尿 病	3.4	3.4	100
中枢神経系の血管損傷	155.2	163.9	106
心 臓 の 疾 患	71.5	73.8	103
高 血 圧 症	16.5	15.2	92
肺炎および気管支炎	46.0	52.8	115
胃および十二指腸の潰瘍	11.1	12.6	114
胃炎・十二指腸炎・腸炎・ 大腸炎	18.5	24.3	131
肝 硬 変	9.7	9.6	99
じん炎およびネフローゼ	15.7	17.4	111
精神病の記載のない老衰	58.0	54.1	93
不 慮 の 事 故	39.7	44.5	112
自 殺 お よ び 自 傷	20.5	21.1	103

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 数字は訂正死亡率による。その標準人口は昭和35年全国人口

死亡率が大幅に低下した結果、わが国の平均寿命は、ほぼ先進諸国並みの水準に達した。38年度の死亡統計に基づいて作成された生命表によると、平均寿命は、男子で67.2年、女子で72.3年である。これを戦前と比べると、たとえば、昭和10年には男子46.9年、女子49.6年であったから、わずか30年たらずの間に、日本人は20年も長生きできるようになったわけで、そのこと自体は喜ばしいことである。このような改善の結果、戦前は女子出生児100人中65歳に達しうる数は44人にすぎなかったのに、最近では79人が65歳まで生きうる計算

になっており,必然的に老齡人口の増加を見ることになる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第1章 人口構造の変動とその諸問題

第3節 年齢構造の変動

出生率と死亡率の低下は、その結果として年齢構造の変化を伴うが、その場合、出生率と死亡率の低下の速度が速ければ速いほど年齢構造の変化も激しいものとなり、そこにさまざまな社会経済問題を引き起こすこととなる。前2節で述べたように、わが国の出生率と死亡率がきわめて高い水準から現在の低い水準にまで低下したのはわずか10年ほどの間であったが、諸外国では、たとえばイギリスでは60年、フランスでは130年というようにきわめて長い期間を要している。わが国で年齢構造の変化が特に問題とされるのは、主として変化の速度が急速であるということによっている。そして、このような人口の面にあらわれた変化は、わが国における人口問題を量的問題から構造的な問題へと大きく転換せしめることとなった。すなわち、戦前および戦後初期のわが国の人口問題の焦点は増大していく人口とその規模という点にあったが、現在および将来における人口の主要な問題点は、年齢構造の急激な変化とその社会経済的影響という点にある。

第1-1-9表に示されているとおり、戦前から戦後(昭和25年)にかけての年齢構造は、人口100人のうち幼少人口(0～14歳)が35人、生産年齢人口(15～64歳)が60人、老齢人口(65歳以上)が5人という構造のまま、長期にわたって安定を保っていた。しかし、昭和30年ごろからしだいに変化しはじめ、特に35年以降の10年間には著しい変化が生じるものと予想されている。その変化の特徴を要約すると次のようにいえるであろう。

第1点は、幼少人口の絶対的および相対的減少という事実である。30～35年にかけて幼少人口は年平均39万人の減少があったが、35～40年にかけては減少の勢いはさらに強まって年平均66万人もの減少を示し、40～45年にかけても年平均19万人の減少が見込まれている。総人口にしめる割合は25年の35%から40年の25%、45年の23%へと著しく低下する。さらに、45～55年にかけては絶対数では一時増加するが、その後再び減少し、また総人口にしめる割合では、この期間も一貫して低下の一途をたどるものと予想されている。

第2点は、生産年齢人口の増加規模が急速に減少すること、換言すれば増加速度が急速に衰えるということである。戦後25～35年の10年間、生産年齢人口は年平均100万人ほどの増加を示したが、最近の35～40年に至る間の増加は年平均150万人にのぼっている。戦前の増加は年平均50万人ほどであったから、ここ数年間の増加の勢いは戦前の3倍にのぼる大きさであったといえる。しかし、今後昭和40年以降になると、増加の勢いは急速に鈍化する。すなわち、40～45年の年平均増加は94万人、さらに45～50年には62万人、50～55年には52万人であり、ほぼ戦前なみの増加にもどることになる。このことは、絶対数の増加では戦前並みになったということであるが、戦前より膨張している人口および国民経済に対比してみると、増加率は著しい縮小となるわけであって、社会経済的影響という観点から今後注目すべき事実であるといわなければならない。

また、このような生産年齢人口のうちでも若年人口の変化は特に著しいものがあるが、このことは、すでに新規労働力の不足が問題になっていることと関連して、特に注意を要する点である。第1-1-10表の15～19歳人口の動きを見ると、35～40年までの5年間におよそ150万人の増加を示したが、40～45年に至る5年間には逆に190万人も減少する。さらに45～50年にかけて130万人の減少をみせ、それ以後になってようやく安定することとなろう。このように、今後の10年間は、生産年齢人口の中で若年労働力の基盤となる若い年齢層の激動期であって、労働力不足を中心に多くの問題を提起することになるであろう。

第1-1-10表 15～19歳人口の推移

第1-1-10表 15~19歳人口の推移

(単位:千人)

	実数	増加数	全人口に対する割合
昭和35年	9,468	1,496	10.1%
40	10,964	△1,876	11.1
45	9,088	△1,308	8.8
50	7,780	18	7.2
55	7,762	389	6.9
60	8,151		7.0

資料:厚生省人口問題研究所「男女年齢別推計人口
(39年6月1日)」

第3点は、老齢人口の増加である。第1-1-9表に示したとおり、老齢人口は戦前から現在まで一貫して増加しており、現在はおよそ620万人である。今後も増加を続け、55年には1,000万人をこえるものとみられている。増加数は戦前は年平均4万人たらずであったのが、最近では17万人、45年ごろには30万人に達するであろう。また、全人口に占める老齢人口の割合も戦前から増加の一途をたどっており、現在はおよそ6%であるが、50年には8%、60年には10%に高まるであろう。

第1-1-9表 年齢構造の過去と将来

第1-1-9表 年齢構造の過去と将来

	年 齢 区 分			
	総 数	0~14	15~64	65以上
実 数 (単位:千人)				
大 正 9 年	55,391	20,202	32,272	2,917
昭 和 5	63,872	23,350	37,489	3,034
15	72,500	26,135	42,951	3,414
25	83,200	29,428	49,658	4,109
30	89,275	29,992	54,558	4,724
35	93,419	28,067	60,006	5,350
40	98,403	24,767	67,453	6,183
45	103,327	23,810	72,162	7,355
50	108,635	24,620	75,259	8,756
55	113,265	25,067	77,882	10,296
60	116,458	24,335	80,617	11,506
割 合 (%)				
大 正 9 年	100.0	36.5	58.2	5.3
昭 和 5	100.0	36.6	58.6	4.8
15	100.0	36.1	59.2	4.7
25	100.0	35.4	59.7	4.9
30	100.0	33.6	61.1	5.3
35	100.0	30.0	64.2	5.7
40	100.0	25.2	68.5	6.3
45	100.0	23.0	69.8	7.1
50	100.0	22.9	69.3	8.1
55	100.0	22.1	68.8	9.1
60	100.0	20.9	69.2	9.9
年平均増加数 (単位:千人)				
大正9~昭和5年	848	315	522	12
昭和5~15	863	279	546	38
15~25	1,070	329	671	70
25~30	1,215	113	980	123
30~35	829	△ 385	1,090	125
35~40	997	△ 660	1,489	167
40~45	985	△ 191	942	234
45~50	1,062	162	619	280
50~55	926	93	524	308
55~60	639	△ 150	547	242

資料：昭和35年までは総理府統計局「国勢調査」、
昭和40年以降は厚生省人口問題研究所「男女
年齢別推計人口（昭和39年6月1日）」

(注) △ は減少を意味する。

以上、人口を幼少人口、生産年齢人口、高齢人口に大別して、年齢構造の変化と問題点を指摘してきた。このようなわが国の人口年齢構造の変化は、一言でいえば、人口の老齢化として特徴づけることができるであろう。しかし、わが国の人口の老齢化は、以上のような人口を三つに区分した場合の構成変化において認められるだけでなく、生産年齢人口自体の内部においても老齢化傾向が認められることに注目する必要がある。すなわち、第1-1-11表に見られるように、生産年齢人口のなかでも15~29歳の若年齢の割合は急速に低下するのに対して、30歳以上の中高年齢の割合は著しく増加することになる。このことは、現在および将来において、若年労働力の不足と中高年労働力の過剰傾向を生む基本的な原因となり、中高年労働力の流動化などの施策を要請する原因となるであろう。

第1-1-11表 生産年齢人口における老齢化傾向

第 1-1-11 表 生産年齢人口における老齢化傾向
(単位：%)

	昭和40年	45	50	55	60
15～19歳	11.1	8.8	7.2	6.9	7.0
20～24	9.6	10.6	8.3	6.9	6.6
25～29	8.6	9.1	10.0	8.0	6.6
30～34	8.4	8.2	8.6	9.6	7.7
35～39	7.6	7.9	7.7	8.2	9.2
40～44	6.1	7.1	7.4	7.3	7.9
45～49	5.0	5.7	.7	7.1	7.0
50～54	4.8	4.6	5.3	6.3	6.7
55～59	4.1	4.3	4.3	4.9	5.9
60～64	3.4	3.6	3.9	3.9	4.5

資料：厚生省人口問題研究所「男女年齢別推計人口
(39年6月1日)」

次に、わが国における年齢構造の変化を欧米諸国のそれと対比してみると、先進諸国では過去においてすでに、わが国が当面しているような年齢構造の変化を終え、1940年ごろには老齢化の進んだ年齢構造を示していたが、第2次大戦後にはこれらの国で出生率が上昇し、最近の年齢構造のうえにその影響が若干あらわれている。すなわち、第1-1-12表に示されるとおり、この20年間に幼少人口の割合の増大が目だち、これに従来からの老齢化傾向の進展が加わり、その結果、年齢構造は従属人口負担係数(生産年齢人口に対する幼少人口と老齢人口の比率)を高める方向に変化している。これに対し、わが国では、1940年ごろには幼少人口の割合がきわめて大きく、老齢人口の割合が小さかったが、戦後では出生率が低下した影響で幼少人口の割合が著しく減少し、また老齢人口の割合はまだわずかしか増加しなかったため、従属人口負担係数は昭和15年(1940年)に比べてむしろ低下しており、先進諸国に比べても低い水準となった。わが国の現在の年齢構造は、1940年ごろの先進国特にアメリカのそれに近く、また、従属人口負担係数も1940年ごろのアメリカおよびイギリスのそれにほぼ等しくなっている。

第1-1-12表 先進国の年齢構造

第 1-1-12 表 先進国の年齢構造

	年次	年齢構成区分比			従属人口負担係数 ((1)+(3)) ÷ (2) × 100 (4)
		0~14 (1)	15~59 (2)	60以上 (3)	
アメリカ	1940	25.0	64.6	10.4	5.5
	1960	31.1	55.7	13.2	8.0
カナダ	1940	27.9	62.1	10.0	6.1
	1960	33.3	55.8	10.7	7.9
フランス	1940	22.8	60.5	16.7	6.6
	1960	25.6	57.1	17.3	7.5
イギリス (イングランド・ウエールズ)	1940	20.7	65.4	13.9	5.3
	1960	22.8	60.0	17.2	6.7
オランダ	1940	27.9	61.5	10.6	6.3
	1960	30.0	56.9	13.1	7.6
日本	1940	36.0	56.2	7.7	7.8
	1960	30.0	61.1	8.9	6.4
	1965	25.2	65.1	9.7	5.4

資料：外国は UN 「Demographic Yearbook (1960)」, 日本は総理府統計局「国勢調査」
ただし、1965年は厚生省人口問題研究所推計

さらに、今後においても、現在のような出生率のまま推移すれば、昭和45年ごろまでは、幼少人口の割合が低下するにつれてこの係数は低下していくものと考えられる。この結果、昭和45年にはこの係数は51という西欧先進国が経験しなかった低い水準に達すると予想される。言い替えると、昭和45年を中心とする約10年間は、子供と老人の負担割合が戦前戦後を通じて最低の水準を維持することとなる。この事実を、わが国において、今後の10年間に社会開発の推進を行なうにあたり、最も有効な計画期間となることを示すものとして十分留意される必要がある。

今後において予想されるわが国の人口の年齢構造の急速な変化は、多くの側面で経済および社会に影響を与え、それに対する国の適切な施策を要請するであろうが、特に重要と思われる問題点は次の諸点である。

第1点は、生産年齢人口の動向とそれに伴う労働力人口の変化である。経済の高度成長に伴って労働力不足の問題が登場し、従来過剰労働力に悩まされてきたわが国の労働問題に新たな問題を提起するに至った。労働力の不足、特に最近の若年労働力の不足は、一面において経済の高度成長が労働力需要を新たに生み出したことによって引き起こされたものであるが、他面において労働力の供給側の事情によっても原因づけられていることに注意しなければならない。さきに第1-1-10表に示したように、過去数年間15~19歳の若年人口はかなり大きな増加を示したが、進学率が上昇したため労働力化率は低下し、若年労働力の供給はそれほど大きく増加しなかった。これが最近における若年労働力不足の一つの原因である。

15~19歳の労働力化率はすでに低い水準にあるので、今後進学率の大幅な上昇がないかぎり、労働力化率がこれ以上大幅に低下することはないであろうが、反面、今後はこの年齢の人口が著しく減少していくので、若年労働力供給の縮小はなお続くものとみなければならない。他方、中高年齢の労働力化率には今後ともそれほど顕著な変化がないであろうから、生産年齢人口の老齢化に伴って、労働力人口の老齢化が進行していくであろうと思われる。このような労働力の供給構造の変化は、それに対処して労働力の需給を調整するのに必要な施策を要請するであろう。

第2点は、人口の年齢構造の地域差に関する問題点である。近年経済の高度成長に伴って農村から都市への人口移動が大量に発生しているが、移動する人口の多くは、労働力人口特に若年労働力である。そのため、農村地域においては幼少人口と老齢人口すなわち従属人口のしめる割合が都市地域に比べて高くなってい

る。農業県である青森・岩手・秋田・鹿児島県の4県の年齢構造と、東京・大阪など6大都市府県の年齢構造とを比較した第1-1-13表によると、幼少人口の割合は農業県で35.5%、6大都市府県で25.6%で、明らかに前者において高く、高齢人口の割合も農業県で5.6%、6大都市府県で4.6%で前者の方が高い。従属人口負担係数は、農業県において69.9%、6大都市府県では43.4%で相当の違いがある。年齢構造の地域間に見られる差は、人口移動によって作りだされたものであるが、農業県における高い従属負担係数は所得水準を圧迫し、人口流出をいっそう促進する原因として働くであろう。このような悪循環を断ち切るためには、基本的には産業と人口の適正な地域配置を確立するための対策がたてられることが必要であるが、当面の施策においても、人口流出が若年労働力にかたよらず、均衡のとれた形で行なわれるようにするため生活環境条件の整備、生活保障の充実、後進部門の近代化などが積極的に進められる必要がある。

第1-1-13表 農業県と6大都市府県における年齢構造

第 1-1-13 表 農業県と6大都市府県における年齢構造
(35年) (単位:%)

	総人口に対する割合			15~64歳人口に対する割合		
	0~14歳 (1)	15~64歳 (2)	65以上 (3)	0~14歳 (4)	65以上 (5)	(4)+(5)
農業県	35.5%	58.9%	5.6%	60.3%	9.6%	69.9%
6大都市府県	25.6	69.7	4.6	36.8	6.6	43.4

資料：総理府統計局「国勢調査」

(注) 農業県は青森・岩手・秋田・鹿児島県の4県・
6大都市府県は東京・神奈川県・愛知・大阪・京都・兵庫である。

第3点は、幼少人口の絶対的、相対的減少に関する問題である。幼少人口はいつの時代でも十分な保護と養育のための配慮が加えられるべきであるが、特にその数が絶対的にも相対的にも減少すると見込まれている現在および将来においては、これらの人口に対して、社会的な観点から積極的な資質向上のための施策が施されることが必要である。

最後は、高齢人口に対する社会的な扶養の問題である。幼少人口が今後減少するのと対照的に高齢人口は絶対的にも相対的にも増加すると予測されている。家族構造が夫婦と未成年の子によって構成される核家族化の方向に推移する近代社会では高齢者の生活基盤を確かなものにするために社会的な扶養体制が充実される必要がある。わが国でも将来高齢人口が増加するという予測をまえにして、高齢年金や老年開発などの諸施策の拡充につとめなければならない。

一般に人口の変動は、戦後のわが国の場合のように、諸外国にその例をみないほど急激である場合でも、経済や社会の変動に比べると緩慢であって人の目につきにくい場合が多い。しかし、人口の変動は、ひとたび始まると容易にその方向を変えることができず、しかもその影響は長い期間にわたって経済社会の発展を制約する基礎条件として作用する。人口がしばしば政策立案にあたって、動かしがたい与件として取り扱われるのはそのためである。人口の動向を的確には握することは、厚生行政にとっても不可欠の前提条件であるといわなければならない。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

わが国の経済は、戦後、世界にその例を見ないほどのめざましい成長を遂げた。「高度成長」と呼ばれているこの急速な経済発展は、わが国の経済水準を著しく高めたことはいうまでもないが、それとともにわが国の経済・社会に大きな影響を与え、その構造にも大きな変動を引き起こしている。たとえば、第1次産業部門での就業人口の縮小に見られる就業構造の近代化、都市への人口集中などに見られる都市化の進行、家族構造の変化、消費動向の変化などに見られる生活構造の近代化等がその代表的なものであり、わが国の経済・社会は、急速に後進国型あるいは中進国型から先進国型へと転回を始めつつあると思われる。

このような近代化の進行は、経済の発展に伴いどこの国でもある程度進んでいくものではあるが、わが国の場合は、近年の経済の高度成長のためにその進行が著しく急速に起こってきているところに問題がある。

この章では、経済発展の見地から、ともすればその発展にとり残されがちな人々に焦点をあわせて変動の動きを追っていくこととし、主として中小企業・農村・低所得階層に関連した問題を中心に述べることとしたい。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第1節 経済成長と構造変化

1 わが国の経済成長

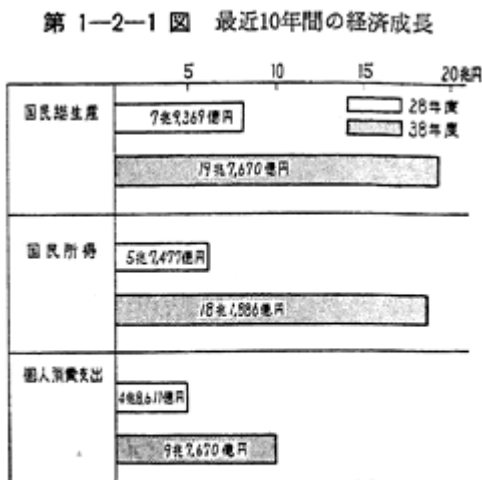
まず、著しい経済成長の姿を概観してみよう。おもな経済指標について、戦後の復興過程が終わったと見られる昭和28年度から38年度までの動きを見てみると、次のようになっている(第1-2-1図、第1-2-1表参照)。

第1-2-1表 経済成長率の推移

第 1—2—1 表 経済成長率の推移	
	実質国民総生産増加率
29年度	2.9%
30	10.9
31	8.7
32	7.0
33	3.4
34	17.5
35	14.0
36	14.9
37	5.0
38	12.3

資料：経済企画庁「国民所得報告」

第1-2-1図 最近10年間の経済成長



資料：経済企画庁「国民所得報告」

(注) 国民総生産および個人消費支出は昭和35年価格による。

実質国民総生産(35年価格)は,7兆9,369億円から年率平均9.9%の成長を続けて19兆7,670億円に達し,戦前(昭和9年~11年平均)の3.2倍となっている。特に,この間34年度,35年度,36年度はそれぞれ,17.5%,14.0%,14.9%と驚異的な成長率を示している。成長率が高いといわれる諸外国の昭和38年度までの過去5年間の成長率を見ると,西ドイツが約7%,イタリアが約6.5%,フランスが約5%となっており,これと比較してわが国の経済成長率が非常に高かったことがわかる。国民所得は,5兆7,477億円から18兆1,886億円と3倍以上に増大し,1人当たり国民所得は18万9,000円(526ドル)に達している。鉱工業生産指数(35年=100)も,42.3から149.5と,これも約3.5倍の増加を示している。また,個人消費支出(35年価格)は4兆8,611億円から9兆7,670億円へ,雇用者数も1,574万人から,2,603万人と大きく伸びている。このような高度成長の結果,わが国の経済水準は国際的にも著しくその地位を高め,37年度における国民総生産の規模は自由諸国家群の中ではアメリカ・西ドイツ・イギリス・フランスについて第5位となった。

1人当たり国民所得は,国際的にどのような水準になったであろうか。先に述べた38年(1963年)度の526ドルを世界各国の1963年又は1962年の数字と比較してみると,自由諸国家群40か国中で第19位であり,アメリカの2,527ドル,西ドイツの1,307ドル,フランスの1,266ドル,イギリスの1,260ドルなど先進諸国の数字に比べるとなお低い水準にある。もっとも,34年の厚生白書が,31年度の数字について国際比較を行なった際には,スペイン・チリ・南アフリカ・ギリシャなどよりも低く,第28位であったのと比較すればかなりの上昇が見られ,先進国の水準に近づきつつあり,701ドルのイタリア(1963年)並みに達するのはそう遠くないものと考えられる。なお,中期経済計画においては,43年度にわが国の1人当たり国民所得は約830ドルになると想定されている。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第1節 経済成長と構造変化

2 就業構造・労働力需給構造の変化

こうした著しい経済の発展の主導力となったのは、重化学工業を中心とする製造業の急速な発展であるが、これらの製造業が第1次産業部門から大量に労働力を吸収しながら、関連産業の発展をももたらして経済の繁栄を導いたということができよう。この結果、わが国の就業構造は急速に変化しつつある。第1-2-2図に明らかなように昭和30年度に構成比で41%をしめ、三部門のトップに立っていた第1次産業就業者数は、37年度には最下位に落ち、38年度には3割を割るまでに至っている。これに比して製造業を中心とする第2次産業就業者数は、最も高い伸びを示している。そして、この就業者構成は1962年のフランス・イタリアの構成にかなり近づいており、わが国の就業構造は短期間に中進国型から先進国型へと移行しつつあることが認められる。

第1-2-2図 産業別就業者構成比の推移



資料：経済企画庁「国民所得報告」

雇用者比率も大きく変わってきた。第1-2-2表を見ると雇用者比率の増大と家族従業者比率の低下が著しく、35年からは雇用者数が非雇用者数を上回るようになっており、雇用者比率が60%以上である先進国の構成に近づきつつあるといえる。

第1-2-2表 従業上の地位別就業者構成比の推移

第 1-2-2 表 従業上の地位別就業者構成比の推移
(単位：%)

	雇用者	自営業者	家族従業者
31年	43.4	25.0	31.6
35	51.0	23.2	25.8
38	55.9	21.3	22.8
39	57.1	20.9	22.0

資料：総理府統計局「労働力調査」

次に、このように増大した雇用者がどのような規模の企業に集まっているかを見てみよう。非農林業の雇用者について見ると、第1-2-3表のとおり従業者100人以上の規模の企業で雇用者の比率が高まってきているのに対し、10人未満の規模の企業での雇用者の比率は低下しているのが認められる。増加している雇用者の分布は、小規模企業から大規模企業へと移行しつつあるといえよう。

第1-2-3表 非農林業企業規模別雇用者の変動

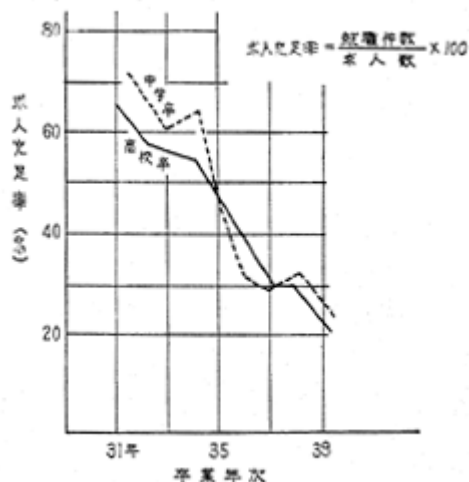
	増加雇用者数		増加の構成比		雇 用 構 成		
	31~34年	34~37	31~34	34~37	31	34	37
	(千人)	(千人)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
総 数	2,713	4,086	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 ~ 9 人	65	9	2.4	0.2	21.0	18.4	15.3
10 ~ 29	542	367	20.0	9.0	14.3	15.1	14.1
30 ~ 99	618	817	22.8	20.0	11.7	13.2	14.4
100 ~ 299	431	694	15.9	17.0	6.6	7.9	9.5
300人以上官公	1,133	2,108	41.8	51.6	45.8	46.2	46.6

資料：総理府統計局「就業構造基本調査」

このような就業者構成比の推移、雇用者比率の増大は、第2次産業部門の急速な拡大を裏書きするものといえるが、これに伴って、労働力の需要も大幅に増加してきている。そして、それは、これまで労働力過剰といわれていたわが国の経済において労働力の不足が訴えられる段階にまで及んでおり、労働力の需給構造にも変化が現われている。31年から39年までの新規学卒に対する求人倍率と求人充足率の推移、31年から38年までの公共職業安定所における求人求職比率の推移がそれを示している。労働省の「職業安定業務統計」によると、新規学卒に対する求人倍率は、中学卒の場合31年に1.0倍であったが39年には3.6倍に、高校卒の場合0.8倍であったのが4.0倍と大幅な求人超過傾向が進んでいる。充足率についても、これに対応して中学卒の場合31年に73.7%であったのが39年には25.3%、高校卒の場合63.9%であったのが21.7%と第1-2-3図に見られるように急速に低下しており、企業における若年労働力の不足の著しいことが現われている。また、公共職業安定所における求人求職比率は一般労働者に対する求人求職比率を示すものであるが、これも第1-2-4表のとおり38年には求人超過となっている。一般労働者について求人超過となったことはわが国の経済にとって初めての経験であり、注目すべき変化といわねばならない。

第1-2-3図 新規学卒に対する求人充足率の推移

第 1—2—3 図 新規学卒に対する求人充足率の推移



資料：労働省「職業安定業務統計」

第1-2-4表 公共職業安定所における求人求職(日雇を除く)の比率の推移

第 1-2-4 表 公共職業安定所における求人求職
(日雇を除く)の比率の推移

	求人1人当たり求職者数
31年	2.6
32	2.1
33	2.6
34	2.0
35	1.4
36	1.0
37	1.0(0.7)
38	0.6

資料：労働省「職業安定業務統計」

(注) 38年の比率は37年以前のものとは直接つながらない。38年分と接続する37年の比率は()内の0.7である。

わが国の経済は、こうして労働力過剰の状態から労働力不足の状態へと向いつつあるが、中高年労働者については、身体条件や家族条件などのために職場適応や職場移動が若年労働者のように容易でないことや、現在大企業などで賃金体系に年功序列的な要素が強いことなどの理由によって、求人はもっぱら若年労働者に集中する傾向にあり、中高年労働力ではまだ求職が求人をはるかに上回っている。労働省の「職業安定業務統計」によって求職倍率を年齢階級別に比較すると、昭和38年において35～39歳が1.2倍、40～49歳が2.0倍、50歳以上が7.4倍となっている。

これまで述べてきたような労働力需給の変化に対応するためには、中高年労働力を中心に労働力の流動化と質の向上をはかっていく必要がある。中高年労働力の職場適応の問題、健康増進、家族負担の軽減の問題、中高年労働力の流動化の問題など厚生行政の立場からも考慮しなければならない問題が多い。

これまで述べたような就業構造の変化、労働力需給構造の変化の影響は、農業・中小企業に最も大きく現われているといえる。以下、第2節、第3節でこれら中小企業・農村の動向を追ってみることにしよう。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第2節 中小企業の動向

1 中小企業の地位

すでに見てきた経済の成長、構造変化の過程で中小企業はどう変わってきたであろうか。

わが国の企業(製造業)のうち99%をしめていた従業者規模300人未満の企業は、昭和37年においても全国企業数23万5,767のうち23万3,042をしめ、いぜん99%近い割合を保っている。企業規模の区分をいくつかの段階に分けてそのグループごとの推移を見ても、従業員4人未満の規模の企業を除き、いずれも増加を続けてきている。中小企業が、なおわが国の産業の中で大きな地位をしめていることに変わりはない。

従業者数の増減の推移を事業所規模別の構成比(第1-2-5表参照)で見ると、1~3人、4~9人、10~29人のクラスでは逐年構成比が低下傾向にあり、30~99人のクラスでは停滞傾向、100~299人のクラスでは若干の上昇傾向が見られ、300~999人、1,000人以上のクラスの構成比が着実な上昇傾向をみせているのと対照的である。そして31年には、従業者300人未満の事業所と300人以上の事業所との構成比がそれぞれ72%・28%であったのが、37年には68%・32%と300人以上の事業所の構成が高まっている。また、出荷額の構成比の場合、31年に53.3%・46.7%と300人未満の事業所の出荷額が他を上回っていたのが、35年には48.9%・51.1%となってその地位が逆転し、37年には48.3%・51.7%となっている。

第1-2-5表 事業所規模別従業者数構成比の推移

第1-2-5表 事業所規模別従業者数構成比の推移
(製造業) (単位:%)

		31年	32	33	34	35	36	37
従業者規模	総数	100	100	100	100	100	100	100
	1~3人	9	9	8	7	7	7	6
	4~9	9	9	9	8	8	7	7
	10~29	21	21	21	20	19	19	19
	30~99	19	20	20	20	20	20	20
	100~299	14	15	14	15	15	15	16
	300~999	12	12	13	14	14	14	15
1,000人以上	15	14	15	16	17	18	17	
1~299人		72	72	72	71	70	68	68
300人以上		28	28	28	29	30	32	32

資料:通商産業省「工業統計表」

このような動きを見ると中小企業はその数こそ減っていないが、産業の中での大企業に対する相対的地位がかなり低下しつつあることがわかる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第2節 中小企業の動向

2 労働力需給構造の変化の影響

中小企業の内部にはどのような変化が起きているであろうか。わが国の中小企業は、労働力過剰の経済下において大企業の終身雇用、年功序列賃金体系に示される封鎖的な労働市場からしめ出された豊富な労働力を、安く大量に使用することによって大企業にごしてきたといえるが、先に述べた労働力の需給構造の変化によって大きな影響を受けている。

大企業の労働力需給が高まるにつれて起こった労働力需給のひっばくは、賃金、なかんずく若年労働者の賃金の上昇を招くこととなるが、このことは中小企業にとって、一面では労働力の確保を困難にするという点で、他面では人件費の増大が企業経営の大きな圧迫要因となるという点で大きな負担となっている。

中小企業の大企業に対する初任給の格差の推移は第1-2-6表のとおりであるが、これを見ると初任給の格差はほぼ解消し、中学卒の初任給は36年からは大企業を上回る傾向すら現われている。このように初任給を上げているにもかかわらず、中小企業の労働力の充足率は低い。企業規模別の新規学卒の充足率を見ると第1-2-7表のとおり、39年には従業者99人以下の企業では20%を割るに至っており、著しい低さである。給与の格差が縮まったといってもそれは主として初任給についていえるにすぎない。中小企業労働者の大企業労働者に対する賃金格差の推移(第1-2-8表)を見るとわかるように、格差は縮小の傾向にはあるが中高年層ではまだかなり大きな開きが見られるし、全体としての格差もまだ大きい。

第1-2-6表 新規学卒者の初任給の格差

第1-2-6表 新規学卒者の初任給の格差(製造業・通勤)

(500人以上=100)

		31年	32	33	34	35	36	37	38	39		
従業者規模・性・学歴	100~499人	男子	高校卒	86.1	86.9	88.0	85.9	90.1	91.4	95.3	94.6	96.7
			中学卒	85.1	84.6	90.7	91.8	94.9	100.1	100.2	100.0	103.3
		女子	高校卒	82.4	83.4	85.8	88.8	91.4	93.2	94.0	94.4	95.7
			中学卒	87.7	83.6	88.6	88.5	91.3	97.2	97.8	95.9	100.2
	15~99人 (30~99人)	男子	高校卒	79.1	81.9	82.3	83.4	86.3	85.7	94.3	96.7	96.1
			中学卒	74.8	78.6	83.5	87.3	91.7	97.9	100.3	101.2	102.8
		女子	高校卒	75.3	76.6	76.9	81.3	84.5	86.2	90.9	93.8	92.4
			中学卒	72.4	75.0	83.0	82.2	85.7	93.5	96.3	93.6	99.5

資料：労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 31年は採用見込賃金、32年以降は採用賃金による。

2 32年までは平均値、33年以降は中位値による。

3 37年の数値は、対前年比較のため補正したものによる。

4 38年および39年の規模区分は「15~99人」を「30~99人」に変更

5 38年は「超過労働給与」を含まない。

第1-2-7表 企業規模別新規学卒充足率の推移

第 1-2-7 表 企業規模別新規学卒充足率の推移

	従 業 員 規 模							
	500 人 以 上		100~499		30~99		29 以 下	
	中学卒	高校卒	中学卒	高校卒	中学卒	高校卒	中学卒	高校卒
37年	53.9	46.6	33.7	36.9	20.8	28.9	18.0	24.8
38	57.7	46.9	38.7	34.9	26.0	27.4	21.6	24.9
39	43.8	34.9	26.3	22.9	17.9	18.7	17.9	16.4

資料：労働省「職業安定業務統計」

第1-2-8表 年齢別規模別賃金格差

第 1-2-8 表 年 齢 別 規 模 別 賃 金 格 差 (1,000人以上=100)

		総 数	17歳以下	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~49	50~59	60以上		
従 業 員 規 模	10 人	29年	64.9	69.9	70.9	68.6	65.7	60.9	56.4	56.9	49.6	65.9	
		33	53.1	76.2	77.4	77.5	72.0	64.3	57.2	49.7	46.0	62.6	
		36	61.6	92.9	87.6	76.1	80.4	69.5	58.9	49.8	47.4	62.5	
		37	64.9	85.0	89.7	88.7	84.7	72.0	61.6	52.4	50.9	63.6	
	30 人	38	68.3	87.9	94.5	94.6	88.9	75.9	62.4	54.6	51.8	65.7	
		29	64.5	73.3	77.9	77.7	76.1	71.8	67.3	61.6	60.6	78.4	
		33	60.6	82.1	82.3	83.7	81.3	74.7	67.1	59.0	54.8	71.3	
		36	68.9	99.3	91.9	91.6	88.9	80.2	70.8	61.3	58.8	74.5	
	99 人	37	69.7	93.2	94.7	93.6	90.1	78.6	69.4	59.3	55.7	73.1	
		38	74.3	97.9	97.8	97.4	94.3	85.7	71.1	64.1	58.2	79.1	
		100	29	74.4	69.5	82.2	84.4	86.1	81.9	78.8	74.6	71.7	93.3
		33	69.5	84.3	84.1	86.5	88.6	84.0	79.2	73.7	69.3	89.9	
	499 人	36	76.2	100.5	92.7	94.5	95.0	91.5	83.4	76.1	74.8	93.0	
		37	78.0	100.2	96.1	98.2	99.1	91.5	82.1	73.9	83.6	83.2	
		38	80.0	100.3	96.2	97.5	99.0	93.4	83.7	74.7	71.2	90.7	
		500	29	85.2	88.5	87.8	90.9	94.3	94.9	94.0	89.8	82.9	109.4
	999 人	33	80.1	88.3	90.1	92.7	94.6	95.4	78.0	88.7	83.2	95.5	
		36	82.4	98.2	93.7	97.5	98.3	97.8	91.6	88.4	86.0	100.0	
		37	84.1	99.2	96.3	97.2	100.3	94.4	92.4	85.5	81.7	88.1	
		38	83.4	98.4	95.1	97.1	99.5	97.3	89.8	86.9	80.9	93.0	

資料：中小企業庁「昭和39年度中小企業に関する年次報告」

労働力の企業規模間の移動も若年労働者を中心として、しだいに多く見られるようになってきている。総理府の「就業構造基本調査」によって企業規模間を移動する労働者の数を34年と37年とで比較すると、その数は34年の42万5,000人から37年の80万2,000人と2倍近くにまで増加している。なかでも29人以下の層から上位規模に移動するものが多く、13万1,000人から22万7,000人と増加しているのに反し、100~299人の規模から大企業へと移動しているものは1万人から2万7,000人に増えてはいるものの、その絶対数は少ない。このように、小規模層から上位層に移動する労働者の数が増加していることは、小零細企業の労働力確保が困難になっていることを示すものといえよう。

次に、雇用者増加状況を比較してみよう。非農林業の企業規模別に見た雇用者の増加状況は先の第1-2-3表の示すとおりである。増加した雇用者数の企業規模別構成比では従業者100人以上の規模の企業での雇用者増加数が、34年から37年までの間の増加数の70%近くをしめているのに対し、従業者30人以下の規模の企業では、10%にも満たない状況にある。また、新規学卒者の規模別就職件数の推移を見ても第1-2-9表のとおり100人以上の規模の企業で著しく増加しているのに反し、100人未満の規模の企業では減少している。

第1-2-9表 新規学卒の規模別就職件数の推移

第 1-2-9 表 新規学卒の規模別就職件数の推移 (32年=100)

	中 学 卒				高 校 卒			
	従業員規模 500人以上	100~499	15~99	14以下	従業員規模 500人以上	100~499	15~99	14以下
32年度	100	100	100	100	100	100	100	100
33	62	80	97	109	118	109	106	108
34	79	89	103	103	135	131	128	112
35	139	123	87	59	205	197	141	95
36	142	111	63	31	281	258	139	76
37	183	149		54	371	285		102
38	178	159		69	316	248		95
39	205	145		58	334	210		70

資料：労働省「職業安定業務統計」

こうして若年労働力は大企業に集中し,中小企業には中高年労働力が残され,中小企業の労働力の老齢化が起こっている。第1-2-10表によれば,中小企業において50歳台,40歳台の労務者の比率の増加,20歳未満,20歳台の労務者比率の減小傾向が見られる。

第1-2-10表 製造業労務者の年齢構成

第 1-2-10 表 製造業労務者の年齢構成
(単位：%)

	従業員規模 1,000人以上		100~499		10~29	
	33	37	33	37	33	37
20歳未満	7.7	12.5	19.6	22.3	22.9	17.8
20 ~ 29	35.9	38.5	38.3	38.0	38.8	37.7
男 30 ~ 39	29.5	25.5	21.2	21.4	17.8	20.0
40 ~ 49	20.8	17.0	12.8	10.6	11.2	12.7
50 以上	6.0	6.4	8.1	7.7	9.7	12.8
20歳未満	39.5	45.7	42.5	39.2	27.3	18.8
20 ~ 29	45.5	40.4	36.5	34.6	35.5	33.5
女 30 ~ 39	6.9	8.0	9.9	11.6	23.1	20.5
40 ~ 49	4.3	4.4	8.4	10.2	14.9	19.0
50 以上	1.2	1.6	2.7	4.4	8.7	8.2

資料：労働省「賃金構造基本調査(33年)」

労働省「特定条件賃金調査(37年)」

このように中小企業が中高年従業者比率の高い労働者構成で若年従業者比率の高い大企業にごして生産を高めていくためには,中高年従業者の労働力の質を向上させていくことが必要とされよう。

中小企業従業者の保健水準はどうであろうか,一応その疾病率を大企業と比較してみよう。直接に疾病率を比較する資料は得難いので,便宜上,主として中小企業の従業者を対象とする政府管掌健康保険の診療給付件数を,主として大企業の従業者を対象とする組管掌健康保険の診療給付件数と比較してみると,第1-2-11表のとおりである。入院の場合では政府管掌健康保険の方が件数が高くなっており,34年からの推移を見ても,組管掌健康保険に比して減少傾向も小さいように思われる。

第1-2-11表 健康保険診療給付件数

第 1-2-11 表 健康保険診療給付件数
(被保険者本人のみ) (被保険者千対)

	入 院		入 院 外	
	政府管掌	組合管掌	政府管掌	組合管掌
34年度	198	164	3,787	4,248
35	191	154	3,686	4,287
36	189	149	3,805	4,294
37	189	144	3,852	4,167
38	193	144	4,114	4,294

厚生省保険局および社会保険庁調べ

また、入院外の場合では件数では政府管掌健康保険の方が組合管掌健康保険よりも低くなっているが、年次推移では組合管掌健康保険の方の件数がほぼ横ばいであるのに比し、政府管掌健康保険では増加の傾向が見られる。

低賃金とともに、労働条件の非近代的であることが従来の中小企業の特徴でもあった。労働条件の格差はどう変わってきているであろうか。従業員1人当たりの福利厚生費、平均月間労働時間に例をとってみると、その推移はそれぞれ第1-2-12表および第1-2-13表のとおりで、福利厚生費の格差は縮小しつつあるとはいえ、まだまだ開きが大きいし、労働時間の格差は31年からほとんどみるべき縮小傾向が認められていない。

第1-2-12表 従業員1人当たり福利費の規模別格差

第 1-2-12 表 従業員1人当たり福利費の
規模別格差
(資本金規模1億円以上=100.0)

	資本金規模 0~5百万円	5~9	10~49	50~99	100~
	31年度	27.6	39.5	48.5	60.5
32	28.7	36.3	48.3	57.7	100.0
33	31.8	43.6	50.5	60.0	100.0
34	31.3	45.5	49.2	58.3	100.0
35	32.9	30.6	49.2	55.7	100.0
36	27.7	69.4	57.6	56.9	100.0
37	34.7	58.0	53.2	53.0	100.0
38	35.4	46.1	55.3	56.8	100.0

資料：大蔵省「法人企業統計」

第1-2-13表 規模別平均月間労働時間とその格差

第 1-2-13 表 規模別平均月間労働時間とその格差 (500人以上規模=100) (調査産業総数)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	従業員規模 100~499	30~99	100~499	30~99	100~499	30~99	100~499	30~99
31年	101.4	104.1	104.3	107.1	78.6	80.8	100.4	101.7
32	101.1	103.3	104.2	106.6	77.9	77.9	100.8	102.1
33	103.0	105.8	105.3	108.2	84.0	85.4	101.3	103.4
34	102.8	105.5	105.4	108.2	83.6	85.3	101.3	102.5
35	102.0	104.2	104.8	107.3	81.5	82.3	100.8	102.1
36	102.4	104.3	104.9	107.7	85.0	77.3	100.4	102.1
37	102.6	104.5	104.6	107.2	86.7	82.4	100.4	101.7
38	102.5	104.4	104.6	107.4	85.6	79.8	100.4	102.1

資料：労働省「毎月勤労統計調査」

中小企業が労働者にとって条件の良い職場になるためには、なお多くの改善が行なわれる必要がある。そのことは、単に従業者の福祉の向上ばかりでなく、これまで述べてきた中小企業の労働力獲得難の解決にも大きく貢献することとなる。従業者の直接の労働環境のみならず、**宿舍・レクリエーション施設・保健施設の充実**などの厚生福利施策の面で大企業との格差の解消のための施策が今後積極的に進められる必要があろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第2節 中小企業の動向

3 経済情勢と中小企業の動き

中小企業は、これまで述べた就業構造、労働力需給の変化による影響のほかに次のような経済情勢に直面している。

まず、商品の需要構造が経済の成長とともに生産財・耐久消費財・高級財中心となり、非耐久消費財を中心に生産していた中小企業はその分野を変えざるを得なくなっている。また、従来大量生産ができず中小企業が少量生産していた商品が技術革新によって大量生産されるようになってきている。さらに、低開発国の工業化や自由化の進展によって中小企業は海外諸国との激しい競争に追い込まれつつある。さきに述べた就業構造の変化など中小企業にとって不利な社会の変動の上にこのような不利な条件が重なりあって、昭和38年末から倒産件数が激増するようになった。負債1,000万円以上の倒産件数だけでも、その件数は38年に1,738件であったのが、39年には4,212件に増大している。これを企業規模別に見ると資本金100万円以上500万円未満の規模のものが最も多く2,172件、次いで個人企業および資本金100万円未満のものが1,205件となっていて、中小企業のしめる割合がかなり大きい。さらに、金融引締めの影響が浸透するとともに、中堅企業・大企業の倒産も見られるようになり、その下請企業の連鎖倒産も増大している。

卸・小売業や、サービス業がその大部分をしめている従業者1~4人の規模のいわゆる零細企業は、さきにも若干ふれたように、経済の発展による産業構造の高度化につれてその地位が低下してきている。就業者数でも昭和31年の750万人から37年の719万人と減少しているし、第2次産業中にしめる比率、第3次産業中にしめる比率のいずれも低下を示している。これらの零細企業は、このままでは、経営の合理化によって生産性の向上をはかる余地も少く、今後の雇用者比率の増大、労働力需給構造の変化などの影響を受けて、ますますその地位を低下させていくことが予想される。こうした零細企業に対して、従来は、その地位の低下の過程で生ずる経営主や従業者の転業や廃業に伴うこれらの人々の生活の問題や、転業に対する適切な指導などの施策が考えられてきているが、今後はそのほかに、これらの企業に対する新しい需要の造成、零細企業に適した近代化の方法の指導などの対策をあわせて

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第3節 農村の動向

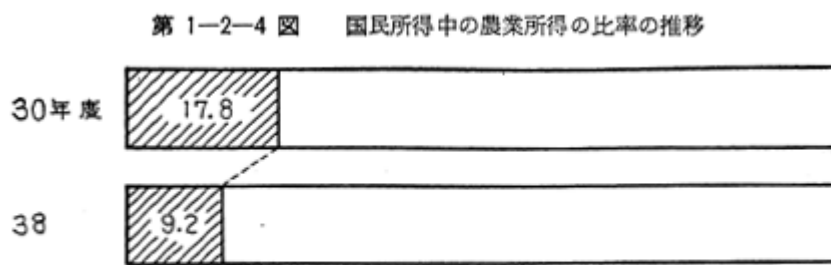
1 労働力の流出と兼業農家の増大

経済成長による影響が最も著しいのは農村だといわれている。たしかに、わが国の農村には近年大きな変動が起こりつつある。その変動の動きを概観してみよう。

経済の高度成長下にあつて、農業所得もまた若干の増加を続けてきてはいるが、第1次産業部門の急速な成長は国民経済のうちにしめる農業の地位を著しく低下させた。

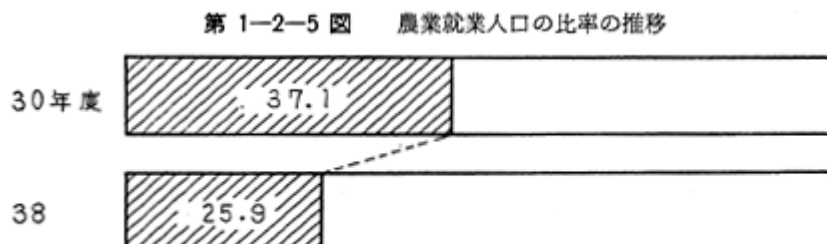
昭和30年度には国民所得の17.8%をしめていた農業の比重は、38年度には9.2%と半減し、1割を割るに至っている。そうしてこうした国民経済の中での農業の地位の低下は、また労働力人口の大幅な減少という形でも現われている。農業就業人口の比率は、30年度には37.1%であつたのが38年度には25.9%に低下しているし、学卒農業就職者の学卒総就職者に対する比率にいたつては、30年度度の25.3%が38年度の6.5%と実に1/4にまで低下している(第1-2-4図、第1-2-5図、第1-2-6図参照)。流出していく労働力の内訳を見ると、第1-2-7図に見られるように他産業就職者のほとんど大部分が35歳未満である。そしてこれらの他産業就職者は、かつての農村の場合のように二・三男ばかりというわけではなく、世帯上の地位の内訳を見ると、経営主、あととりがかなり含まれている。しかも、その比率は33年には経営主が2.2%、あととりが13.1%であつたのが、38年にはそれぞれ8.8%、19.9%と年々増加の傾向にある。

第1-2-4図 国民所得中の農業所得の比率の推移



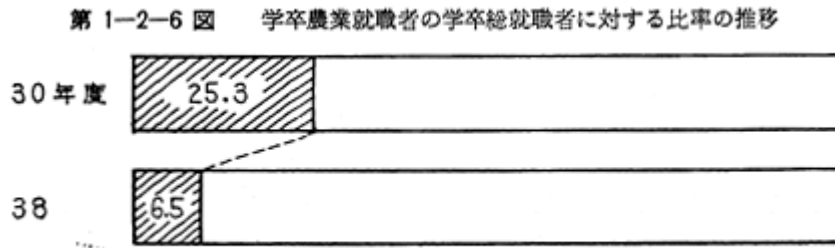
資料：経済企画庁「国民所得統計」

第1-2-5図 農業就業人口の比率の推移



資料：総理府統計局「労働力調査」

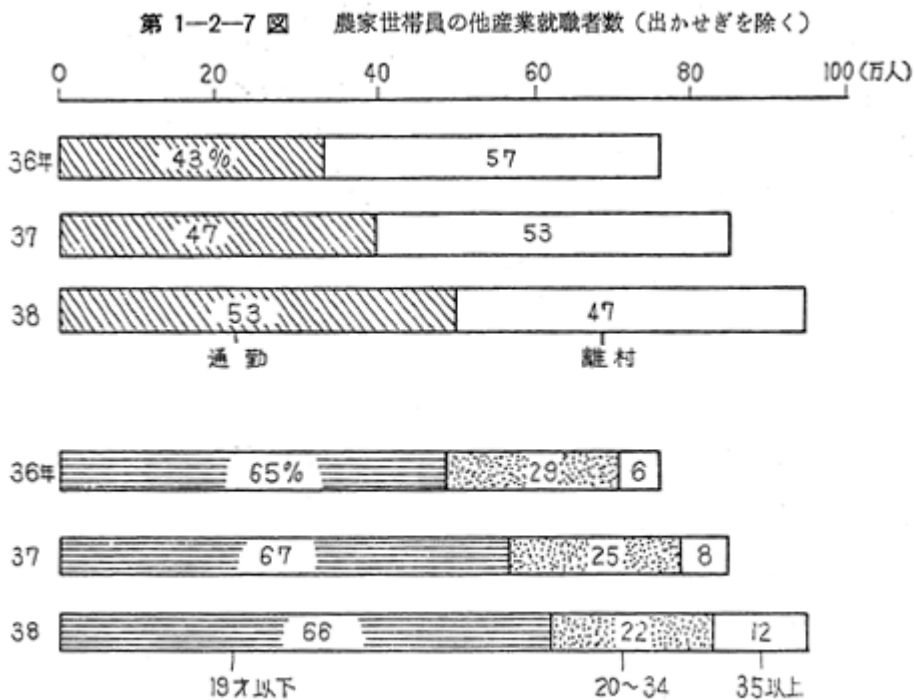
第1-2-6図 学卒農業就職者に対する比率の推移



資料：文部省「学校基本調査」

他産業就職者の就業の形態も変わりつつある。第1-2-7図に見られるように他産業に就職しても農家を離れず、通勤する者の割合が高くなってきた。38年には離村の47%に対し通勤が53%と、通勤者の割合の方が離村者の割合よりも高くなるに至っている。これは経済成長による工業化の進展と交通手段の発達、機械化などによる農業の労働節約化の進展によって、農業との兼業が可能になったこと、農村の消費構造の高度化、都市化などによって、農民がより多くの所得獲得の機会を求めようになったことなどに由来すると思われるが、それは兼業農家、特に第2種兼業農家(農業を従とするもの)の増加をもたらしている。兼業農家の推移は第1-2-8図のとおりで、35年にすでに32%をしめていた第2種兼業農家は、38年には42%をしめるに至り、専業農家に至ってはわずかに24%にすぎなくなっている。

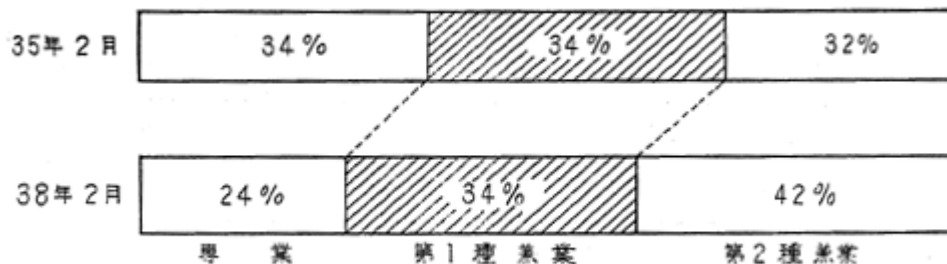
第1-2-7図 農家世帯員の他産業就職者数



資料：農林省「農林漁家就業動向調査」
「農家就業動向調査」

第1-2-8図 兼業農家の比率の推移

第 1-2-8図 兼業農家の比率の推移

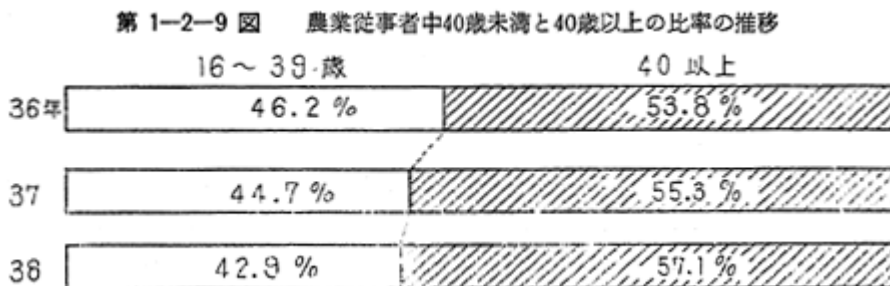


資料：農林省「農業調査」

こうした兼業農家の増大は、農家所得を増大させ、経済的な生活水準の向上には役立っており、農林省の「農家経済調査」によれば世帯員1人当たり所得は、人口5万以上の都市の勤労者世帯を100とした場合、専業農家が63.0であるのに対し、第1種兼業農家(農業を主とするもの)では68.2、第2種兼業農家では75.8と、兼業農家の所得が高くなっている。しかし、兼業化の進展は農業の構造改善の妨げとなっているばかりでなく、あとに述べるように農村の家庭・社会に種々の問題を引き起こしている。

労働力の流出・兼業化の進展は当然に農業労働力における高齢者、婦人の比率の増大を招くことになる。16歳以上の農業従事者のうちの40歳以上の者の比率や婦人の比率は、第1-2-9図、第1-2-10図のとおり、ともにその半ば以上をしめ、しかもその比率は年々上昇傾向にある。第1-2-11図は、青森・岩手・山形・茨城・鹿児島との5農業県と6大都市府県の女子の労働力化率を年齢グループ別に比較したものであるが、これを見ても農業県において25歳から55歳までの年齢の女子の労働力化率が、非常に高くなっていることがわかる。

第1-2-9図 農業従事者中40歳未満と40歳以上の比率の推移



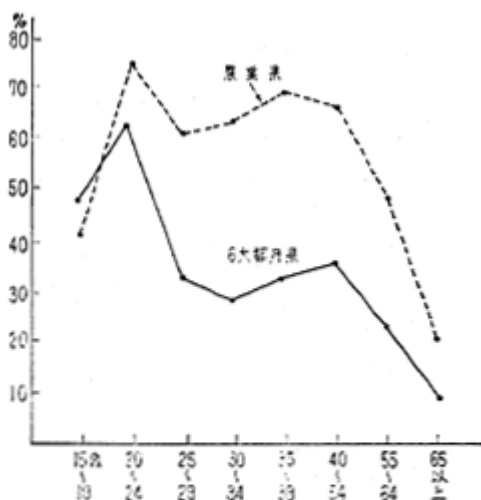
第1-2-10図 農業従事者男女の比率の推移



資料：農林省「農業調査」

第1-2-11図 農業県と6大都市府県の年齢グループ別女子労働力化率の比較

第 1-2-11 図 農業県と 6 大都市県の年齢グループ別女子労働力化率の比較



資料：総理府統計局「昭和37年就業構造基本調査」

- (注) 1 労働力は上記資料の「有業者」によった。
 2 農業県は、青森県、岩手県、山形県、茨城県、鹿児島県
 3 6大都市県は、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

最近の農業が農業の普及や機械化の導入によって、かなり労働節約化されているとはいっても、このような農業労働力の老齢化、女性化の進行は、農村での中高年齢層や婦人の労働過重を招くこととなろう。ことに農作業のほかに家事労働をも負担している婦人の労働過重は著しいものと思われる。都市に比して保健水準の劣っている農村に対しては、従来から保健対策の強化が唱えられているが、今後は、これら中高年齢層や婦人の健康管理の強化の面を新たに考慮に加えていく必要がある。さらに、母親としての婦人の労働過重は胎児の発育や乳幼児の保健、保育にも悪い影響を与えずにはおかないので、母子保健対策を進めるにあたってこの点の配慮が必要であろう。

また、最近著しくなりつつある若年労働力の流出、特にあととりの流出は農業の後継者の確保がむずかしくなってきたことを示している。農業就業人口の減少は避けられない傾向であるにしても、農村をもっと住みよくし、若い人々にとっても魅力ある場としていくことが必要であろう。それには、まず何といたっても都市に比してな劣っている生活環境施設や厚生福祉施設の整備などのほか、国民健康保険や国民年金など農民を主たる対象とする社会保障部門の改善がはかられる必要がある。

兼業化の進展は農村地域社会の変質をももたらす。同じ農村の中に生活形態の異なった専業農家・第1種兼業農家・第2種兼業農家が混在し、農家の間に従来存在していた共通の意識も失われつつある。今後の農村で強化されなければならない地域保健福祉活動など保健福祉のための活動については、このような農村地域社会の変質に対応した活動の方向と方式が検討されなければならないだろう。

農家戸数の減少も若干上昇傾向を見せている。35年では3万戸程度であった減少戸数は、36年以降38年までは、5万戸前後になっており、35年に601万戸あった農家戸数は38年には582万戸に減少している。労働力の著しい流出にもかかわらず、農家戸数の減少のテンポが遅いのは、いうまでもなく兼業化の進展によるものであるが、流出労働力中農業の後継者であるあととりの比率が高くなっていることを考えると、将来農家戸数の減少がより大規模になっていくことが予想される。農家戸数の減少が進行することによって生じてくる問題に離農者の問題がある。こうした離農者に対する施策として、離農過程での生活保障、新しい職場への適応、農地を手放した後の老後に対する不安を除去するための年金制度を中心とする社会保障制度の拡充などの施策が、将来考慮される必要があるだろう。

第1部 厚生行政の背景

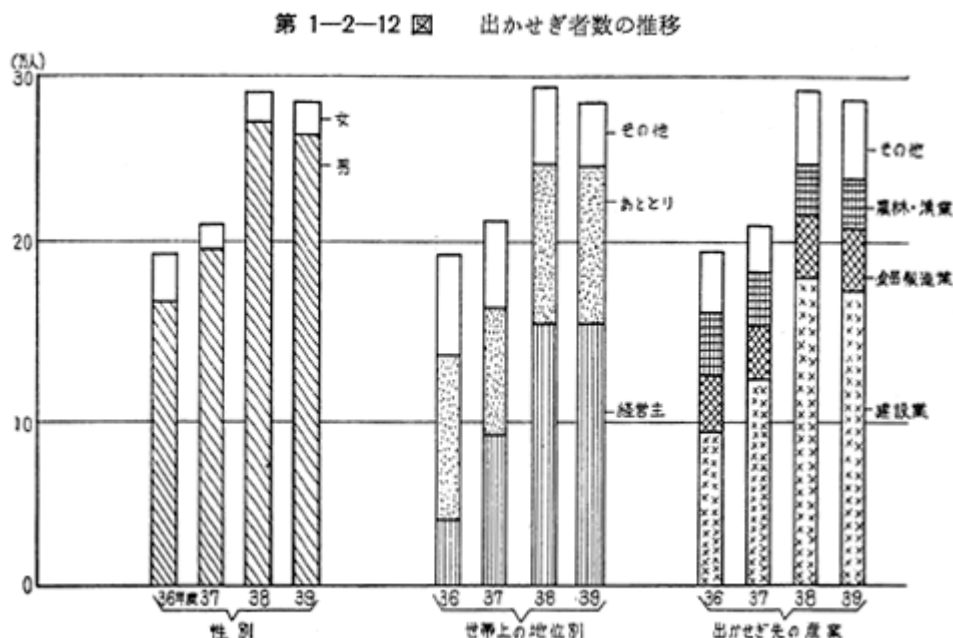
第2章 経済発展とその諸問題

第3節 農村の動向

2 出かせぎの増加

最近の農村でのもう一つの注目すべき現象は、出かせぎの増加である。ここでいう出かせぎ者とは、「1か月以上6か月未満の予定で家を離れて他に就業するもの」のことであるが、その出かせぎ者の数は昭和33年から37年までの間は、年間約19万人前後であったのが、38年に至って29万8,000人、39年には28万6,000人と30万人近くにまで急増した。これら出かせぎ者の内訳を見ると経営規模別では5反から1町の層が最も多く34.4%、次いで1町から1.5町の層21.6%、1.5町以上の層20%の順になっており、農家の上層に比較的多くなっている。これは、かつての農村からの出かせぎ者が零細農家に限られていたのときわめて対照的であり、出かせぎの性質がまったく異なったものになっていることを示している。また、出かせぎ者の世帯上の地位別では、第1-2-12図のように、経営主とあととりがそのほとんどをしめているのも特徴的である。二、三男などはすでに農村から流出してしまっているため、農閑期を利用した経営や、あととりの出かせぎが出かせぎの中心となっているわけである。年齢別の割合では20~34歳の41.3%を上回って35歳以上が47.8%とトップをしめ35年の25%に比してかなりの増加を示し、出かせぎの高齢化が目だってきている。男女別の割合では93%を男子がしめ、女子の割合はわずかである。

第1-2-12図 出かせぎ者数の推移



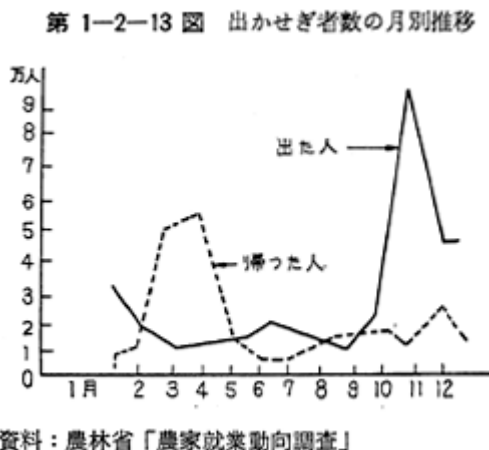
資料：農林省「農林漁家就業動向調査」、「農家就業動向調査」

次に、出かせぎ者の地域別割合を見ると、兼業の機会の比較的小さい東北・北陸・九州がそれぞれ49.3%、14.2%、10.1%をしめている。東北・北陸地方に特に多いのは、この地方が積雪地域で単作農業が多いことにもよるものであろう。出かせぎ先の産業別割合では建設業が38年58%、39年56%と大きな割合をしめているが、このように就業先に不安定・危険な職場が多いことは出かせぎ者の労働・福祉の面から問題が多いといえよう。

こうした出かせぎの増加の要因は、兼業の機会を得ることのできない農家が、生活水準の向上による家計費支出の増加に対して農業所得の伸びが相対的に遅れているのを、出かせぎによってカバーしようという動きを示し、経済の高度成長による建設業を中心とする労働力の需要の増大がこれに対応して起きたことにあると思われる。

出かせぎのもう一つの特徴に、出かせぎ期間の長期化がある。従来の出かせぎは2,3か月程度が通常であるといわれてきたが、最近の出かせぎには、5,6か月にわたるものが増加している。農林省の「農家就業動向調査」による一例をあげると、第1-2-13図のとおり、出かせぎ離村者数のピークは11月にあり、帰村者数のピークはその翌年の3月から4月になっている。

第1-2-13図 出かせぎ者数の月別推移



兼業や長期化した出かせぎの増加のために、農村家庭では父親の不在が恒常化してきている。母親もまた老齢化、女性化した農業の中心にない手として昼間は家庭を留守にすることが多くなり、父母ともに不在がちな農家が多くなっている。こうして正常な家庭生活の形態がそこなわれ、母親の身体的、精神的負担の増大、乳幼児の保育や児童の精神生活面への悪影響が現われている。農村では今後こうした問題に対処するための児童福祉対策、家庭福祉対策を中心とした総合的対策が考慮されなければならないだろう。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第4節 所得格差の動向

1 所得分布の現状

大企業雇用者と中小企業雇用者との間には、すでに述べたとおり賃金水準の格差があり、また都市勤労者世帯と農家世帯および地域間の所得水準にも、以下で述べるように大きな格差が認められる。さらに、同じ都市勤労者世帯や農家世帯の中でも、所得の低い階層と高い階層との間に、大きな所得格差が存在している。

昭和37年度に実施された社会保障水準基礎調査によって、全国全世帯についての所得階層別所得分布の状況が明らかにされているが、これによると第1-2-14表のとおり、階層間の所得の分布状態にはかなりの不均等が認められる。たとえば、年間所得額20万円未満の世帯は、世帯数では全世帯の19.8%であるが、その所得総額は全世帯の総所得額の5.2%にすぎない。その反面、年間所得額100万円以上の世帯は、世帯数では6.3%であるが所得総額では22.2%をしめている。

第1-2-14表 全国全世帯の所得分布

第 1-2-14 表 全国全世帯の所得分布
(単位: %)

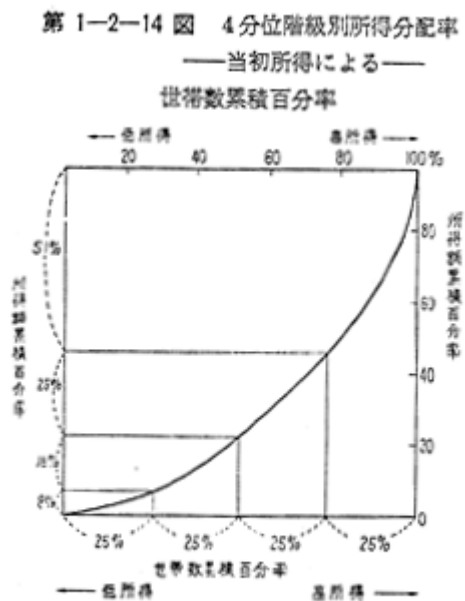
		世帯数	当初所得額
	総数	100.0	100.0
当初所得(年間)階級	0～10万円	6.1	0.7
	10～20	13.7	4.5
	20～30	17.7	9.4
	30～40	15.8	11.6
	40～50	13.8	13.1
	50～60	10.0	11.7
	60～70	6.9	9.5
	70～80	4.5	7.2
	80～90	3.1	5.7
	90～100	2.1	4.2
	100～150	4.4	11.1
	150～200	0.9	3.1
200以上	1.0	8.0	

資料: 厚生省企画室「社会保障水準基礎調査(37年11月)」

(注) 当初所得とは、租税・社会保障による再分配が行なわれる以前の所得をいう。

このような関係を別の形で示したのが第1-2-14図である。この図では特に所得の大小順に全世帯を四等分した場合に、それぞれの4分位階級の所得総額が、全世帯の総所得額のうち何%をしめているかを図示してある。これによると、所得の低いほう1/4の世帯すなわち第I・4分位階級の所得の分配割合は8%であるのに対して、所得の高いほう1/4の世帯すなわち第IV・4分位階級の場合には51%に達し、両者の間には大きな開きがあることが示されている。

第1-2-14図 4分位階級別所得分配率



このように階層間には大きな所得格差が存在しているが福祉国家への前進という見地から見てその動向は特に留意すべき問題であろう。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第4節 所得格差の動向

2 都市勤労者世帯および農家における階層間の所得格差の推移

総理府統計局の家計調査の結果から人口5万以上の都市の勤労者世帯について、実収入5分位階級別に実収入の推移を比較すると第1-2-15表のとおり昭和34年から36年までは所得の低い階層ほど実収入の増加率が低く、5分位階級間の所得格差は拡大の傾向にあった。しかし、37年、38年、39年の3か年間に於いては、第I・5分位階級の実収入の伸び率が最も大きく、第II・5分位階級も、37、39両年は第2位の増加率を示し、第V・5分位階級の実収入を100とする比率は、第I・5分位階級の場合、34年の20.9から36年には20.1とやや低下したのち、38年に21.9、39年には22.4と34年を上回るようになってきている。第II・5分位階級の場合にも、34年の35.9から36年には34.6に低下したのち、38年には37.0、39年には37.4と34年を上回るようになってきている。

第1-2-15表 月間実収入5分位階級別人口5万以上の都市勤労世帯実収入

第 1-2-15 表 月間実収入5分位階級別人口
5万以上の都市勤労世帯実収入

		I	II	III	IV	V
金 額	年	円	円	円	円	円
	34	14,573	25,022	32,974	42,566	69,634
	35	16,194	27,763	35,940	46,690	78,514
	36	17,513	30,167	39,635	51,859	87,285
	37	20,535	35,220	45,668	59,686	94,937
	38	23,189	39,188	50,761	65,450	105,877
39	26,435	44,087	56,751	72,715	117,841	
比 率	年	%	%	%	%	%
	34	20.9	35.9	47.4	61.1	100.0
	35	20.6	35.4	45.8	59.5	100.0
	36	20.1	34.6	45.4	59.4	100.0
	37	21.6	37.1	48.1	62.9	100.0
	38	21.9	37.0	47.9	61.8	100.0
39	22.4	37.4	48.2	61.7	100.0	

資料：総理府統計局「家計調査」

(注) 39年の速報による実収入額は集計方法が異なるため38年の数字とは連結しないので速報による実収入額をそのまま用いず、対前年増加率をとって表のとおり実収入額を推定した。

世帯主の勤め先の企業規模別に見た世帯所得の推移は、第1-2-16表のとおり38年の家計調査と34年の全国消費実態調査の結果によってとらえることができるが、前者は年平均、後者は9～11月の3か月平均である点に注意を要する。全国勤労者世帯について、企業規模1,000人以上の実収入を100とする比率をとると、企業規模1～4人の場合、34年の52.8から38年の58.3と格差の縮小が見られる。企業規模30～99人、500～999人の場合を除くと、いずれの場合にも企業規模1000人以上の世帯との格差は縮小している。

第1-2-16表 企業規模別全国勤労者世帯の実収入

第1-2-16表 企業規模別全国勤労者世帯の実収入

		34年(9~11月)		38年(年平均)	
		金額	比率	金額	比率
世帯主の勤め先企業規模	1~4人	19,157	52.8	35,713	58.3
	5~29	24,245	66.8	41,179	67.2
	30~99	29,506	81.3	47,858	78.1
	100~499	31,172	85.9	55,087	90.9
	500~999	36,098	99.5	53,319	87.0
	100以上	36,274	100.0	61,286	100.0
官公	31,116	85.8	57,532	93.9	

資料：34年は、総理府統計局「全国消費実態調査」
38年は、総理府統計局「家計調査」

農家の所得は、農林省の農家経済調査によると第1-2-17表のとおり34~38年の4年間の年平均約11.8%という高率で上昇を続け、勤労者世帯の実収入の年平均伸び率約11.4%を上回り、両者の所得格差は縮小した。人口5万以上の都市の勤労者世帯の平均実収入を100とする全国農家の農家所得の比率は、34年には84.8であったが、38年には85.9に上昇した。しかし、この間における農家所得の増加のうち62.0%は農外所得によるものである。それゆえ専業農家の場合には、農家所得の伸びは、耕地面積の広狭にかかわらず、いずれも勤労者世帯の平均実収入の伸びを下回っている。勤労者世帯の平均実収入を100とする比率は、耕地面積5反~1町の専業農家の場合、34年の62.8から38年には60.7へと低下し、1町~1町5反の専業農家では82.9から77.4へと低下した。

第1-2-17表 農家と勤労者世帯の所得格差の推移

第1-2-17表 農家と勤労者世帯の所得格差の推移

	勤労者世帯実収入 (人口5万以上都市)	全国農家所得	専業農家(都府県)				
			~5反	5反~1町	1町~1町5反	1町5反~2町	2町~
34年	36,873	31,250	15,753	23,170	30,556	44,613	
35	40,895	34,125	17,087	24,893	32,654	47,937	
36	45,134	38,292	15,598	28,225	36,291	46,028	60,623
37	50,817	43,783	20,992	31,783	40,508	49,342	63,975
38	56,745	48,742	20,859	34,467	43,925	54,209	67,376
34	100.0	84.8	42.7	62.8	82.9	121.0	
35	100.0	83.4	41.8	60.9	79.8	117.2	
36	100.0	84.8	34.6	62.5	80.4	102.0	134.3
37	100.0	86.2	41.3	62.6	79.1	97.1	125.9
38	100.0	85.9	36.8	60.7	77.4	95.5	118.7

資料：勤労者世帯は、総理府統計局「家計調査」

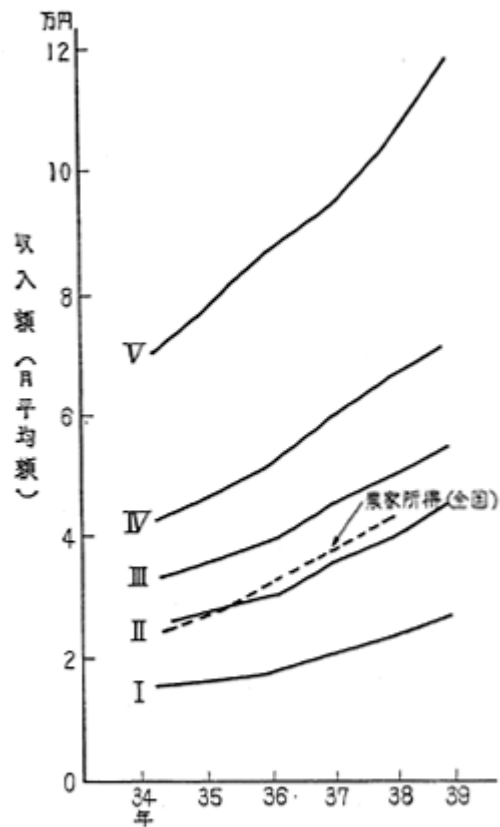
農家は、農林省「農家経済調査」

(注) 勤労者世帯は暦年平均、農家は年度平均、いずれも月額

しかし所得格差が縮まったといっても、その度合いは決して大きいとはいえず第1-2-15図にも示されているように絶対額での開きはむしろ拡大しており、格差是正の余地はまだ大きいといわなければならない。

第1-2-15図 5分位階級別勤労者世帯の実収入および農家所得の推移

第 1-2-15 図 5 分位階級別勤労者世帯の
実収入および農家所得の推移



資料：総理府統計局家計調査(暦年)「農家経済調査(年度)」

-当初所得による-

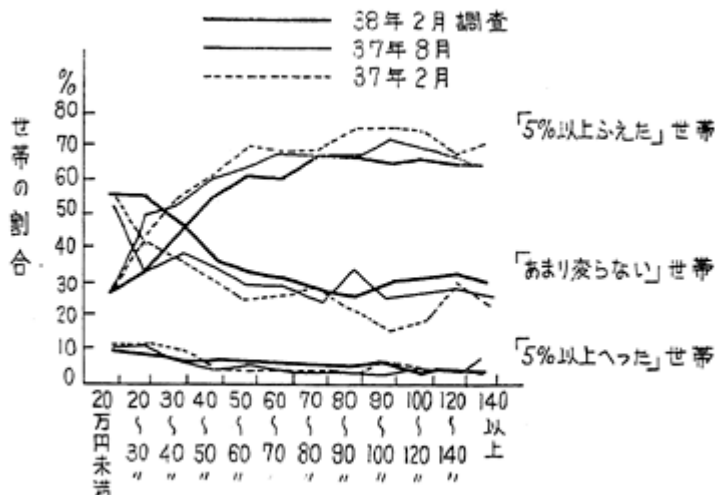
世帯数累積百分率

以上の傾向は平均としてみた場合であって、中には収入額が変らなかったり、かえって減少した世帯があることにも留意する必要がある。

第1-2-16図、第1-2-17図は経済企画庁の消費者動向予測調査によって、所得階層別に所得があまり変わらなかった世帯および5%以上減った世帯のしめる割合を描いたものであるが、これによると、低所得世帯ほど所得があまり変わらなかったか5%以上減った世帯の割合が多いことが示されている。

第1-2-16図 所得階層別所得増減実績(都市)

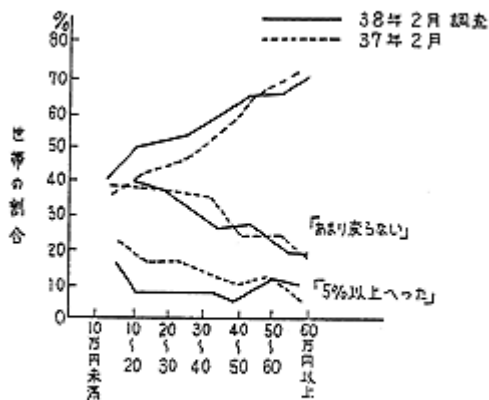
第 1-2-16 図 所得階層別所得増減実績(都市)



資料: 経済企画庁「消費者動向予測調査」

第1-2-17図 所得階層別所得増減実績(農家)

第 1-2-17 図 所得階層別所得増減実績(農家)



資料: 経済企画庁「消費者動向予測調査」

最近の高度経済成長の過程で、労働力の流動が促進され、生産性の低い農業部門から生産性の高い、二、三次産業部門へ、また就業機会の少ない農村から都市へと労働力を中心として行なわれた人口移動は所得格差の是正に大きく貢献している。しかし、反面労働力の流動過程においては、近代化の進んだ部門と遅れている部門、将来性のあるものとその少ないものとの間の格差をかえって拡大するような動きもみられる。たとえば、中高年齢層は長年にわたる労働習慣、技術その他の経験への執着が強く新しい生産方式や経営方法に適応しにくいとか、扶養家族があって子供の教育や住宅問題、親せき関係などをかかえているなど流動化を妨げる主体的要因が多い。そのため生産性の低い農業や中小企業には、さきに述べたとおり高齢労働者、中高年労働者がとり残されてしまうことになる。

流動化過程でこのような選択が行なわれる原因をつくっているのは、前記のような中高年労働者側の主体的条件と同時に、むしろそれ以上に最近の労働力需要が若干層に著しく偏向していることによると思われる。

また、中小企業では初任給を大企業並みに引き上げているにもかかわらず新規学卒者の獲得はむずかしいが、その反面、中高年・高齢労働者の賃金水準の改善は相対的に遅れている。

このように、主体的ならびに環境的な悪条件が重なるケースは、このほかにも種々あげられるであろうが、低所得階層は概してこのような形で不利な条件を負っているといえよう。これらのケースの問題や所得分

布の不均等の是正の問題に対しては、一般的な生産活動の拡大やそれに伴う雇用の増大などの経済政策が推進される必要があるが、それだけでは解決できない面もある。したがって、これらの問題にこたえるためには租税や社会保障による所得の再分配も必要であり、また社会保障や各種社会施策の充実によって不利な条件をかかえたこれら階層の人々のニーズにこたえることも必要となってくる。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第4節 所得格差の動向

3 所得再分配による所得格差の是正

階層間における所得分布の不均等や所得格差を少なくすることは、福祉国家を旨とする国々の共通の課題とされており、累進税率の採用や社会保障制度の実施によって所得の再分配が行なわれ、所得格差の是正に効果をあげている。

租税や社会保障による所得再分配は、政府を通じて家計相互間において行なわれるだけでなく、企業と家計との間にも行なわれる。社会保険料の雇主負担分や法人税などがその例である。ここでは、37年度に実施された社会保障水準基礎調査によって家計面からとらえた所得再分配の状況について述べることにする。

第1-2-18表は、全世帯を4分位階級に分けて、再分配を行なうまえと行なったあとの所得分配割合の変化を示したものである。第Ⅳ・4分位階級からの3%が第Ⅱ・4分位階級と第Ⅰ・4分位階級にそれぞれ1%と2%ずつ配分されているが、第Ⅲ・4分位階級には変化が認められなかった。

第1-2-18表 租税と社会保障による所得再分配

第 1-2-18 表 租税と社会保障による所得再分配
(単位：%)

	世帯数百分率	所得額百分率	
		再分配前	再分配後
当初所得			
4分位階級			
総数	100	100	100
Ⅰ	25	8	10
Ⅱ	25	16	17
Ⅲ	25	25	25
Ⅳ	25	51	48

資料：厚生省企画室「社会保障水準基礎調査（37年11月）」

(注)1 医療の現物給付については、この調査では、世帯員の受療日数では握られているので、次の方法で医療費を推計した。

(1) この調査の結果により受診日を全国推計した。

(2) 基金統計月報（社会保険診療報酬支払基金）および国民健康保険事業月報（厚生省保険局）により総医療給付費を推計した。

(3) (1)および(2)により1日当たり医療給付費を算出した。

2 租税については、所得税・住民税・固定資産税を調査した。

再分配後の所得と当初所得の差を、当初所得に対する百分率で表わした再分配係数によって、所得階層別に所得再分配の規模を見ると第1-2-19表のとおりである。租税は社会保障給付以外の用途にもあてられる

ため、全世帯平均の再分配係数は-2.4%となっていて、当初所得のほうが再分配所得より多いが、40万円未満の所得階層では逆に再分配所得のほうが多く再分配係数は正となっている。

第1-2-19表 所得階層別再分配係数・租税・保険料給付金・医療給付の当初所得に対する比率

第 1—2—19 表 所得階層別再分配係数・租税・保険料
給付金・医療給付の当初所得に対する比率

(単位：%)

		租 税	社会保険料	計 (A)	社会保険 給 付 金	医 療 の 現物給付	計 (B)	再分配係数 (B)-(A)
当 初 所 得 階 級	総 数	5.4	3.0	8.4	2.2	3.8	6.0	- 2.4
	万円							
	0～ 10	4.2	4.6	8.2	87.0	82.0	169.0	160.8
	10～ 20	2.0	3.0	5.0	8.8	13.1	21.9	16.9
	20～ 30	2.0	3.0	5.0	3.3	5.9	9.2	4.2
	30～ 40	2.5	3.1	5.6	1.9	4.0	5.9	0.3
	40～ 50	2.8	3.5	6.3	1.4	3.9	5.3	- 1.0
	50～ 60	3.6	3.2	6.8	1.1	2.6	3.7	- 3.1
	60～ 70	4.7	3.3	8.0	1.1	3.3	4.4	- 3.6
	70～ 80	5.4	3.2	8.6	0.7	2.1	2.8	- 5.8
	80～ 90	6.2	3.4	9.6	0.9	1.9	2.8	- 6.8
	90～100	8.0	3.0	11.0	0.4	3.3	3.7	- 7.3
100～150	9.1	2.7	11.8	0.9	2.0	2.9	- 8.9	
150～200	11.2	2.1	13.3	0.3	1.0	1.3	-12.0	
200～以上	13.6	0.9	14.5	0.2	0.7	0.9	-13.6	

資料：厚生省企画室「社会保障水準基礎調査(37年11月)」

再分配係数は低所得階層ほど大きく、最低所得階層では所得再分配による所得純増額が当初所得に対して100.8%であるが、20万を越えると急速に低下し30～40万円の階級で0%の線を割って、以下さらに漸減している。

所得格差の是正のためには、高所得層に対しては租税の徴収が効果的な役割を果たしており、低所得層に対しては社会保障の給付が大きく貢献していることがわかる。しかし再分配による所得水準の引上げが行なわれているのは低い所得階層だけであるといえよう。

このように所得分配による格差是正効果は、あまり大きいとはいえないが、これはわが国の社会保障制度が年金の本格的給付が始まっていないことや児童手当制度がないことなどの点で十分でないことによると考えられる。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第5節 低所得階層の動向

1 低所得階層の主体的・環境的条件

低所得階層は主体的・環境的に不利な条件をかかえている。主体的条件としては、老齢・心身障害・疾病又は病弱等により労働能力に欠陥があったり、母子家庭のように働き手がなかったり、教育や技能が低いことなどにより社会的適応力を欠いていたりと、これらの要因が重なってよりよい所得機会に向う流動性が少ないことなどがあげられる。環境的特に経済環境的条件としては、零細な農業・漁業その他の自営業を営んでいたり、生産性の低い中小零細企業に雇われていたり、土工・雑役などの単純労務に従事していたり、日雇・臨時雇などのごとく就業が不安定であったり、衰退産業に従事していたり、離島・へき地その他後進地域に住んでいることなど、有利な就業機会にめぐまれず、経済成長の過程においても一般の所得の向上に遅れがちである場合があげられる。

昭和38年の国民生活実態調査によると、高齢者世帯のうちで第1・4分位階級、すなわち、全世帯のうち所得の低いほうから1/4世帯に属するのは84.5%、母子世帯の場合には、この割合が75.0%であって、全世帯平均(25%)の3倍以上に達している。また身体障害者および長期り病者世帯について見ると37年で34.5%が第1・4分位階級に属している。次に業態別に第1・4分位階級のしめる割合を38年の調査について見ると、専業農家においては34.6%、日雇労働者世帯においては60.5%、零細自営業世帯とみられるその他の就業者世帯においては72.8%となっており、不就業者世帯においては83.6%となっている。なおこの割合は企業規模1~9人の雇用者世帯では、31.4%となっている(37年調査)。

このように主体的、環境的に不利な条件をかかえている世帯が低所得階層におちいるおそれの多いことは明らかであるが、主体的条件の改善のためには、年金制度をはじめとする所得保障や医療保障により生活の安定をはかるとともに、リハビリテーションや社会福祉事業を拡充することにより、教育や職業訓練等と相まって労働能力や社会的適応能力の回復・改善をはからなければならない。環境的条件の改善のためには、各種の経済政策に期待するところが大きい、社会保障制度やその他の社会施策の充実は、上記のような役割を果たすとともに、中小企業、農業などの近代化にも資するという点に留意する必要がある。

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第5節 低所得階層の動向

2 高齢者世帯と母子世帯の推移

高齢者世帯と母子世帯は一般に所得水準が低く3/4以上の世帯が第1・4分位階級に属することはすでに述べたとおりであるが、厚生行政基礎調査によると高齢者(男65歳,女60歳以上)のみまたはそれと18歳未満の者のみからなる高齢者世帯は第1-2-20表のとおり34年の48万世帯から,38年には68万世帯へと大幅にふえ,全世帯にしめる割合も2.2%から2.7%に上昇した。とくに単身者の増加が最も著しく,世帯数の増加の55%が単身者の増加によるものである。配偶者のいない18~60歳の女子と18歳未満の子のみで構成されている母子世帯は,しだいに減少しており,34年の43万世帯から38年には34万世帯になり,全世帯にしめる割合も20%から14%へと低下している。

第1-2-20表 母子世帯,高齢者世帯の推移数

		全世帯	母子世帯	高齢者世帯	
				総数	1人世帯
実 数	34年	千 21,724	千 427	千 479	千 276
	35	22,476	424	500	290
	36	23,509	420	561	327
	37	23,850	386	618	342
	38	25,002	340	678	385
構 成 比	34	% 100.0	% 2.0	% 2.2	% 1.3
	35	100.0	1.9	2.2	1.3
	36	100.0	1.8	2.4	1.4
	37	100.0	1.6	2.6	1.4
	38	100.0	1.4	2.7	1.5

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

高齢者世帯,母子世帯の業態別の推移を見ると,第1-2-21表に見られるように耕地面積0.3ヘクタール以上の世帯および事業経営者世帯の割合が減り,常用勤労者世帯がふえているのが目立つ。しかし,反面零細就業とみられるその他の就業者世帯の割合がとくに38年においてかなりふえている。日雇労働者世帯の割合は,年々変動が激しいが,37,38年の2年間では,母子世帯では減り,高齢者世帯ではふえている。不安定就業者世帯を全体としてみると,両世帯とも38年における増加が目だっている。

第1-2-21表 高齢者世帯,母子世帯の業態構成の推移(世帯数百分率)

第 1-2-21 表 高齢者世帯、母子世帯の業態構成の推移(世帯数百分率)

	年	総数	耕地面積 0.3ヘクタール以上の世帯	耕地面積0.3ヘクタール未満の世帯						(再掲) 不安定就業 者世帯
				総数	事業経営 者世帯	常用労働 者世帯	日雇労働 者世帯	家内労働 者世帯	その他の 者世帯	
高齢者世帯	34年	100.0	10.4	89.6	9.9	8.9	4.7	1.2	64.9	...
	35	100.0	10.3	89.7	15.0	8.7	5.3	10.4	50.2	15.7
	36	100.0	9.5	90.5	12.0	10.1	5.4	14.4	48.5	19.8
	37	100.0	10.5	89.5	12.0	11.2	4.7	13.0	48.7	17.7
	38	100.0	8.6	91.4	9.0	11.5	6.3	16.9	47.6	23.2
母子世帯	34年	100.0	9.7	90.3	12.7	31.7	14.4	4.4	27.1	...
	35	100.0	10.3	89.7	13.5	34.6	15.6	13.9	12.9	29.5
	36	100.0	8.7	91.3	11.8	38.0	12.9	14.0	14.6	26.9
	37	100.0	9.0	91.0	11.1	38.7	16.5	10.8	13.8	27.3
	38	100.0	7.3	92.7	8.4	40.6	13.7	16.0	13.9	29.7

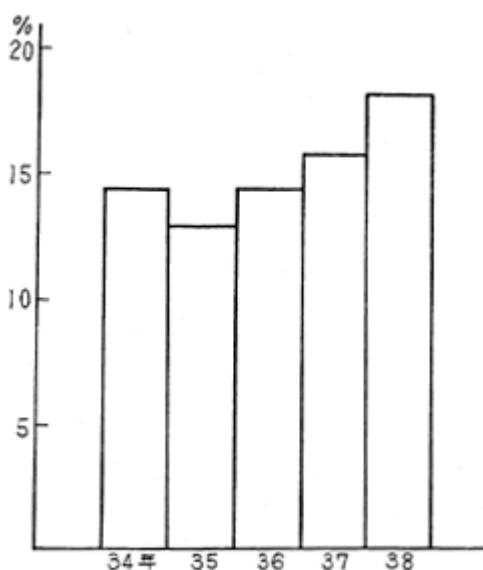
資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

(注) 不安定就業者世帯とは、日雇労働者世帯、家内労働者世帯およびその他の不就業者世帯をいう。

高齢者世帯と母子世帯はか得能力が低いいため、被保護世帯となっている世帯の割合が高いが、とくに生活保護への依存度の年次推移について見ると、一般の被保護世帯では最近減少傾向に転じたにもかかわらず母子世帯では年々高まっており、厚生行政基礎調査によると、34年には14.1%が被保護世帯であったのが38年にはこの割合は17.6%に上昇している。なお、高齢者世帯について見ると、34年に13.3%であったのが38年には14.8%になっている。

第1-2-18図 母子世帯の保護率の推移

第 1-2-18 図 母子世帯の保護率の推移



資料：厚生省統計調査部 「厚生行政基礎調査」

第1部 厚生行政の背景

第2章 経済発展とその諸問題

第5節 低所得階層の動向

3 消費の平準化および消費者物価の上昇と低所得階層

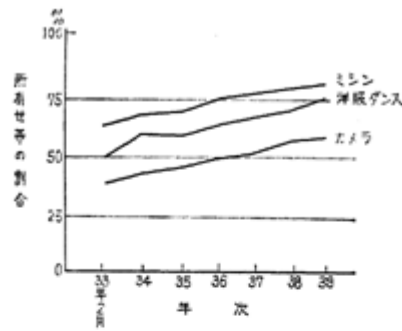
低所得階層をめぐる最近の大きな問題の一つは、家庭電機製品の急速な普及、高校教育の一般化など消費の平準化傾向と消費者物価とくに生活必需品の物価上昇の長期間にわたる継続とによって、家計への圧迫が高まっており、生活の外観や収入額、家計費などの面からでは実態を十分にとらえることのできない新しい貧困の問題を引き起こしていることである。

経済企画庁の消費者動向予測調査によると、都市におけるテレビ所有世帯の割合(以下「普及率」という。)は36年2月と37年2月の間に75%を越え、39年2月現在93%に達した。すなわち、すでに第1・4分位階級にもほとんど浸透しおわたったといえる。このほかにもすでに75%の普及率ラインを越えた耐久消費財があり、また、ここ1,2年のうちには越えると見込まれるものも2,3あらわれている。最近の耐久消費財の普及のしかたには過去には見られなかったような大衆化現象、普及速度のスピードアップ現象が見られ、多数の商品がきびすを接して低所得層の周辺に近づきつつある。次に、消費者動向予測調査の調査対象になっている品目のうち、主要なものを選び、その普及の進行形態を三つのグループに分けて示すと第1-2-19図のとおりである。

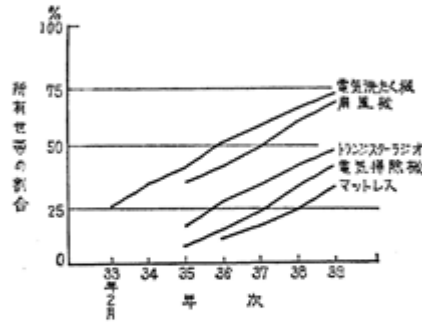
第1-2-19図 耐久消費財の普及形態(都市世帯)

第1-2-19 図 耐久消費財の普及形態(都市世帯)

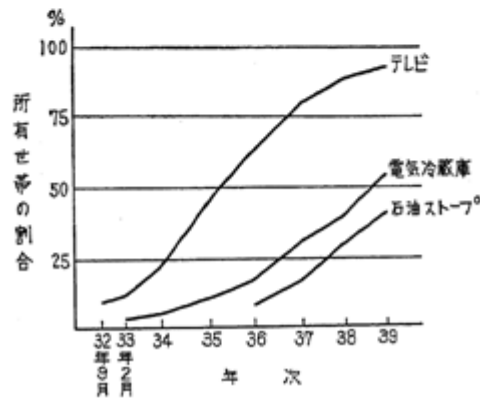
第1グループ



第2グループ



第3グループ



資料：経済企画庁「消費者動向予測調査」

第1のグループは、現在かなり高い普及率に達しているが普及の速度はかなり緩慢なものである。洋服ダンスの例で見ると、50%を越えて75%に達する間に約6年を要している。第2のグループは、現在の普及水準はまちまちで、75%を越えているものは39年2月現在ではないが、普及テンポは比較的早く、電気洗たく機の例をとると約3年半ないし4年の間に50%から75%に達することになることが予測される。第3のグループでは、テレビが36、7年に75%を越え、39年2月現在93%を上回る高い普及水準に達している。50%から75%になるまでの期間は1年半程度であった。これに比肩しうるような商品は他に見あたらないが、電気冷蔵庫は最近急速に普及しはじめ約2年間で25%から50%に達している。このグループでは25%水準を突破してから普及速度が急に高まるという形が明らかに認められる。

第1・4分位階級への耐久消費財の浸透は、実際には普及率が75%を越える以前に始まっている。高所得階層で始まった耐久消費財の使用が漸次所得の低い階層へと波及してゆくプロセスは、テレビの場合に典型的にあらわれている。程度の差こそあれこのようなプロセスをたどって、各種の耐久消費財が低所得階層やその周辺に及んでいる。しかし、消費の平準化は各費目にわたって一様に行なわれているわけではない。第1-2-20図は34～38年の間における各費目に対する第1・5分位階級の消費支出の全世帯平均に対する格差の変化を示したものであるが、これによると家庭電気製品を含めた家具什器の消費格差がとびぬけて縮小し、この面での消費の平準化が進んでいることがわかる。また雑費の中では、交際費・負担費の格差が比較的縮小しているが、教養娯楽費はほとんど縮小していない。食料費についていえば、酒・飲料・外食の消費格差は比較的縮小しているが、肉・果物・魚介・野菜などは消費格差縮小の度合いが比較的少ない。なお、食料費についてはこの期間において相当大的な物価上昇があったことを考慮する必要がある。い

構成の高度化をはかることがあげられるが、このためには現在の食料費支出をふやすことも必要となろう。また、このほかにも基礎的な消費費目で充実が遅れているものについては、支出をふやさなければならない。しかし、今日のような形の消費の平準化傾向と、消費者物価、特に食料品価格の上り方のもとでは、今述べたような方向の低所得階層での消費内容の改善が遅れるおそれがある。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

現在のわが国において、都市の持つ意味がきわめて強くなりつつあることは各方面において指摘されているところである。社会・経済・政治のあらゆる部面における都市の果たす役割は、ますます大きくなりつつある。

農村から都市へ向う人口移動は、わが国の過去の歴史に例のないほどの激しさと規模において進行しつつあるし、都市人口の規模としても、昭和35年の国勢調査において、市部人口は、総人口の64%をしめるに至っている。

人口移動の直接的な結果としては、人口規模において世界最大といわれるような巨大都市を発生せしめ、これの過密問題が世人の注目を集めている。このような人口の巨大都市への集中を防ぐ手段として、また、地域格差の是正をはかることを目的に新産業都市などの地域開発政策が、国の重要政策として実行に移され始めた。

また、都市化過程は単なる都市への人口集中の過程としてではなく、都市的生活様式が農村へも浸透していく過程としてもとらえなければならないが、わが国においても消費生活における画一化、意識の同質化の傾向は一般的な傾向となっており、この意味でも都市化の進行は著しいものがあるといえよう。

このような都市化過程の実態とそれから生ずる諸問題は、今後の厚生行政の方向を検討するにあたって重要な背景として考慮されなければならないものである。本章では、都市の本質にも触れつつ、都市化過程の実態とその諸問題を見ることにしよう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

1 都市への人口移動の現状

都市へ向っての人口の激しい移動集中傾向は、近代社会に共通の人口現象である。わが国の人口現象もその例外ではなく、経済の成長発展に伴って、都市地域への移動集中傾向を強めてきたといえることができる。昭和30年から35年までの都道府県別の人口の移動状況を見てみると、人口の流入超過となっているものは、東京・大阪・愛知とそれらの周辺の4県である。この流入超過人口の62%は東京を中心とする4都県に、29%が大阪・兵庫に吸収されている。

このように、現在のわが国の人口移動は、東京・大阪・名古屋を中心とする三つの巨大都市圏への激しい集中傾向としてとらえることができる。

住民登録人口移動報告書により、つい最近までの動向を見ても、三大巨大都市圏への人口移動の激化と、大都市の外延的拡大という傾向はいぜんとして衰えていない。まず、6大都市の転出入の傾向を34年度以降38年度に至る5年間について見ると第1-3-1表のとおりである。

第1-3-1表 6大都市の転出入人口および転出入超過の動向

第1-3-1表 6大都市の転出入人口および転出入超過の動向(34~38年)

	34年	35	36	37	38
転 入 人 口 (単位 千人)					
東 京 区 部	570	585	601	601	639
東 横 浜	90	97	112	157	196
名 古 屋	83	99	107	108	198
京 都 都	48	47	50	54	103
大 阪 府	212	224	235	236	353
神 戸 市	60	63	68	69	117
転 出 人 口 (単位 千人)					
東 京 区 部	382	411	462	527	610
東 横 浜	52	53	58	68	134
名 古 屋	50	58	67	77	163
京 都 都	40	41	43	47	97
大 阪 府	144	157	181	213	363
神 戸 市	43	44	49	59	112
転 出 入 超 過 (単位 千人)					
東 京 区 部	188	174	139	74	29
東 横 浜	38	44	54	89	62
名 古 屋	33	41	40	31	35
京 都 都	8	6	7	7	6
大 阪 府	68	67	54	24	△ 10
神 戸 市	17	19	19	10	5
転 出 入 超 過 率 (%)					
東 京 区 部	2.4	2.2	1.7	0.9	0.3
東 横 浜	2.9	3.2	3.8	5.9	3.9
名 古 屋	2.2	2.6	2.4	1.8	1.8
京 都 都	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5
大 阪 府	2.3	2.2	1.7	0.8	△ 0.3
神 戸 市	1.5	1.7	1.7	0.8	0.4

資料：総理府統計局「住民登録人口移動報告」

(注) △は減少を示す

6大都市におけるこのような最近の転出入の状況からいえることは、第1は、大都市への転入人口がいぜんとして増大を続けていること、第2は、転出人口の増加の速度が著しく高まってきたこと、第3は、以上の変化の結果として転入超過人口が著しく減少するに至ったことである。38年における東京区部の転入超過人口はわずかに3万人、転入超過率は0.3%といういまだかつて見られたことのない低水準となり、大阪市のごときは、ついに転出超過(0.3%)さえ示すに至った。しかしながら、転入人口の増大傾向が維持されていることや、転出が実質的な転出ではなく、転出人口の大部分が周辺地域への転出であることは、大都市の吸収力が衰えていないことを示唆しているといえよう。たとえば、東京都の場合、区部からの転出人口の64%は、非区部地域や、埼玉・神奈川・千葉に転出している。したがって、次に、さきにのべた3大都市圏を単位にその転出入状況を見てみよう。

第1-3-2表に見られるように、3大都市圏への転入人口は最近数年間に急速に増加を示しており、転入超過は60万をこえている。

第1-3-2表 3大都市圏における転出入人口の動向

第1-3-2表 3大都市圏における転出入人口の動向

(単位：千人)

	転 入			転 出			転 入 超 過		
	東 京 圏	名 古 屋 圏	大 阪 圏	東 京 圏	名 古 屋 圏	大 阪 圏	東 京 圏	名 古 屋 圏	大 阪 圏
34 年	583	163	302	261	141	180	322	21	22
35	631	205	357	276	150	191	355	55	166
36	679	228	413	302	167	204	377	61	209
37	740	251	443	352	187	252	388	64	190
38	760	274	442	383	199	271	377	75	171

資料：総理府統計局「住民登録人口移動報告」

東京圏は、東京・千葉・埼玉・神奈川の1都3県

名古屋圏は、愛知・静岡・岐阜・三重の4県

大阪圏は、大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の2府4県

つまり、これらの地域に毎年鳥取県と同じ規模の人口がふえているのである。これらの地域への転入人口は150万前後に達しているから、全国移動人口(県間)の45%以上にあたっている。次に、これら3大都市圏に転入する人口を転入前地域別に見てみると、第1-3-3表のように後進的な中国・九州・四国および東北が主体をなしており、特に九州からの転出の顕著な増加傾向が注目される。

第1-3-3表 転入前地域別にみた3大都市圏への転入人口

第1-3-3表 転入前地域別にみた3大都市圏への転入人口

(単位：千人)

	34 年	35	36	37	38
総 数	812	936	1,041	1,119	1,147
北 海 道	33	42	54	60	72
東 北	146	167	185	203	202
関 東	181	179	179	189	191
北 陸	93	93	99	107	107
山 陰	30	32	34	37	38
山 陽	75	85	93	100	105
四 国	76	91	98	105	102
北 九 州	86	133	168	176	190
南 九 州	92	114	131	142	140

資料：総理府統計局「住民登録人口移動報告」

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

2 人口移動の要員

(1) 雇用機会の偏在

人口の移動は、経済的要因のみならず、多くの社会的、文化的要因に基づいて発生するものであろうが、現実の移動人口の大部分は就業に関連する労働力人口の移動と考えられる。

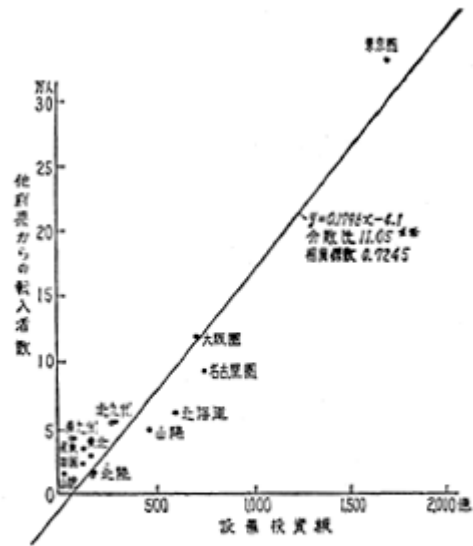
35年の国勢調査における1年前常住地調査によって見ると、県間の移動人口の63%、県内移動人口の56%は労働力人口であり、また移動人口を15歳以上に限定すると県間移動では72%、県内移動では67%が労働力人口であるという結果がえられる。

3大都市圏への人口集中傾向は、これらの地域に雇用機会が多く、その他の地域に少ない。すなわち雇用機会の偏在によると推論することができよう。

雇用機会の偏在は、換言すれば資本の地域的偏在であるが、この資本の地域配分を設備投資額でおさえ、これと転入者との相関をとってみると、第1-3-1図のとおりとなり、設備投資額と転入者数との相関はきわめて高い。大企業の設備投資は、関連の中小企業の発展を助長し、これらがあいまって雇用機会を増大させているが、人工移動は、雇用機会の増大に対応する労働力の反応なのであろう。なお、わが国の巨大都市といわれるものが、中小企業の集中度が高いことにも留意する必要がある。製造業のみでも、37年の工業統計調査によれば、従業員数300人未満の中小事業所の従業員のしめる比率は全国平均68%であるのに対し、東京都は全国平均を大きく上回り72%強である。全国のこれら中小規模事業所の従業員のうち、東京にはその16%が集まっているのである。また、東京は、中小企業者の多い第3次産業就業者のしめる比率も全国平均より高い。したがって、人口吸収の要因となる雇用機会が、中小企業によりもたらされている部分の多いことが想像される。

第1-3-1図 地域グループ別設備投資額と転入者の相関

第1-3-1 図 地域グループ別設備投資額と
転入者の相関(38年度)



- (注) 1 設備投資額は、日本開発銀行調査部の設備投資計画調査報告書による。
2 他府県からの転入者は、総理府統計局の住民登録移動報告による。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

2 人口移動の要員

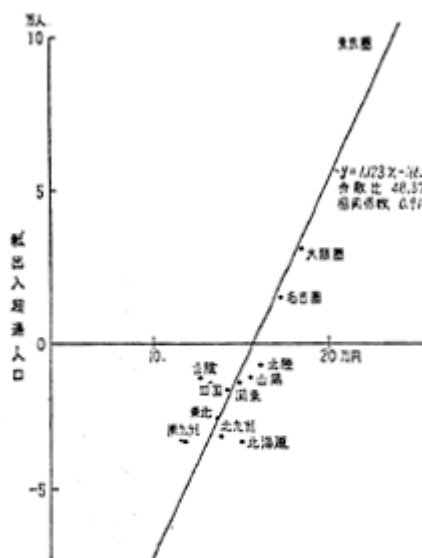
(2) 所得水準の格差

雇用機会の存在が人口移動の要因となりうるのは、それが、よりよい所得と現在よりも快適な生活を保証することを意味するからであろう。人口移動は所得の均等化運動であるといわれているが、生活水準の格差と転出入の状況との関係を見てみよう。

生活水準は、本来は、物理的な生活環境や消費生活の水準といった総合的な指標でとらえるべきものであるが、一応所得の面でとらえるとして、1人当たりの県民分配所得と府県間の転出入超過の関係を都道府県のグループ別にグラフに表わしてみると第1-3-2図のようになり、相関関係の強いことがわかる。この図が示していることの一つは、生活水準の地域間格差の激しさである。最高のグループと最低のグループの差は10万である。県別に見れば、東京都の30万2,978円に対し、鹿児島は9万4,280円で、東京都の約31%にしかすぎない。このような格差が巨大都市への人口集中を激化させているのである。

第1-3-2図 地域グループ別分配所得と転出入超過との相関

第1-3-2図 地域グループ別分配所得と転出入超過との相関 (37年度)



- (注) 1 1人当たり県民分配所得は、国民所得白書による。
 2 転出入超過人口は、住民登録人口移動報告による。

生活水準の格差に関連して問題とすべきは、移動人口の内容である。実際の東京への流入人口の主体はどのような階層かを35年の国勢調査で見ると、調査時前1年間に他県から東京都へ転入した人口の約60%は

15～24歳の青少年層であり,そのまた60%は20歳未満であった。転入労働力の主体は,移動するための費用のかからない若い,中高卒の労働力にあるといえよう。中高年層の移動は,住宅など受入れ側の施策が必要であるが,これら施策の不十分なこととあいまって,転入労働力は若年層に集まっているものと思われる。

若年労働力として転入してくる青少年の都市における生活水準は,決して高いものとはいえないが,それでもなお転入が続くのは,わが国における著しい所得格差が解消されていないからであろう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

2 人口移動の要員

(3) その他の要因

都市への人口集中を基本的に規定するものは、所得機会の増大といった経済的要因であるが、都市へのあこがれなどといった心理的な要因もからみあっている。青少年にとっては、娯楽やレクリエーションの機会が多いこと、拘束的でない人間関係、文化との接触の機会が多いこと、勉学の機会が多いこと、将来への可能性が広く開けているように見えることなどが魅力であるし、主婦にとっては、家事の合理化に役立つ社会的施設が多くあること、消費生活にバラエティーがあることなどが魅力である。また、このような都市の魅力は、マスコミによって、よりはなやかに地方にふりまかれており、都市へのあこがれを助長している。

これらの要求の多くは近代化が進むにつれて当然のものとして受けとられていくものであり、地域社会がその魅力を取りもどすために考慮しなければならないであろう。厚生行政としても、生活環境の地域格差是正について検討する必要がある。

なお、このような転入先の事情のほかに、転出地の社会状況により左右されることも留意しておく必要がある。たとえば、社会構造が保守的である地域においては、転出を妨げる要因が強い。東北と九州との転出率の差の説明の一つとして、このような社会構造のちがいがあげられるであろう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

3 都市人口の特色

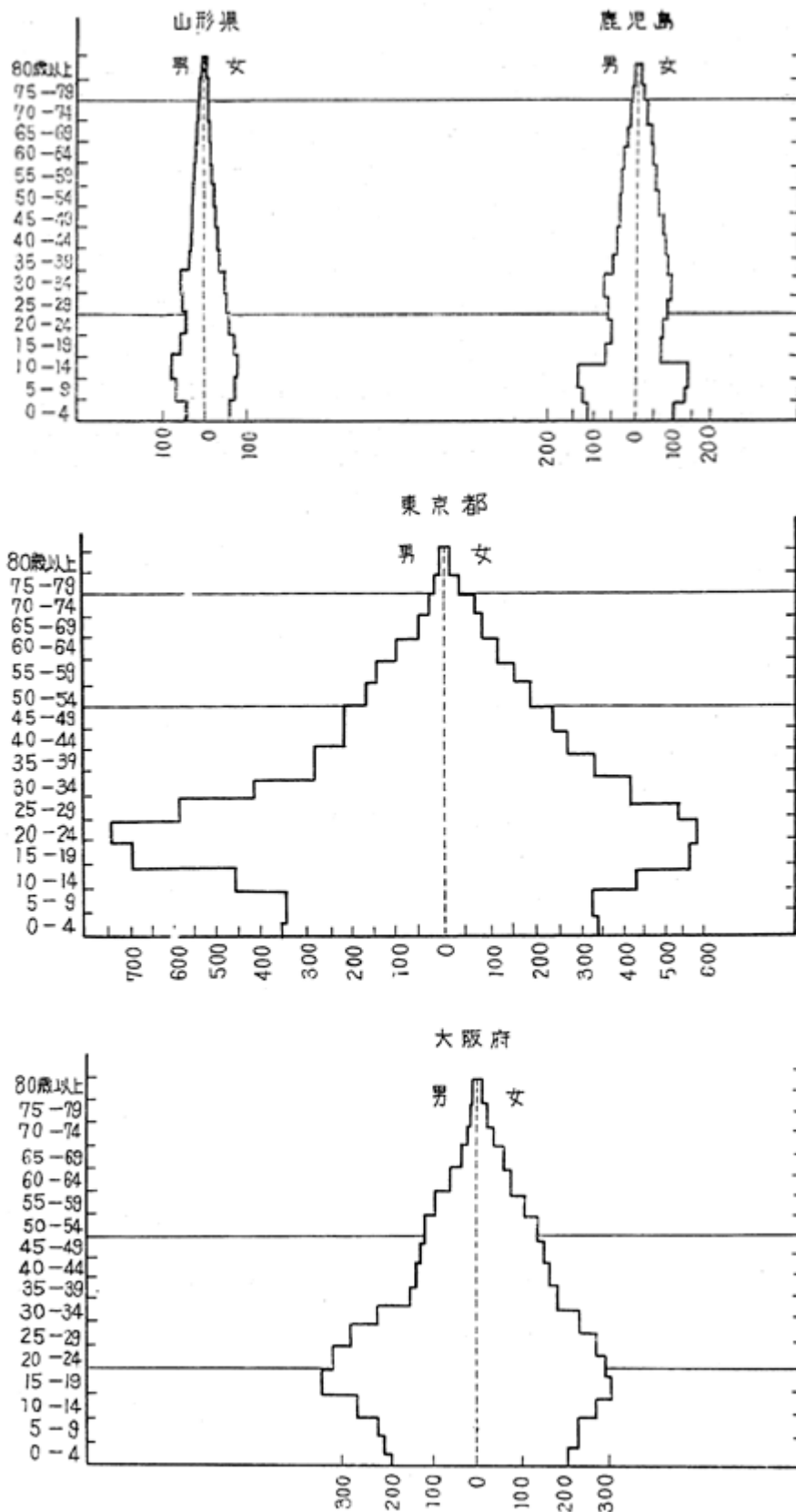
(1) 年齢構造

都市人口の静態的な特徴としてまづ第一に指摘されるのは、その年齢構造である。

第1-3-3図は代表的な農業県と、東京・大阪を比較したものであるが、一見して明らかなように、都市においては若年人口が多く、高齢人口が相対的に少ない。これに対し、農業県では高齢人口および幼少人口のしめる比率が相対的に高くなっている。

第1-3-3図 農業県と東京・大阪との年齢構造の比較-男女別

第1-3-3図 農業県と東京・大阪との年齢構造の比較—男女別(35年)



資料：総理府統計局「国勢調査」

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

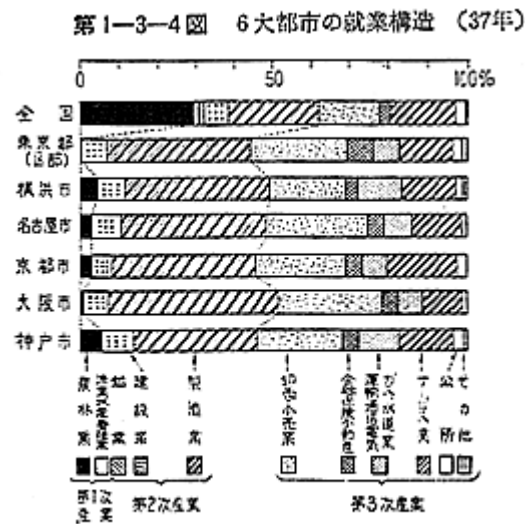
第1節 都市化の進行

3 都市人口の特色

(2) 就業構造

都市人口の就業構造の特色は、就業者の産業別分布を見ればわかる。6大都市における産業大分類別就業者分布を図示したものが第1-3-4図であるが、6大都市においては、第1次産業従業者の比率がきわめて低く、これに対して、第2次産業である製造業、第3次産業の卸売、小売業の就業者の比率が高い。

第1-3-4図 6大都市の就業構造



資料：総理府統計局「就業構造基本調査報告」

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

3 都市人口の特色

(3) 都市人口の流動性

都市の特徴として、よく人口の流動性があげられる。都市の人口は夜間人口と昼間人口に分けて考えなければならぬ。東京の場合、都心の千代田区にあっては、35年の国勢調査によれば、夜間人口に対する昼間人口の比率が約5倍半という結果がみられる。そしてその流入範囲は、関東地方の全県をはじめ、静岡・山梨・長野にまで及んでいる。国勢調査の結果は、通勤・通学人口だけを計出したものであるから、それ以外の買物人口・レクリエーション人口・公用人口・商用人口・観光人口・通過人口などを加えれば、夜間人口に対する昼間人口の比率はもっと大きくなる可能性がある。このような1日を周期とする人口の大きな移動は、都市人口の一つの特徴であろう。

郊外の住宅団地の居住者は、単に通勤の面のみでなく、買物・レクリエーション・訪問などといったことのため中心市街地と結びついている傾向が見られる。ある私鉄が埼玉県巨大団地のもより駅の乗車人員の増加を団地建設前と後にわたって調査した結果によると、団地建設前に比べて定期券乗車は1.85倍になったのに対し、定期外乗車は3倍になっていたという報告があり、このような住宅地が、大量の通勤・通学移動人口に加えて、不定期の買物娯楽その他の用件による昼間人口を中心部に流出せしめていることがわかる。都市における生活環境施設の整備においては、このような昼夜間人口の実態に留意する必要がある。

第1-3-4表 人口30万以上の都市における夜間人口に対する昼間人口の割合

第1-3-4表 人口30万以上の都市における夜間
人口に対する昼間人口の割合
(単位：%)

			35 年
東	京	都	114.5
大	阪	市	132.6
名	古	市	115.7
機	浜	市	92.3
京	都	市	99.8
神	戸	市	102.8
福	岡	市	112.9
川	崎	市	109.1
札	幌	市	109.6
広	島	市	116.0
仙	台	市	108.9
尼	崎	市	90.7
熊	本	市	105.6
長	崎	市	106.8
堺		市	89.2
浜	松	市	108.3
八	幡	市	112.0
静	岡	市	105.7
姫	路	市	112.7
新	潟	市	107.8
岐	阜	市	103.0

資料：総理府統計局「国勢調査」

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

4 都市文化の浸透

これまでは、主として人口の面から都市化の進行過程を見てきたが、都市化の進行は単なる都市への人口集中という面だけで論ずべきでなく、都市的な生活様式や生活意識が農村へ浸透し、社会全体が都市的な生活となる過程としても理解することができよう。

都市文化の浸透の結果としての消費生活の画一化や意識の同質化は、厚生行政の背景として考慮しなければならないものである。本来都市的なものと理解されている消費財や生活環境施設への要求が、農村においても高まりつつあるし、意識面においても近代的な個人主義的な傾向がみえ始めており、これらがあいまって都市へのあこがれをたかめ、人口の都市集中を助長している。

このような意味で都市化をとらえる場合には、産業の発展段階、都市と農村の産業構造の違い、都市への人口移動の量と質、新聞・テレビなどのマス・メディアの発達と普及の程度などが、社会全体の都市化を決定する重要な要因となると考えられる。これらのうち、大量生産やマス・メディアの普及に焦点を合わせてわが国の現状を観察してみよう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

4 都市文化の浸透

(1) 大量生産

われわれの今日の生活を構成する消費物資の大部分は、いわゆるマス・プロダクション方式により生産されるようになり、日常の消費財が容易に安価に入手できるようになった。しかし、その内容としては、大量に生産されることから、非個人的な画一的なものとなってきている。また、マスメディアによる宣伝活動の強化が消費生活の画一化を意識の面から推進しているものと思われる。このようにしてマス・プロダクションにより生み出された消費財が、都市を問わず農村においても大きなウエイトをしめるようになった。家事の電化傾向は32年頃より始まったが、電気製品の普及のスピードはめざましく、39年2月現在、都市世帯で電気洗たく機を有するものは7割に及んでいいる。このような電化傾向は農村にも及んでおり、洗たく機を有するものは農村においても5割に近く、都市世帯と普及率において差はあるが、所得水準の格差を考慮すれば、農村におけるこれらの消費材の普及率はめざましいといえることができる(第1-3-5表参照)。

第1-3-5表 耐久消費財の普及率

	電気冷蔵庫	テレビ	電気洗たく機	電気掃除機	電気釜
農家世帯	14.5	81.7	47.0	6.9	29.3
都市世帯	54.1	92.9	72.4	40.8	55.7

資料: 経済企画庁「消費者動向予測調査結果」

第1-3-6表は既製服の種類別の生産量の推移を見たものであるが、27~37年までの間において既製服の生産量は総数において約5倍となり37年現在で1億2千万着以上の既製服が生産されている。個性的な型が重視される婦人服においても紳士服を上回る伸びを示している。既成服の生産額を人口対比すれば、37年現在のわが国の全国民が平均1.32着の既製服を利用しているということになる。衣生活においては、標準化、画一化がきわめて進んでいるといえそうである。

第1-3-6表 既製服の種類別生産量の推移

	総数		紳士服		婦人服		子供服	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
27年	24,632,936	100	10,212,311	100	6,064,036	100	8,356,589	100
33年	53,767,066	218	21,575,648	211	14,822,689	244	17,368,729	208
37年	125,434,916	509	43,177,397	423	37,552,113	619	34,819,481	417

資料: 全日本既製服製造工業組合連合会資料

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

4 都市文化の浸透

(2) スメ・メディアの発達と普及

都市の生活と農村の生活との間には、いまや本質的な差はなくなり、その意識についても部分的には古い慣習や意識が残存しているにせよ、大したちがいはなくなってきている。このような意識の同質化にとって、もっとも効果的なものとして、新聞・テレビなどのマス・メディアの発達を無視することはできない。

テレビの普及率ののびはめざましく、昭和39年2月現在88%であるが、このようなマス・コミュニケーションの普及は、従来は生活関心からいって遠距離にあった都市と農村を非常に近くのものとして意識させるようになった。特に、ラジオや新聞と違って、視覚と聴覚の双方に訴えるテレビの影響はきわめて大きい。

このような都市―農村のコミュニケーションは、一方的に流され、特に東京から一方的に流されているのが現状であろう。マス・メディアは東京に偏在しており、地方にある民間放送も多く、その番組を東京の民間放送に依存している。日本放送協会の放送番組のうち、地方の中央放送局で組まれているいわゆるローカル番組は、ラジオで1日第1、第2放送を合わせて約4時間であり、テレビにおいては、教育放送を合わせて1日1時間である。また、地方の声を反映するものといわれている民間放送は、現在46社あるが、テレビの番組において、東京に所在する大手4社の製作番組を系列ごとに中継しているのがほとんどで、中継番組でないものは平均1日2割、1局平均4時間であるが、このうち、東京所在の他社の番組を買って流しているものなどを除くと日本放送協会の場合と大差ない数字となる。

東京と実際の生活水準や生活環境において異なってもテレビの聴視者という立場では、同じ内容を受け入れ、意識面では画一化、標準化されていっているのが現状であるといえよう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第1節 都市化の進行

4 都市文化の浸透

(3) 都市化の創造における東京の役割

社会の頭脳として都市機能をとらえるとすれば、わが国全体の頭脳としては東京をあげることになる。東京はその人口の量的な面のみでなく、わが国全体の文化創造の中核の役割を果たしているといわれている。

マス・メディアの面において東京にその中枢機能が集中していることはさきに述べたところであるが、教育施設の面においても、特に大学教育において集中が著しい。4年制大学について見れば、国公立大学は全国106校中14校が、私立大学では164校中76校が東京に集中している。学生数で見れば、全国の約半数に近い数字となるのである。著名社会文化団体の本部所在地を東京とその他の府県と比較すると、1部の種類を除いてその90%以上が東京に本部を持っている。

第1-3-7表 NHKにおけるローカル番組の比率(ラジオ)

第1-3-7表 NHKにおけるローカル番組の比率(ラジオ)

	ローカル放送		全国中継放送	総放送時間
	総数	1日平均		
総数	10,741.54 <small>時間分</small>	<small>時間分</small>	85,461.38 <small>時間分</small>	96,203.32 <small>時間分</small>
大阪中央放送局	1,724.09	4.43	12,014.08	13,738.17
名古屋中央放送局	1,530.22	4.11	12,207.32	13,737.54
広島中央放送局	1,480.12	4.03	12,266.31	13,746.43
福岡放送局	1,437.25	3.56	12,303.59	13,741.24
仙台中央放送局	1,521.29	4.09	12,223.50	13,745.19
札幌中央放送局	1,574.14	4.18	12,170.58	13,745.12
松山中央放送局	1,474.03	4.02	12,274.40	13,748.43
1局平均	1,534.33	4.12	12,208.48	13,743.21

資料：日本放送協会「NHK年鑑(39年)」

(注) 1日の放送時間量 { NHK第1 19時間 (AM 5~PM12)
NHK第2 18.30 (AM5.3~PM12)

第1-3-8表 NHKにおけるローカル番組の比率(テレビジョン)

第1-3-8表 NHKにおけるローカル番組の比率(テレビジョン)

	ローカル放送		全国中継放送	総放送時間
	総数	1日平均		
総数	3,055.15		42,982.17	46,037.32
大阪中央放送局	506.00	1.23	6,069.06	6,575.06
名古屋中央放送局	448.18	1.13	6,127.05	6,575.23
広島中央放送局	414.29	1.08	6,163.52	6,578.21
福岡放送局	433.12	1.11	6,144.07	6,577.19
仙台中央放送局	427.58	1.10	6,149.08	6,577.06
札幌中央放送局	439.16	1.12	6,137.11	6,576.27
松山中央放送局	386.02	1.03	6,191.48	6,577.50
1局平均	436.28	1.12	6,140.19	6,576.47

資料：日本放送協会「NHK年鑑(39年)」

(注) 1日の放送時間量 { NHK総合 18時間
NHK教育 約12時間

第1-3-9表 地方民間テレビ放送(42局)の番組構成(40年2月)

第1-3-9表 地方民間テレビ放送(42局)の番組構成(40年2月)

(単位：分)

	総数	日	月	火	水	木	金	土
A 総数	249,207	38,410	34,940	35,150	34,567	34,770	35,110	36,260
B TBS・NET・CX・NTVの中継番組	196,889	32,680	27,500	27,975	27,167	27,160	27,375	27,032
C 自主番組	52,318	5,730	7,440	7,175	7,400	7,610	7,735	9,228
$\frac{C}{A}$ (%)	21.0	14.9	21.3	20.4	21.4	21.9	22.0	25.4

資料：日本テレビ「番組対照表」

第1-3-10表 学校数・学生数の東京都と全国の比較(38年5月)

第1-3-10表 学校数・学生数の東京都と全国の比較(38年5月)

	学 校 数			学 生 数		
	全 国	東 京 都	比 率	全 国	東 京 都	比 率
大 学	270	90	33.3	794,100	389,077	49.0
短 期 大 学	321	78	24.3	122,292	42,065	34.4
国 立 工 業 教 員 養 成 所	9	1	11.1	2,312	288	12.5
高 等 専 門 学 校	34	3	0.9	8,560	1,356	15.8

資料：東京都総務局統計部「教育統計概要」

厚生白書(昭和39年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第2節 都市化の進行に伴う問題

東京・大阪などの巨大都市への人口集中は、わが国の社会・経済の各分野にわたって多くの問題を引き起こしている。これらの諸問題はわが国の経済成長にとっても大きな障害となりつつあるが、本節では、国民生活に直接的な影響を与えている面に焦点を合わせ、これらの諸問題のうち、最近、特に問題となっている過密都市問題と開発都市の問題をみよう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第2節 都市化の進行に伴う問題

1 過密都市問題の登場

(1) 巨大都市と過密都市

東京や大阪などに対する人口の集中が、現在のわが国の人口移動の著しい傾向であるが、東京都の人口は昭和39年10月1日に1,071万人に達し、全国人口9,719万人の11%をしめるに至った。この結果、「東京」は世界にも例のない巨大都市となった。巨大都市の登場それ自体は、もし道路その他の交通施設や生活環境施設などの整備が、適切に行なわれていたならば、今日のような問題は生じなかったかもしれない。もともと巨大都市が直ちに過密都市であり、国民生活や国民経済に損失を与えるものであると即断することは誤りであって、巨大都市と過密都市は本来区別して考えられるべき概念であろう。個別資本と社会費本の蓄積のアンバランスや、都市施設と人口のアンバランスや、企業における生産手段施設と公害防除手段のアンバランスなどがあるとき、地盤沈下・大気汚染・水質汚濁・交通難・水道の断水などの事態が発生するが、これが複雑に入り組んでもたらされる総合的な社会的損失が過密の弊害といわれるものであろう。わが国の巨大都市即過密都市といった状況を呈している。また、わが国の過密都市の問題を考える場合目につくことは、効率の悪い土地利用が行なわれていることである。たとえば、平家建て住宅の建設に代表されるような土地の平面的な活用は、縁地の縮小や、都市施設の不効率を招き、過密の弊害を助長している。土地の効率的な利用のためには、今までの生活習慣の変革にまつところが大きい。

過密の弊害としてもっとも重視されねばならないのは生活環境の悪化である。生活環境の悪化は直接に住民の健康の維持、向上に悪い影響を与える。そして、住民は生活環境の悪化があってもそれからのがれることがむずかしい状況におかれている。すなわち、経済効率の原則に支配される企業にあっては、過密の弊害が累積の利益をこえるときは転出という自動的な適応の行動をとることができるが、人口の集中は、資本の集中に付随するものであるから独立にその場から出ていくことはむずかしい。したがって、個々の企業にとっては、まだ集積の利益があるが、一方生活環境の面ではすでに弊害が現われているという状況のもとにおいては、企業は転出せず、人口もまた転出できず、住民は弊害を正面から浴びざるをえないという況になるのである。わが国の過密都市問題の基本的な把握にはこの点を明確にしておくことが必要である。

また、生活環境の悪化は、低所得階層やハンディキャップのある階層に与える影響が大きいことも見のがしてはならない。高所得者ならば空気のよいところを求めて住居を移すことが可能であろうが、低所得者にとってはそれはむずかしいことである。また大気汚染によって起こされる障害は、高齢者や児童といった適応能力において劣っているもの、体力の弱いものにまず強く現われるのである。

第1-3-11表 著名社会文化団体の本部所在地に関する東京と他府県の比較

第1-3-11表 著名社会文化団体の本部所在地に関する東京と他府県の比較

	団体数	東京	京都	大阪	その他
国際関係	48	97.9%	—%	—%	2.1%
社会関係	45	97.8	—	—	2.2
婦人・青年	20	100.0	—	—	—
自然科学	240	55.9	5.8	3.3	35.0
人文科学	138	84.8	8.7	2.2	4.3
新聞・雑誌	22	100.0	—	—	—
放送・出版	18	100.0	—	—	—
映画・芸能	22	100.0	—	—	—
音楽・舞踊	50	90.0	—	8.0	2.0
美術	23	91.3	—	—	8.7
趣味・社交	56	85.7	3.5	5.4	5.4
観光					
スポーツ	52	96.2	—	3.8	—

(注) 「朝日年鑑(38年度版)」所載の団体リストより算出

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第2節 都市化の進行に伴う問題

1 過密都市問題の登場

(2) 生活環境の変化

生活環境悪化の問題は、人口および所得水準や生活水準の向上に伴って増加する需要に対して、供給が十分行なわれないという、いわゆる需給のアンバランスの問題としてとらえることができよう。この場合、需要に対する供給の側、すなわち、施設等の設置義務を負わされているのは大部分地方公共団体であるが、需要の側を規定するものは全国的な社会・経済の情勢であって、これは一地方公共団体のよく統制できる問題ではない。したがって、施設の設置を広域的に考えるなどの供給面での対策とあわせて、全国的な社会経済情勢、つまり、需要側に対する対策について、国としても本格的な検討が必要であろう。

ここでは、いま過密都市問題の代表的な事例の一つとして東京の水不足問題を取りあげ、そのかかえている問題点を検討してみることにしよう。

39年の夏は、異常渇水のためか、全国128の都市において断減水という異常事態が発生した。東京の場合は、最高45%節限という制限給水となり、約90万世帯で断水するという水ききんとなった。36年の10月から始まった東京の制限給水は、現在もなお一部実施中である。東京のこのような水不足は、異常渇水にも原因はあるが、急激な人口集中および1人当たりの水の使用量の伸びといったことに対応して水資源の確保および施設の整備が行なわれていないことに原因があるといわれている。

この場合、施設の整備の遅れは、普及率とは別に給水量の問題において深刻な状況になっている。

都市の生活が所得の水準の向上に応じて合理化、近代化されるにつれて水の使用量は一般に上昇する。一般家庭の使用水にしても、電気洗たく機の普及や便所の水洗化により大幅に増加するし、集中してくる企業が上水道を生産活動のために使用する量も増加するし、自動車の普及やビルの冷房用水など都市化の程度が進むにつれて水の使用量はうなぎ昇りに上昇する。東京都区内の38年度の1人当たり1日最大配水量は399リットルであって、大阪市の560リットルに比べると劣るが、これは制限給水の結果使用量が極度に押えられていることを示すものであろう。

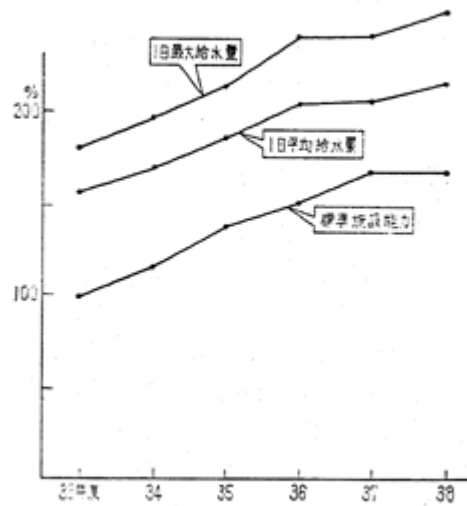
第1-3-5図は、東京都上水道の標準施設能力と給水量の伸びの推移を見たものである。33年以前より東京都上水道は、標準施設能力を大幅にこえて給水をしてきた。施設能力は弾力性のあるもので、夏場の急激な使用量の増に対応しうるものではあるが、平均給水量との差に示されているような、恒常的な標準施設能力以上の給水は異常の事態といわざるをえない。また、給水量は、制限給水が36年から開始されていることを考慮すると、もし制限がなかったならばさらに伸びていたものと推定される。

このような東京都の水道問題の解決の障害としては、何があるのであろうか。まず経済面で見ると、東京都が施設能力の拡充のために投資してきた事業費の総額は、戦後から現在までに約1,300億円に達しているが、今後50年度ぐらいまでに予定している施設の拡充を行なうとすれば、それに必要な事業費は約2,000億円にのぼると予想されている。もし、東京への集中傾向がなおも続くとして、それに伴って施設の拡充をはかるとすれば、その設備費は単価にはねかえり、単価はさらに上昇するであろう。これらの費用は拡充の原因となる新入の企業や転入者も従来から居たものも均等に負担することになり、新らしくきたものは急増する限界費用を負担せず、平均費用しか支払わない。このような費用負担の状況は、水道に限らずその他の生活環境施設についても見られるところである。また、水道の財源は地方債をもってまかなわれており、その返還は、各家庭の平等な水料道金によってまかなう仕組みになっているから、その返済は将来の大きな

問題となるであろう。

第1-3-5図 東京都上水道の施設能力と給水状況

第1-3-5図 東京都上水道の施設能力と給水状況
(33年度標準施設能力を100とした場合)



資料：東京都水道局「都水道局報」

第2は、水資源の問題である。現在の需要や将来の需要にこたえるには、現状の水源では不十分であって今後の課題としては、東京都以外の他県を含めた広域的な水資源の開発により、水源の確保をはかるなどの積極的な対策が構えられなければ水不足問題の解決は不可能である。なお、東京都以外の県にある他目的の水利権との調整も問題である。これらについても国の積極的な調整が検討されねばならないであろう。

東京都の水不足問題は、現在の過密の弊害とその解決のむずかしさを端的に示している問題の一つであると思われるが、過密都市の諸問題の解決をはかるためには、たとえば、人口の流入制限、産業の地方分散、都市の再開発などの問題を含めてその対策の根本的検討を進めることが必要であろう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第2節 都市化の進行に伴う問題

2 開発都市の問題

地域開発政策は、現在の政府の重要施策の一つであり、また、全国民的な関心を呼び起こしている事業でもある。人口の巨大都市地域への集中をもたらしているものとして、所得水準等の格差をあげたが、このような地域格差の是正をはかり、既成大都市へのこれ以上の集中を避けるためには、後進地域といわれる地域の所得水準を向上させるための計画的な地域開発政策が進められることが必要である。その一つの方法として、拠点開発方式がとられ新産業都市建設の問題が登場してきたのである。厚生行政からみた新産業都市の重要な課題は、住民の福祉と両立しうるような開発政策の遂行が実現されるということであろう。従来は、新規工場の進出が続くにつれて、合理的な土地利用や適切な生活環境施設の整備が行なわれなかったために、大気汚染などの公害や、水不足になやむ深刻な事例が新規開発地域においてみられるが、このような事態の発生を予防するような施策がとられる必要がある。このような施策を進めるにあたっては多くの困難が予想されるが、その最大なものは財政的な問題である。開発地域への国家の財政援助は、従来産業基盤面に重点が置かれてきた傾向があるが、生活環境面についてはどうあるべきか、厚生行政として十分検討する必要がある。

新産業都市は、各方面の注目を集めつつ39年に13地区の正式な指定と建設基本方針の指示が内閣総理大臣より行なわれた。この事業は、従来開発事業の関係省とみられてきた産業関係省のほかに、厚生省や文部省といった社会開発事業を所管する

(33年度標準施設能力を100とした場合)

省も積極的に加わってその方針を検討したことに大きな特色があるということができる。

39年の夏から関係県において新産業都市建設基本計画が、検討され始めたが、厚生省はこの計画が今後の地域開発計画の一つのモデルとなるものであろうという認識から、それに先立つ38年12月に関係道府県の担当者を招いて、地域開発における社会開発計画のあるべき姿についてセミナーを実施し、建設計画の立案に際し参考とするよう配慮した。

このセミナーにおける討議やその後の省内での検討を基に、39年7月に厚生事務次官より新産業都市の建設について基本となるべき方針を指示するとともに、関係局長からは個々の具体的な施策の方向が指示された。これらの一連の動きは、いままで厚生行政が公的にあまり発言しなかった都市の建設計画について積極的にのり出したことを示すものとして注目されてよからう。

新産業都市の建設においては、その後背地をふくめた地域の住民の福祉の向上を十分考慮して、その事業を検討することが必要である。新産業都市においては、産業の立地のための諸施設の整備に努力しなければならないであろうが、そのために住民の福祉がなごりにされるようなことがあってはならない。たとえば土地利用計画についていえば、工場用地の選定は住宅地に公害が及ばないような配慮をして定めることが必要である。また住民の健全なレクリエーションの場を確保するとともに自然を無秩序に破壊するような計画であってはならない。また生活環境施設の整備も、既成過密都市において起こっているような住民の需要に施設能力が追いつかないといった悲劇をくりかえさないようその先行的整備をはかることが必要である。

これらの考え方はこのたびの建設計画のなかにある程度もりこまれているが、問題は今後この計画の実施

にあたって、上記の考え方が現実にどのように実現されるかである。この場合、各方面の利害の調整や財政上の裏うちなどの問題が重要なかぎとなるであろう。厚生行政としても、関係地方公共団体がこの目的を達成しうよう十分な指導を行なうことが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第3節 都市の生活環境

前節まで、都市化過程とその問題を見てきたが、本節以降ではわが国の社会経済面に大きな位置をしめている都市自体の問題を見てみよう。まず、生活環境に焦点を合わせ、都市施設の本質とその問題点をみることにしよう。

都市は、そこに住む住民のための住宅やそれに付随する生活環境施設・交通施設・公園・事務所のためのビル、市民活動の場としての公会堂・劇場などの物理的構造からなりたっている。都市の生活にとってこのような物理的な環境が整備されることは基礎的な条件といってよいであろう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第3節 都市の生活環境

1 都市施設の内容

都市施設という場合は、産業施設を含めて議論されることが通例であるが、本節では、住民の生活に密接した生活環境施設とその整備の問題についてみることにしよう。

まず、都市施設は、それを利用する人間との関連において整備されねばならない、施設の利用は、人間の側からいえば、そこに生活が営まれることである。住民の生活を考えると、それは、個人の生活から、家庭(又は家族)における生活、向う三軒両隣とのつきあい、保育所の通園区域における生活、市町村レベルでの生活、全県的なひろがりを持つ生活というようにそれは重層的な人間関係において構成されている。したがって、施設もこの生活圏の実態に応じて整備が考えられなければならない。

このような生活圏と関連されて生活環境施設を考えれば、都市の規模によって、どのような施設を設置しなければならないかが導きだされる。たとえば、中規模都市をとってみると都市全体のレベルで設置されるべき清掃施設等の全市的施設、都市の一部をカバーするようなある種の病院などの施設、コミュニティ単位の保育所などその利用圏と関連させて施設の規模や質が決定される。また、逆に施設設備も技術革新によって従来のものよりはるかに広範囲をカバーする方が効率的であるような事態も起こりうるであろう。たとえば、最近のごみ焼却炉等の設備の能力の向上は、小都市のみが簡略なものを単独に設置するよりも、経済性を考慮するといくつかの市町村を含めて大量のごみを処理する方がよいというような状況にあり、その広域処理が要請されるようになっている。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第3節 都市の生活環境

2 生活環境の整備の遅れ

都市における生活環境施設の整備の遅れは、各方面から指摘されているところであるが、先に述べた過密の弊害を発生せしめている大都市以外の都市においても施設整備の立ち遅れがみられる。37年に経済企画庁調整局が行なった「国民生活改善に関する世論調査」においても、東京・大阪のような大都市と同様に中小都市においても生活環境についての不満が訴えられている。また、国民生活研究所が行なった「生活環境施設に関する基礎調査」においても、この傾向が報告されており、新興の工業都市や大都市の衛星都市においても、生活環境の整備には著しい後進性がみられ、生活環境施設の整備は必ずしも市の財政力の大小によってないとされている。

これは、人口の急増に対して施設整備が立ちおくれること、新興工業都市においては産業基礎の整備に重点が置かれ生活環境に手がまわらないことによるのであろう。

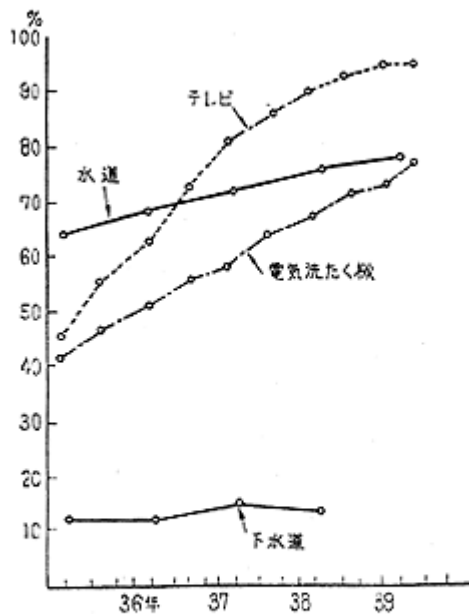
国全体の行政投資の総額で見ても、産業基盤施設に比べて生活環境施設の投資額は少ない。34年から38年までの累計で見て、住宅・環境衛生・厚生福祉の三事業費の合計額は、約8,700億円で道路および港湾事業費の合計額、約1兆8,600億円の半分にもみえない。

数年のうちに所得水準において西欧レベルに追いつくといわれるわが国の経済は、国民の福祉の向上に不可欠な生活環境の整備を行なうことができる力を持つにいたったとみることができよう。生活環境施設の整備は、先進諸国においても社会計画における重要な内容としてその充実に力が注がれているが、わが国においても今後中央・地方を問わず政治の大きな課題となると思われる。

また、生活環境施設の立ち遅れは個人の消費生活の豊かさに比べてみても著しいアンバランスとなっている。一般の生活水準の向上に伴い耐久消費財の普及はめざましいものがある。電気洗たく機・テレビ・電気冷蔵庫といった家庭電化製品は都市世帯においては生活の不可欠な世帯道具となりつつある。このような耐久消費財の普及率を諸外国と比べると一応西欧水準並みと見ることができよう。ところがこのような個人の家計から負担される耐久消費財の普及に比べて、社会的に整備されるべき生活環境施設の整備は著しく遅れており、特に、下水道清掃施設などの処理施設と公園の整備が遅れている。テレビの普及率では、わが国はイギリスを上回り、西ドイツの2倍以上の普及率を示しているが、下水道の普及率は、イギリスの1/9、西ドイツの1/5、という貧弱さである。耐久消費財の普及率と生活環境施設の普及率の伸びを最近の5年間で比べてみると、第1-3-6図のようになり著しいアンバランスとなっていることが示されている。

第1-3-6図 都市における水道・下水道の普及率の伸びとテレビ・電気洗たく機の普及率の伸びとの比較

第1-3-6図 都市における水道・下水道の普及率の伸びとテレビ・電気洗たく機の普及率の伸びとの比較



資料：経済企画庁「消費者動向予測調査」ただし、水道・下水道の普及率は厚生省企画室調べ。
(注) 水道の普及率は市部人口(国勢調査より推計)に対する上水道給水人口の比率である。
下水道の普及率は市部人口に対する私設義務区域人口の比率である。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第3節 都市の生活環境

3 都市建設計画の問題

生活環境施設の整備を進めるにあたって大きな問題となることの一つは、都市が無計画に拡大していることである。

都市機能が高度化するにつれて、都市圏の範囲は周辺に拡大されていくものであるが、東京・大阪等の巨大都市は、それぞれその周辺にその都市の中心機能と密接な結びつきを持つ広大な地域をかかえている。巨大都市の住宅地は、都心部の土地の高騰により地価の安いところを求めて周辺へひろがり、個人住宅が点々と農地を食い荒し、そのため集団的又は連続的市街地を形成しない非能率的な無計画な住宅地形成、いわゆるスプロール現象が見られる。この場合には住宅地に不可欠な生活環境施設の整備の上でも問題が多い。都市の住宅地は水道・ガス・電気・清掃施設等の処理施設・教育施設・児童遊園などの児童施設などが計画的に整備されていることが必要であるが、現実の姿は、生活環境施設の立遅れが目だっている。住宅地の開発は、住宅と生活環境施設との調和のとれた総合的な計画のもとに実施されることが必要であろう。また、既成施設の利用ということなどからみて、既成都市の再開発も検討されてよからう。また、単に住宅地のみにとどまらず、都内全体の建設計画も総合的な観点からもう一度みなおしてみる段階にきているのではあるまいか。

わが国の都市計画は、交通・保安・経済などとならんで衛生に関し、公共の福祉を増進することが目標として掲げられているが、従来、国民の保健、生活の向上を所管する厚生行政の側から、都市計画への積極的な参加が行なわれていなかったといえよう。今後の都市建設計画においては、住民の健康増進、福祉向上といった面からの配慮が十分加えられるべきであり、厚生行政においても都市建設計画にはややともすれば無関心であった傾向を反省し、個々の事業計画のみでなく総合的な都市づくりについて今後十分な検討を進めていくことが必要である。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第4節 都市社会の問題

都市はその物理的な構造のみでなく,社会的,経済的な構造に特色をもっている。第3節では,都市の物理的な構造について述べたが,本節では,その社会的側面について述べることにしよう。

都市人口の特色については先に述べたが,単なる人の集団として形態的にとらえるのみでなく,人間相互間の関係にも都市の特色があり,これを都市社会の特徴としてとらえてみよう。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第4節 都市社会の問題

1 都市社会の特徴

都市社会の構造として特徴的なことは社会的諸機能の分化であるが、このうち、最も基本的なことは、生産機能と消費機能の分化であるといえよう。これはまず職場と家庭との分離としてとらえることができる。典型的な都市的労働者は、日中を職場で過ごし、朝晩を家庭で過ごすという二分された生活を送っている。この二つの集団を基礎に地域社会や労働組合や、趣味のグループなど数多くの集団が構成され、全体としての都市社会が構成されている。したがって、都会人の生活は多核的であって、いくつかの核に応じた行動が要求されている。

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第4節 都市社会の問題

1 都市社会の特徴

(1) 地域への無関心

都会人は、移動性が高いことや、近隣との協同活動の必要が日常ほとんどないことなどから、地縁的な結びつきがきわめて薄いといわれている。昭和35年の国勢調査において、東京在住者のうち1年前の常住地が東京以外の道府県だったものは、約60万人であり、大阪府では30万人であって、総人口の約6%をしめている。総理府では実施した「自治意識に関する世論調査」によれば、東京都区では、その区で生まれたものと、他で生まれたがその区に20年以上に住んでいるものとの合計は32.6%で、全国平均64.1%の約半分であり、6大都市では47.1%とやはり低い。大都市においては、地域の住民が参加する地区組織活動が不活発であることは、よく指摘されるところであるが、都市生活者の地域への関心の程度を示すものとして、総理府の世論調査による自治意識の程度をみると、東京都区の住民では、区長の名を知らないものが6割をこえており、町村の場合の一割強と比べて大きな差を示している。

多くの雇用労働者にとって、住居のある地域社会は夜間と休日を通ずる場所に過ぎず、日常の生活の場は職場となっている。人間関係にしても、交際や、助力はほとんど職場の知人に求めており、親類や学校の友人との交際は加わっても、地域の隣人に求めるのは火急の場合の援助ぐらいになっているのが実態であろう。婦人についても家庭の主婦が、家事労働力の合理化から、職を求めたり、パート・タイムのアルバイトをしたり趣味のグループに参加したりする傾向が強まっているが、このことが、同様に近隣社会との結びつきを弱めることになると思われる。

都会におけるこのような地域社会の結びつきの弱まりと、家族の機能の縮小とが、都会人の生活における職場のしめる位置を高める結果となっている。厚生行政の推進をはかるにあたっては、このような人間関係の変化を考慮に入れる必要がある。

伝統的な地域社会の結びつきが復活することは困難であり、必ずしも適当でないのであろうが、都会人が地域社会に関する関心を高め、その積極的な参加により、都市の諸問題を解決することが都市社会の今後の大きな課題である。生活環境施設のような、共同消費のしめる位置が高まる時期にあつて、特にこのような住民参加の重要性は強まるであろう。

第1-3-12表 人口移動率-6大都市府県

第1-3-12表 人口移動率—6大都市圏

(単位:%)

	東京都	神奈川県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
㊤ 1年前の常住地(他都道府県)から転入したもの	6.1	5.9	4.0	2.9	5.5	3.5
㊦ 6大都市圏から他の都道府県へ転出したもの	3.4	2.7	1.7	2.6	2.5	2.4

資料:総理府統計局「国勢調査(35年)」

(注) ㊤は昭和35年の人口に対する比率

㊦は昭和34年の人口に対する比率

第1-3-13表 出生地別にみた現住地の市(区)町村における在住年数

第1-3-13表 出生地別にみた現住地の市(区)町村における在住年数

(単位:%)

	この市(区)町村)で生まれた	他の市で生まれた			他の県で生まれた		
		20年以上	10年以上 20年未満	5年以上 10年未満	1年以上 5年未満	1年未満	不明
総数	48.0	16.1	15.0	9.2	9.2	2.3	0.2
東京都区	17.7	14.9	22.8	19.1	19.5	6.0	—
6大都市	30.2	16.9	18.2	16.9	13.6	3.7	—
その他の市	51.0	15.4	15.5	8.6	7.6	1.7	0.3
町村	56.7	17.1	11.7	5.3	7.4	1.7	0.1

資料:総理府「自治意識に関する世論調査」

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第4節 都市社会の問題

1 都市社会の特徴

(2) 他人への無関心

都会人の生活の大部分をしめている職場の人間関係の基調は、かつての地域社会や、家庭のそのように、愛情や、友情といった暖かみのあるものではなくて、ある程度合理的な一面的な冷たいものである。ある一定限度以上の交際は特殊な場合を除き行なわれがたい。そして、ある限度以上の交渉はかえって干渉やおせっかいとして受けとられ、避けられる。他人への無関心は、交通機関の中や、人の出る盛り場などにおいて特に顕著である。このような人混みでは何のつながりを持たない匿名の個人として交渉を持つのであるから、職場における人間関係よりもさらに一面的である。このような環境は都会人の暮しやすさであり、また、その孤独を生み出し、都会人の行動をしばしば無責任なものとし、犯罪や、非行の顕在化を助ける要因となっていると考えられる。非都会的な社会では家族や近隣の人にたよることのできた援助に代わるものとして、社会的サービスの充実も必要であろう。

第1-3-14表 市(区)町村長の名を知っている率

第1-3-14表 市(区)町村長の名を知っている率

(単位:%)

		名前を知っているもの(だいたいい知っているものを含む)	ちがう名前をい ったもの	知らない	
総 数		82.3	2.1	15.5	
地域別	東 京 都 区	38.1	4.2	57.7	
	6 大 都 市	74.8	6.2	19.0	
	そ の 他 の 市 村	88.2	1.6	10.2	
	町	88.0	1.2	10.9	
職業上の地位別	自営者	農 村 漁 業	—	4.4	
		非 農 林 漁 業	0.5	10.6	
	被用者	管 理 職	75.0	4.5	20.5
		事 務 職・専 門 技 術 職	83.0	2.9	14.1
		労 務 職	77.9	3.2	19.0
	家従族業	農 林 漁 業	87.5	1.2	11.3
		非 農 林 漁 業	82.8	4.7	12.5
	無職	主 婦	78.6	2.8	18.6
		そ の 他	69.1	2.0	28.9
	市区町村在往年数別	現 在 以 外 の 市 区 町 村 在 住 年 数 別	現 在 の 市 町 村 で 生 ま れ た	1.3	8.7
現 在 の 市 区 町 村 に 住 ん で 20 年 以 上			2.3	11.5	
10 年 以 上 20 年 未 満			2.7	14.3	
5 年 以 上 10 年 未 満			5.4	22.5	
1 年 以 上 5 年 未 満			2.7	43.2	
1 年 未 満			—	57.1	

資料: 総理府「自治意識に関する世論調査(39年)」

第1部 厚生行政の背景

第3章 都市化過程とその諸問題

第4節 都市社会の問題

2 都市の社会問題

都市における社会的な問題としては、犯罪・少年非行・売春・浮浪・麻薬・自殺などがあげられる。このような社会問題のうち少年非行に焦点を合わせてみよう。

一般に犯罪や非行は都市のものと考えられるが、たしかに犯罪や非行は一般に農村部よりも都市に多い。理由としては、犯罪の可能性は、農村と都市とに差はないが、農村においては、同体的相互看視によって規制されるに対し、都市ではそのような規制がないことや、一度罪を犯した場合は、都市社会の匿名性から都市へ流れるのであろう。

少年刑法犯の検挙人員の対人口比率を6大都市と他地域と比較すると、35年において6大都市は他地域の1.43倍である。

人口が6大都市へ集中している傾向よりして、検挙人員の実数においては38年現在6大都市は、全国の約3割をしめている。この少年非行の都市集中について注目すべきことは大都市における少年非行のかなりの部分が他府県からの転入青少年によってしめられていることである。大都市への転入者が多く若年労働人口であることは先に述べたところであるがこのような転入青少年が大都市での職場やその他の生活に不適應となり、落後する場合が少なくないであろうことは予想される。彼らを受け入れる環境は、労働条件その他生活環境において恵まれたものとはいえないし、また、彼らの心のよりどころとなる暖かい家庭から離れてきているのである。

37年東京少年鑑別所に収容された非行青少年について調査した結果によれば、収容者のうち他府県出身者は45%であった。同じ調査で東京都の23区に転入している青少年は23区全青少年の約31%と推定されているので、非行少年における他府県出身者の比率の方が高い。これらの転入非行少年は、その52%が就職のために上京したものである。転入直後は、工員・店員になっていたものが非行時にはサービス業・運転助手・単純労働のような不安定業種が増加している。また、転職の度合いをみても、全体の60%以上が1年6か月以内に離職しているのである。転入非行少年は、東京非行少年に比べて、年長であり、知能も低く、犯罪も窃盗が大部分で、非行歴も浅いといったことから、素質的というよりも、環境的なものと思われる。

同調査の推定によれば、若年労働力として東京都へ転入してくる青少年の1/3は、従業員数9人以下の零細企業に就職しており、職場における労働環境は悪いことが予想される。家庭において、まだ保護されるべき年齢の彼らについて、生活指導的な機能は、まったく働いていないという。中小企業の劣悪な労働条件、福祉施設の不備などと都市社会本来の無情さが重なって、彼らの転落を促進し、少年非行をわが国の都市問題の代表的なものとしているのであろう。転入青少年については、彼等がまた保護されるべき年齢であることを考慮して、非行防止の見地からも都会生活へ適應しうるような援助の施策を購ずる必要がある。

第1-3-15表 少年犯罪の大都市への集中傾向

第1-3-15表 少年犯罪の大都市への集中傾向

	6 大 都 市		そ の 他 の 地 域		6 大 都 市 検 挙 人 員 対 比 率
	検 挙 人 員	少年人口に 対する比率	検 挙 人 員	少年人口に 対する比率	
30 年	21,832	12.1	75,124	8.6	225
35	42,823	17.9	105,076	12.5	290
37	46,408	—	116,533	—	284
38	51,227	—	123,124	—	294

資料：警察庁「犯罪統計書」

第1部 厚生行政の背景

第4章 家族構造の変動とその諸問題

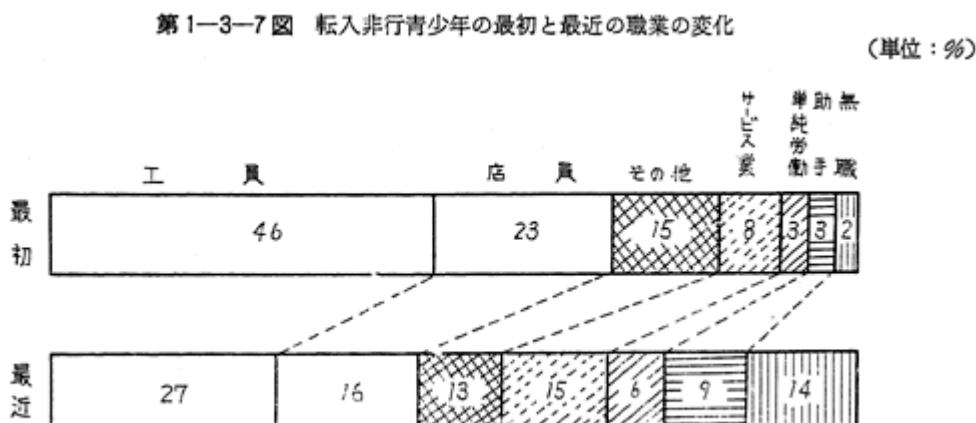
われわれの生活は家族を中心として営まれている。家族は、日常の居住をともにし、生計をともにする生活の基礎的集団であり、相互に助け合いながら、その構成員のもつ生活上の要求を充足し、その生存を保障している。次代をになう子弟の養育、老弱者の保護にあたり、栄養・休息による人間エネルギーの再生産をつかさどるとともに、夫婦、親子間の感情融合による内心の安定をかもし出すのが家族の生活である。したがって、国民の生活の問題はその多くが家族の生活の問題であり、国民生活の向上に関する施策も直接間接家族の生活をその対象とする場合が多い。

家族の機能は、その時代その社会によって必ずしも一様ではなく、その構成も変化する。民主主義思想の普及、個人の尊厳と両性の平等の原則の確立、国民経済の成長と社会保障制度の前進、教育文化水準の向上、都市化の進展などに伴い、わが国の社会・経済は大きく変動しつつあり、これに対応して、家族の機能・構成も変化している。

このような家族の動向は、二重の側面で厚生行政に大きな影響をもっている。その1は、行政の対象としての家族の生活が変化していることであり、この変化に対応する行政のあり方が検討される必要を生じている。その2は、このような変動の過程においてこれに適応することの困難な家族が現われることであり、これらの家族の社会的適応をはかり、その生活を安定させる必要を生じている。

以上の観点から、最近の家族の構成およびその問題点を見ることとする。

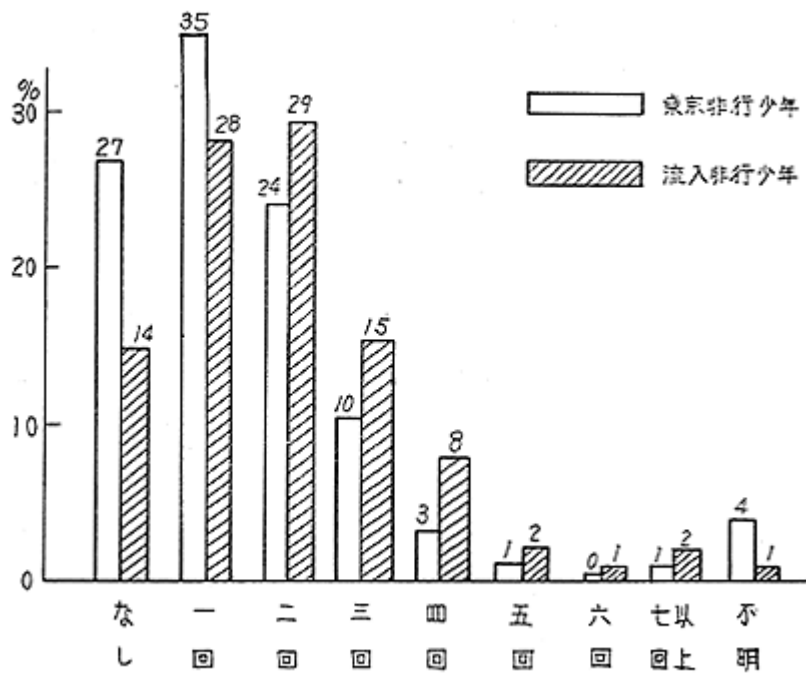
第1-3-7図 転入非行青少年の最初と最近の職業の変化



資料：東京都総務局「流入青少年実態調査報告書」

第1-3-8図 非行少年の転職回数

第1-3-8図 非行少年の転職回数



資料：東京都総務局「流入青少年実態調査報告書」

第1部 厚生行政の背景

第4章 家族構造の変動とその諸問題

第1節 家族の規模

1 家族規模の縮小

家族の範囲をどのように定めるかについては説が分れるが、その最も一般的な形態と考えられる「居住と生計をともにしている親族」に限定すれば、その平均的な構成は第1-4-1表のとおりで、祖父母・父母・子・孫というように直系親族が中心となっており、その平均人員は4.43人となっている。

第1-4-1表 世帯主との続柄別家族構成

世帯主の続柄		千世帯につき
総数		4,436.4
世帯主	総世帯主(男)	1,000.0
	"(女)	866.7
妻	妻	133.3
直系卑属	総子数	776.7
	子の配偶者	2,348.8
	孫の配偶者	1,933.7
	曾孫の配偶者	137.9
	曾孫の配偶者	274.1
	玄孫	1.6
直系尊属	総父母数	1.3
	租父母	0.1
	租父母	208.2
	租父母	41.6
傍系親族	兄弟姉妹	158.3
	兄弟姉妹の配偶者	8.2
	甥・姪の配偶者	0.1
	甥・姪の配偶者	102.7
	姪	82.1
	叔父母	2.4
	従兄弟姉妹	13.3
	その他	0.3

資料：昭和36年度厚生科学研究費補助による「社会階層の分類に関する統計的研究」

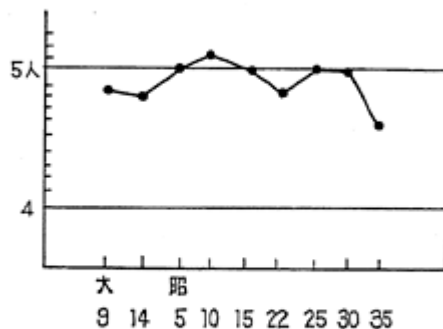
家族はまた、その生活あるいは生業を維持するため家事使用人・営業使用人などを同居させ、これらの人と一緒に生活している場合がある。これらの同居人を加えた生活単位としての家族(以下「世帯」という。)

は平均4.45人(35年国勢調査)の構成となっている。家族と世帯とは厳密には同じものではないが、国勢調査その他の資料は世帯単位に示されていることが多いので、以下世帯を中心として見ることにする。

わが国の平均世帯規模は第1-4-1図に見るとおり、大正9年の第1回国勢調査以来一貫して5人の線を上下し、大きな変化がなかったが、昭和30年を境にして急激な減少がみられ、35年には30年に比して一挙に0.43人の減少をみるに至った。毎年の傾向を住民登録の人口および世帯数で見ると第1-4-2図のとおりで、世帯の定義が違うので、国勢調査と直接比較することはできないが、毎年縮小の傾向を示し、特に35年以後の減少の著しいことを示している。

第1-4-1図 全国1世帯当たり平均世帯人員の推移

第1-4-1図 全国1世帯当たり平均世帯人員の推移

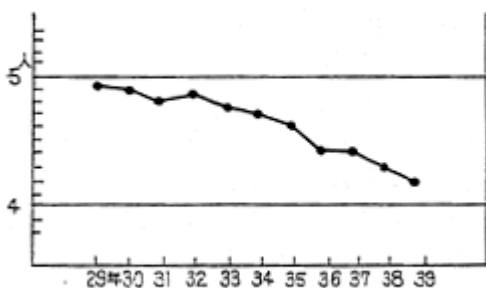


資料：総理府統計局「国勢調査」

(注) 普通世帯の平均世帯人員

第1-4-2図 住民登録による平均世帯人員

第1-4-2図 住民登録による平均世帯人員
(各年3月末現在)



資料：法務省民事局「住民登録に基づく全国人口・世帯数表」

家族規模の縮小は、先進諸国においては早くから現われている現象で、アメリカの場合を例としてみると平均世帯規模は19世紀の後半から縮小化が始まり、前世紀末で5人の線を、1930年代に4人の線を割り、1960年には3.3人となっていて、長期にわたって縮小化が続いてしている。わが国の場合は、最近の縮小の速度は急速であるが、家族の平均規模はなおこれらの先進諸国に比べて大きく、社会・経済が先進国の型に近づくにつれて家族規模も縮小化の方向に進むものと思われる。次に、世帯人員別の世帯数の分布を見ると第1-4-2表のとおりで、4人世帯が最も多く18.7%をしめ、次いで5人世帯17.1%、3人世帯15.9%となっており、この3~5人の世帯で全世帯数の過半に達し、これに1人世帯および2人世帯を加えた小人数世帯は69.6%に達する。しかし、これらの小人数世帯に属する人口は4,698万人で全人口の50.3%にすぎず、全人口の45.4%は6人以上の多人数世帯に属しており、また4.3%の400万人は通常の意味の家族または世帯の外にあって、寄宿舍・社会施設などに居住している。

第1-4-2表 世帯人員別世帯数

第1-4-2表 世帯人員別世帯数

		世帯数(千世帯)			普通世帯構成比(%)			増減率(%)	
		25年	30	35	25	30	35	35年/30年	30年/25年
普通世帯	総数	16,426	17,383	19,678	100.0	100.0	100.0	113.2	105.8
	1人世帯	889	601	1,023	5.4	3.5	5.2	170.2	67.6
	2	1,682	1,876	2,495	10.2	10.8	12.7	133.0	111.6
	3	2,427	2,528	3,130	14.8	14.5	15.9	123.8	104.2
	4	2,609	2,890	3,682	15.9	16.8	18.7	127.4	110.8
	5	2,514	2,895	3,369	15.3	16.7	17.1	116.4	115.2
	6	2,158	2,452	2,584	13.1	14.1	13.1	105.4	113.6
	7	1,654	1,786	1,663	10.1	10.3	8.5	93.1	108.0
	8	1,128	1,125	915	6.9	6.5	4.6	80.1	99.7
	9	683	630	452	4.2	3.6	2.3	71.7	92.3
	10	367	329	210	2.2	1.9	1.1	65.8	89.6
11人以上	313	271	156	1.9	1.6	0.8	57.6	86.6	
準世帯(人員)千人		155	241	973 (3,996)				405.1 (138.5)	156.0 (183.8)

資料: 総理府統計局「国勢調査」

(注)1 準世帯とは、寄宿舎・社会施設などをいい、普通世帯とは、それ以外の世帯をいう。

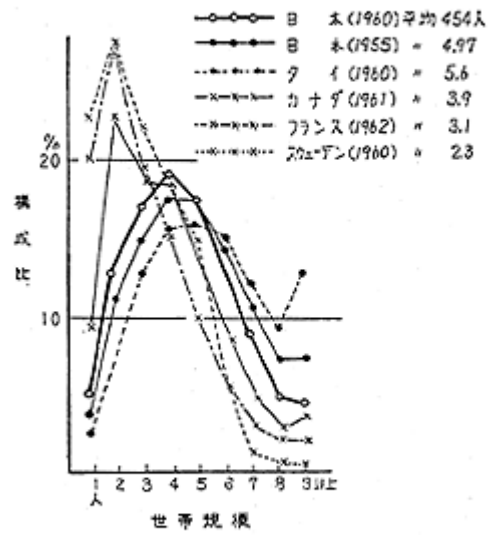
2 昭和25年は1人の準世帯を普通世帯に含む。

近年の動向を見ると、25～30年の間は5人世帯の増加が大きく、6人世帯、4人世帯の増加がこれに次いでいたが、30～35年の間は増加の様相が一変し、小人数世帯ほど大きな増加率を示している。すなわち、30～35年の間に1～5人の世帯は291万世帯、900万人の増加を示したが、多人数世帯では6人世帯で13万世帯、79万人の増加があったものの、7人以上の世帯で74万世帯、656万人の減少をみており、世帯分布の面でも小家族化の傾向を示している。

わが国の世帯人員別の世帯分布を諸外国に比較すると第1-4-3図のとおりで、先進国と異なった型を示している。フランス、カナダなどは2人世帯が最も多く、多人数世帯ほどその数を減じているが、タイでは4～6人世帯を山とし、多人数世帯が多くなっている。わが国は3～5人に山があって両者の中間に位置している。家族の構成は、国民感情にも大きく左右されるので、わが国の分布が今後どのように推移するかを見きわめることはむずかしいが、最近の増加が小人数世帯ほど大きいことは先進国の型へ近づきつつあることを示しているものであり、注目されるところである。

第1-4-3図 世帯規模別世帯分布

第1-4-3図 世帯規模別世帯分布



資料：外国は U.N 「Demographic Yearbook (1963年)」 日本は総理府統計局「国勢調査」

第1部 厚生行政の背景

第4章 家族構造の変動とその諸問題

第1節 家族の規模

2 家族規模の産業間・地域間の格差

家族の規模はその就業形態によって差をもっている。特に農家においては、その生産を維持するための労働力を確保する必要があり、一般に多人数家族となっている。世帯主の産業別に見た世帯の平均規模は第1-4-3表のとおりで、農業の5.60人を最高に、漁業5.32人、林業4.78人がこれに次いでいる、規模の小さいのは、金融保険業の3.96人を最小に、サービス業4.09人、公務4.22人の順となっている。30～35年の間の動向としては、各産業とも縮小化が進んでいるが、1次産業部門の減少が相対的に小さく、産業間の世帯規模の差は拡大しつつある。

第1-4-3表 世帯主の産業別世帯数および世帯人員

第1-4-3表 世帯主の産業別世帯数および世帯人員

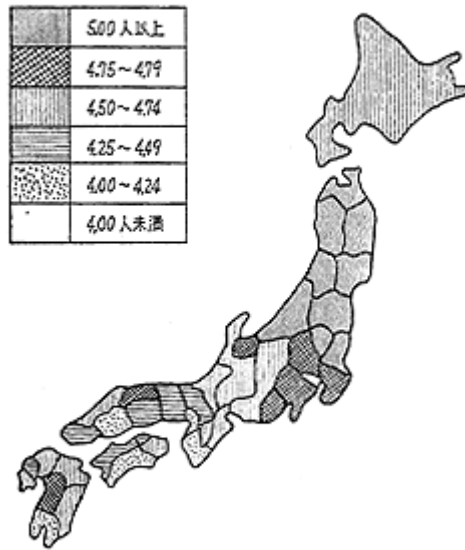
		30 年			35 年		
		世帯数	世帯人員	平均世帯人員	世帯数	世帯人員	平均世帯人員
総	数	千世帯 15,518	千人 78,988	人 5.09	千世帯 17,693	千人 81,797	人 4.62
総	数	5,208	30,566	5.86	4,752	26,343	5.54
1	農業	4,681	27,713	5.92	4,243	23,748	5.60
2	林業	228	1,161	5.10	206	984	4.78
3	漁業	298	1,692	5.68	303	1,611	5.32
総	数	4,075	19,469	4.78	5,500	23,831	4.33
4	鉱業	360	1,761	4.89	375	1,724	4.60
5	建設業	891	4,326	4.85	1,430	6,195	4.33
6	製造業	2,824	13,383	4.74	3,695	15,912	4.31
総	数	6,235	28,947	4.64	7,435	31,623	4.25
7	卸売小売業	2,284	11,053	4.84	2,788	12,173	4.37
8	金融保険不動産業	288	1,276	4.43	374	1,482	3.96
9	運輸通信業	1,145	5,369	4.69	1,286	5,595	4.35
10	電気ガス水道業				154	675	4.38
11	サービス業務	1,775	7,967	4.49	2,106	8,608	4.09
12	公務	743	3,281	4.42	729	3,077	4.22
13	分類不能	1	6	4.16	3	12	4.21

資料：総理府統計局「国勢調査」
 (注) 世帯主が就業者である世帯

次に、地域間の差を見ると、都道府県別の平均世帯人員は第1-4-4図に示すとおりで、一般に東日本の各県が世帯規模が大きく、特に東北・北関東の諸県はいずれも5人以上となっている。これに対して西日本の各県は規模が小さく、農業県といわれる県でも4.75人以下のところが多い。平均世帯規模の最も大きいのは岩手県の5.26人で、青森県の5.22人がこれに次ぎ、最も小さいのは東京都の3.96人で、高知県の4.09人がこれに次いでいる。このような地域差を形成しているのは、各県の産業構造に差があることのほかに、農林業地帯における地域差の大きいことによるもので、農林業世帯は、宮城県の高6.21人を最高に鹿児島県の4.24人を最小とし、この間1.97人の差がある。非農林業世帯においては地域差は大きくない。

第1-4-4図 都道府県の平均世帯人員

第1-1-4図 都道府県の平均世帯人員
(35年)



資料：総理府統計局「国勢調査」

第1部 厚生行政の背景

第4章 家族構造の変動とその諸問題

第1節 家族の規模

3 家族規模縮小の要因

以上のような家族規模の縮小の要因として第1に考えられるものは、最近の出生率の低下である。第1章で述べたように、わが国の出生率は、昭和25年以降急速に低下しており、1家族当たりの出生児の数は減少している。第1-4-1表に示したとおり、家族の中に子供のしめる割合は大きいので、このような出生率の低下が家族規模の縮小に寄与している度合は大きい。

第2に、就職のために他出する家族の増加がある。これは特に農家世帯に著しく、第2章で述べたとおり農業労働力の他産業への流出がきわめて活発化している。このような農業労働力の流出は、その一部は農家に居住しながら他産業に従事し通勤兼業の形をとるが、地元には適当な雇用機会がないことなどにより、都会に移住して就業する場合も多い。また、非農家世帯においても新規学卒者を中心とする労働力移動が活発化している。

39年3月の中学校および高等学校卒業者についてみると、就職者の約3割は県外に就職している。中学卒業者では鹿児島県の83%を最高に、14県で半数以上が県外就職をしており、高卒者では島根県の65%を最高に、半数以上が県外就職している県は11県に達している。このような新規学卒者を中心とする若年労働力の流出は、一面において、第1章に記したように地域人口の年齢構造を変え、流出地域の従属人口比率を高め、地域住民の生活を圧迫する結果となり、他面において、これらの流出者は、家族の生活で保たれていた内心安定作用を失い、生活環境の激変などとあいまって、前章に記したように、不安定な生活を送ることに問題を生じている。

家族規模縮小の第3の要因は、子供が結婚によって独立し、あるいは親と同居していた夫婦が分離独立することである。すでに見たように小人数世帯の増加が著しいことは、このような家族の分化が行われていることを示唆するものであるが、厚生行政基礎調査によると、第1-4-4表のとおり、夫婦および未成年の子で形成する世帯の増加が著しく、近年の世帯の増加はほとんどこのような世帯の増加によっている。子が結婚によって親から独立して新たな家族を創出する傾向すなわち家族が夫婦を単位とし、夫婦とその未婚の子のみで形成されるいわゆる核家族化の傾向は、家族構造の基本的な変化を示すものであるが、これについては次節で見ることにする。

第1-4-4表 基本世帯の推移

第1-4-4表 基本世帯の推移
(各年4月15日現在)

	基本世帯	その他世帯	基本世帯の 構成比
30年	千世帯 8,600	千世帯 8,324	% 50.8
35	10,058	8,523	54.1
36	10,776	8,437	56.7
37	11,302	8,478	57.1
38	11,651	8,487	57.9

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

(注)1 単独世帯を除く。

2 基本世帯とは、夫婦または夫婦と未成年の子で形成する世帯

第1部 厚生行政の背景

第4章 家族構造の変動とその諸問題

第2節 核家族化の傾向

核家族化の傾向は、欧米近代家族特に都市家族の基本的な特徴であるといわれる。わが国においても、最近このような核家族の増加が大きい。また会社・工場などの寄宿舎に居住する者の増加も大きい。その多くはそのまま都市生活を続け、将来核家族を形成するものと考えられるので、これらを含めて核家族化が進行しているものといえることができる。

核家族化の地域別、就業形態別の現状は、第1-4-5表のとおりで、地域別には、人口集中地区の核家族率が最も大きく、郡部においては核家族率は小さくなっている。しかし、この差はほとんど地域別の就業形態の差によるもので、就業形態別には地域差は小さく、非農林業世帯は、わずかながら郡部における核家族率が高くなっている。農林業世帯と非農林業世帯との間にはかなりの差があるが、農林業・非農林業世帯(兼業世帯)においても4割に近い家族が核家族の形態をとっていることは注目に値しよう。

第1-4-5表 地域別、就業形態別核家族率

第1-4-5表 地域別、就業形態別核家族率
(35年) (単位: %)

	全世帯	農林業世帯	農林業 非農林業世帯	非農林業世帯	非就業 その他世帯
全 国	60.2	43.0	38.1	70.1	48.0
人口集中地区	67.5	60.0	42.4	69.2	48.4
市 部	64.2	43.3	38.1	70.0	48.1
郡 部	52.6	42.8	38.1	70.2	47.1

資料: 総理府統計局「日本の人口(昭和35年)」

(注) 核家族率=

$$\frac{\text{夫婦世帯} + \text{夫婦と子世帯} + \text{片親と子世帯}}{\text{普通世帯}} \times 100$$

農家世帯の家族員の異動の状況を見ると、第1-4-6表のとおりで、就職のために他出する者のほか、現に他の業務に勤務している者の転出が多く、家族の分化が進行していることを示しており、また、第2章で見たとおり就職のために転出する者の中にもあととりが相当数含まれていて、農家における家族構成も縮小化の方向へ向かって変化しつつある。

核家族化を促進し、または抑制する事情は多岐にわたっている。その第1は家族の心理的な問題である。家族の制度についての考え方は歴史的、社会的に形成されるもので、一朝一夕に急変するものではない。わが国においては、戦後家族制度に関する法制が根本的に改正され、親の扶養は子の共同責任であること、遺産は子に均等に分割されること、戸主権を廃止し、子は婚姻によって新たに戸籍をつくることなどの改正があり、このような法制の改正後相当の年月を経過しているが、老後の生活、遺産相続に関する国民の意識を総理府世論調査で見ると、第1-4-7表のとおりで国民の34%は扶養、相続に関して長男の特殊な立場を認めることを肯定しており、年齢別には高齢者ほどその比率が高くなっていて、50歳以後では約半数に達している。また学歴別にもかなりの差がある。一方、相続について実施された世論調査によると第1-4-8表のとおりで、あととりのうち、自分1人で、または、他の兄弟より多く相続したいと望んでいる者は4割弱にすぎず、あと

とり以外の者(結婚した娘を除く。)もその2割が均等相続を望んでいる。あととりがより多く相続することは、親と同居し、その世話をみることといわば表裏の関係にあるが、以上の調査からも親と同居して生活しようとする子のはっきり定まっていないことを推察させるものである。このような問題点を含みながら、高校進学率の上昇その他の一般的な教育文化水準の向上、都市文化の地方への波及、就業構造の近代化などに伴い、国民の意識は漸次核家族化の方向へ進むものと思われる。第2は経済的な問題である。家族が分化することは、当然に必要な生活費の上昇をもたらすので、所得の絶対額が低い段階では分化は困難であり、それぞれの家族が相当程度 of 生活水準を維持することのできる所得の確保によって家族の分化は促進される。

第1-4-6表 農家世帯員の動向

第1-4-6表 農家世帯員の動向

(単位:千人)

	33年	34	35	36	37	38
世帯員の増加	993.4	1,118.4	1,037.6	1,013.3	988.7	863.1
うち、離職して帰村したもの	104.2	104.9	96.5	86.1	97.0	105.6
うち、他勤務就業者の転入	24.8	30.2	37.1	58.1	56.7	72.1
世帯員の減少	1,350.2	1,524.3	1,643.2	1,693.8	1,628.8	1,517.6
うち、離職して就職した者	392.5	1,403.9	415.3	426.0	463.9	439.2
うち、他勤務就業者の転出	57.8	60.9	62.2	96.8	105.7	123.9

資料:農林省「農林統計表」

第1-4-7表 親の扶養,財産相続について長男を別扱いにすることを可とする者の比率

第1-4-7表 親の扶養,財産相続について長男を別扱いにすることを可とする者の比率 (単位:%)

	男	女	学歴別	
総数	34		総数	34
20 ~ 29歳	19	20	旧高専, 大学卒	20
30 ~ 39	27	29	旧中, 新高卒	26
40 ~ 49	38	40	旧高小, 新中卒	35
50 ~ 59	48	47	小卒	49
60以上	54	50	未就学者	49

資料:総理府「憲法に関する世論調査(38年8月)」

第1-4-8表 遺産相続に関する世論

第1-4-8表 遺産相続に関する世論

(単位:%)

	あと とり	あととり以外	
		結婚し ている 娘	その他
総 数	100.0	100.0	100.0
自分1人で相続したい	22.4		0.5
他の兄弟と分けて相続したい	40.8	9.3	29.2
{ 他よりは多く 他と平等に 他より少く }	15.4	0.4	2.2
	20.9	6.1	18.9
	1.0	2.0	3.8
不明	3.5	0.8	4.3
相続しなくてもよい	27.4	83.0	56.8
不明	9.5	7.8	13.5

資料: 総理府「相続に関する世論調査(34年12月)」

第3は住宅事情である。住宅の建設は年々増加しているが、まだその絶対量は十分でなく、住宅不足のため同居を余儀なくされている場合がある。この反面、東京・大阪などの人口流入地においては、新築住宅の規模が小さく、家族全員の利用しうる住宅を求めることが困難であるため、本来同居すべき家族が分離を余儀なくされている例がある。

第4は、社会保障その他の社会サービスの整備である。これらが未整備の段階では、家族がその構成員の生活の保障に果たさなければならない役割が大きく、この機能を維持するために多人数の家族形態をとりやすく、家族の分化は抑制される。

以上のほかにも、家族の分化・核家族化の傾向に対してさまざまな促進・抑制の要因が考えられるが、これまでの傾向から推して、全体として核家族化の傾向はなお進行するものと思われる。次にこのような家族の分化・核家族化の進行に伴う問題点を考えてみよう。

第1は、住宅、社会保障、その他の社会サービスの必要性である。家族が分化し、核家族化することは、家族規模が縮小し、特に成年の家族員は原則的には夫と妻との2人のみとなり、家族の生活保障の機能を低下している。疾病その他の日常生活に随伴する様々の障害にも家族の規模が大きいときは家族内の相互の協力でカバーできる余地が大きい、核家族のときはその余地は著しくせばめられる。たとえば、妻の病気・出産などに際して、夫がその勤務を休んで看護などにあたらなければならない例も多く、このような理由で夫の欠勤するのが年間6日以上に達するといわれている。したがって、病気その他の生活の障害が発生しないような社会体制がいつそう必要となるとともに、障害が発生した場合の援助の体制の整備が必要である。この場合の援助の体制としては、金銭給付のみならず、救急医療体制、看護サービス、児童の養育、老人の介護など家族に代るサービスの体制が特に必要であろう。

また、核家族化に伴って、若い、生活経験の乏しい家族が増加するが、これらの家族が安定した生活を営みうるよう、必要に応じて、育児・教育・隣人関係・余暇利用などの日常生活の各分野にわたる指導・助言・援助をなすようサービス体制を整備することが必要であろう。

これらのサービスは、そのある分野は近隣居住者、グループ活動などの相互協力により、ある分野は民間企業によりカバーされるであろうが、多くの分野は公的サービスとして行なわれる必要がある。

第2は単独世帯および寄宿舍等の居住者の増加である。昭和35年の準世帯居住者の内訳は、第1-4-9表のとおりで、400万人に達している。これに単独世帯を形成する者102万人を加え、さらに一般の世帯に同居している家事使用人、営業使用人などは191万人であるので、これを加えれば693万人が家族とともに生活していない者であり、心理的に問題の多い生活をしている者といえることができる。そして、この多くは集団就職者などの未成年あるいは成年に達して間のない若い年代であり、肉親を離れ、生活環境の激変を伴うことが多いのであって、これらの者について、新しい生活環境への適応をはかり、心身にわたって健全な生活を維持す

るに必要な環境の整備,相談指導のサービス,利用施設の整備などを進めることが必要であろう。

第1-4-9表 準世帯の内訳

	世帯数		人員	
	千世帯	千人	千世帯	千人
総数	978	3,996		
1人の準世帯	760	760		
営業使用人の世帯	51	457		
学校の寄宿舎	5	159		
会社等の寄宿舎	139	1,900		
病院等	9	312		
社会施設	3	121		
その他	16	287		

資料: 総理府統計局「国勢調査」

第3は家族の分化によって生ずる老人家族,母子家族その他のハンディキャップをもつ家族の問題である。直系世代が累積し,時として傍系親族まで含む大家族の制度においては,老人は子や孫とともに暮し,その生活は保障されており,また夫と死離別した妻およびその子,病弱者などの生活も家族内で保障される度合いが大きかった。しかしながら,核家族化の進行に伴ってこのような老人・母子は孤立し,その生活の基盤が弱くなっており,特に老人については第1章にも述べたとおり,高齢人口が急速に増加する時期を迎えているため,その生活安定の問題はいつそう深刻なものとなっている。また,病弱者などの保護についても家族の規模が小さくなるにつれてその負担が大きくなっていることはいうまでもない。

以上のような恒久的なハンディキャップをもつ家族のほかに出かせぎ者のいる家族,共かせぎ家族も一時的にハンディキャップをもつ家族ということができよう。共かせぎ家族の実数は明らかでないが,労働力調査による非農林業に従事する有夫女子労働者は432万人(38年)で,毎年増加しつつある。共かせぎ家族については,いわゆる「かぎっ子」の問題として児童の健全育成上問題が多いが,これらの有夫女子労働者の出産。育児などに関する状況を見ると第1-4-10表のとおりである。出産・育児を理由とする退職者は37年までは増加の傾向をみせていたが,38年には減少に転じ,また,就業継続者については,育児時間を請求する者の割合,育児時間を与えられる者の割合はいずれも年々低下し,母性保護の見地からも問題が大きい。

第1-4-10表 有夫勤労婦人の状況

第1-4-10表 有夫勤労婦人の状況

年	妊娠・出産による退職者の割合 (妊産婦数=100)	育児時間請求者の割合 (産婦数=100)	育児時間(1日2回1回30分以上) を与えられた者の割合 (請求者=100)
34年	41.8	32.7	34.3
35	38.9	39.5	49.1
36	46.0	34.2	50.2
37	47.2	34.0	48.0
38	41.6	28.9	45.0

資料: 労働省婦人少年局「女子保護の概況(38年)」

(注) 農林水産業を除く常時30人以上を使用する事業所の調査

厚生白書(昭和39年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 厚生行政の背景

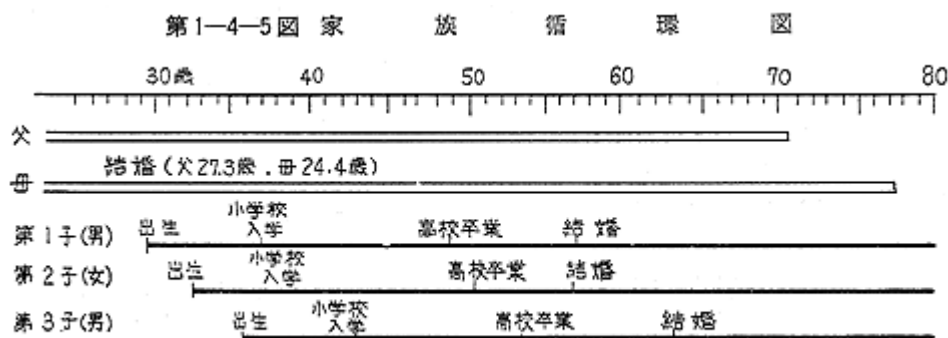
第4章 家族構造の変動とその諸問題

第3節 家族の循環と食料費および教育費

家族はその構成員の経済的、心理的生活の保障をその本来的な機能としているが、子供の出生・成長・独立の過程を軸として家族の構成も変化し、その生活上のニーズも変化する。

昭和38年の人口動態統計によれば、わが国の平均初婚年齢は夫27.3歳、妻24.4歳であり、また出生順位第1、第2、第3位の出生児は、それぞれ父母の結婚後1年10か月、4年6か月、7年0か月となっているので、これから平均的な家族循環のモデルを作成すれば第1-4-5図のとおりとなる。なお、出生児は男、女、男の順と仮定し、子の入学の時期については、7月1日に結婚したものとし、これから出生間隔によって計算している。

第1-4-5図 家族循環図



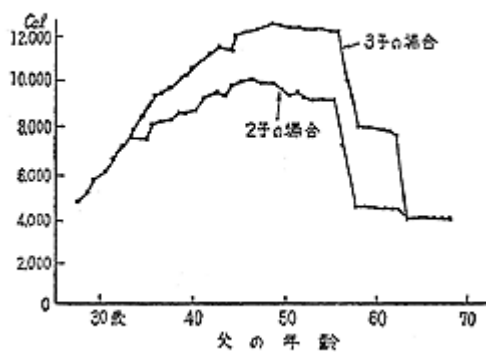
資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

子の70%以上は高校に進学し、高校進学者の20%以上は大学にまで進学する。第1子が高校を卒業するのは父の48歳のときであり、末の子が高校を卒業するのは50歳(2子の場合)、53歳(3子の場合)である。大学にまで進学する場合は、末の子が大学を卒業するのは、順調に進んで54歳、57歳の時であり、父の壮年の時期は、子の教育に最も経費を必要としている間に過ぎてしまうのである。そして男子27.3歳、女子24.4歳で結婚し、結婚した子の多くは親から分かれて生活し、親は再び夫婦のみに生活に返ることとなる。

次に、このような家族の成長に伴い大きく変化する食料費および教育費についてその必要額を試算してみよう。上記の家族循環のモデルについて、年次別のカロリー必要量を試算すれば第1-4-6図のとおりである。昭和37年度国民栄養調査による平均栄養摂取量および平均食料費から1カロリー当たりの経費を計算すれば、6.86銭の値が得られるので、これによって家族の構成別の食料費所要額を試算し、他方、各学年ごとの教育費は37年度において学校教育費および家庭教育費を含めて第1-4-11表のとおりと報告されているので、これによってモデル家族の年次ごとの所要教育費を試算し、所要食料費と所要教育費を合計すれば、第1-4-7図が得られる。

第1-4-6図 平均的な家族(2子、3子)の所要熱量

第1-4-6図 平均的な家族(2子, 3子)の所要熱量



資料: 栄養審議会答申

第1-4-11表 学年別教育費

第1-4-11表 学年別教育費(年額)
(37年4月~38年3月)

(単位: 円)

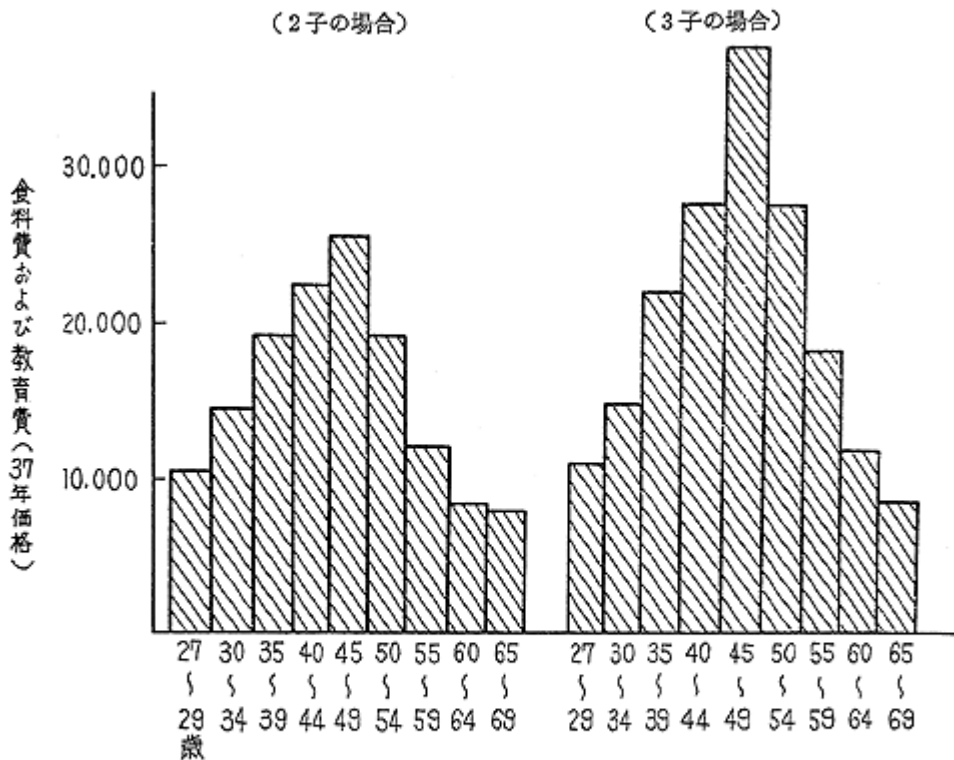
小学校1年	20,915	中学校1年	20,885
2	17,151	2	18,743
3	18,287	3	20,534
4	18,489	高等学校(全日制)1年	48,390
5	18,816	2	39,467
6	18,693	3	39,423

資料: 文部省「父兄が負担する教育費」

(注) 父兄が負担する学校教育費および家庭教育費

第1-4-7図 家族の成長に伴う食料費および教育費

第1-4-7図 家族の成長に伴う食料費および教育費



厚生省企画室調べ

- (注) 1 必要食料費は、第1-4-6図の所要熱量より平均所要量を計算し、37年国民栄養調査より1カロリー一当たり食料費6.86銭と仮定して試算した。なお、子は結婚するまで親と同居しているものとした。
 2 教育費は、第1-4-11表より各年次ごとの毎月平均額を算出した。
 3 以上により各年ごとに試算した金額を5歳間隔で平均したものである。

この試算は、食料費について単純にカロリー所要量から計算し、たんぱく質その他の栄養素の必要量の変化を考慮せず、また将来の食生活の向上なども考慮していないきわめて簡単な試算であるが、これによっても45~49歳以後40歳をピークとにおける食料費および教育費所要額の大きいことがわかる。また、この試算は、大学へ進学する場合を考慮していないがこれを考慮すれば、教育費はさらに上昇する。なお、高校を卒業した子が結婚するまで親と一緒にいるものとしてカロリーを計算しているが、このような場合は、通常子が就業し、その所得があることを考慮する必要がある。

以上のような家族の成長に伴う食料費および教育費所要額の増加に対して、現実の家計はどのような動きを示しているであろうか。第1-4-12表によって見ると、食料費支出の割合は、夫の年齢35~39歳の時期をピークとし、40歳以後になると低下に転じ、60~64歳の時期から再び増加している。また穀類消費の割合を見ると40歳以後の時期から増加をはじめ、45~54歳の時期に最も大きくなっている。夫の年齢40~54歳の時期は、家族の必要カロリー量が大きく増加する時期であるが、この時期に食料費支出の割合が低下していることの背後には、家族の成長に伴う教育費の増大などによって食料費支出の増大がおさえられ、必要カロリーを確保するために食料中の穀類の割合を増加させ食生活を栄養面で低下させている面があると思われる。

第1-4-12表 夫の年齢階級別家計支出構成

第1-4-12表 夫の年齢階級別家計支出構成(38年)

	消費支出 総数	消費支出の構成費					食料費中 穀類の割合
		食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費	
~ 24	円 31,233	% 35.4	% 21.0	% 3.7	% 12.2	% 27.7	% 20.3
25 ~	33,113	35.4	15.9	3.9	11.9	31.7	18.6
30 ~	36,782	36.5	13.6	4.4	12.4	33.1	19.8
35 ~	40,731	37.4	11.8	4.4	12.7	33.7	22.1
40 ~	46,837	36.5	9.3	4.4	13.6	36.1	23.5
45 ~	50,117	35.3	9.1	4.3	13.0	37.9	24.6
50 ~	53,441	34.2	9.1	4.1	13.2	39.4	24.6
55 ~	54,261	32.3	10.4	4.4	12.1	40.9	24.5
60 ~	42,042	38.0	11.5	5.0	11.1	34.3	23.4

資料: 総理府統計局「家計調査」

(注) 都市勤労者世帯で夫婦又は夫婦と未婚の子がいる世帯

最近の国民経済の発展の過程において、収入の面では年齢別の賃金の格差が縮小されつつあるが、支出の面では明らかに年齢別の差がある。この収支のズレを調整し、円滑な家族の循環をはかることは、個々の家族にとっても大きな課題であるが、社会全体としても次代をになう若年人口の健全な成長をはかる必要があり、その意味からも児童手当制度その他の施策が必要であろう。